



* 0014882000 *

0014882-000

AZ-857-38

戸籍法解義集

市町村雜誌社・編

市町村雜誌社

1931. 1

ACE

戶籍法解義集

進呈

戶籍法

AZ
857
38



324.87

80W34256

序

戸籍は國民の身分關係を明かにするのである。身分關係で私の權利義務が定まることは頗る多い。故に其取扱は正確で全國統一的でなければならぬ。従て其記載事項も法律上必要の程度に制限して簡單明瞭を期するのであるけれども、民法の親族法相續法と關聯して疑義百出で、殆んど際限はない。之に關する解釋は結局裁判所の掌る所ではあるけれども、裁判所は裁判事件として見はれなければ之を示す機會はない。又地方的の裁判では直ちに之を以て全國を律する譯にも行かない。旁區々の取扱とならないやうに監督手續によつて司法省で解釋を統一す

ることになつて居る。統一と云ふたところで、解釋のことであるから固より命令でもなければ絶対的のものでもない。間違ふこともあり、従て變更することもある、それが裁判事件となれば裁判所の決する所に従ふの外はない。極まつたやうで極まらないのは法律の解釋である。市町村の取扱に當つて、疑義あれば監督區裁判所又は司法省に問合せ其回答によつて處理するのが實際である。而して成るべく取扱に過誤なく且澁滞なからしむる爲には、控訴院、地方裁判所、區裁判所管内で、戸籍事務打合會とか、研究會とかを開いて市町村の戸籍取扱主任の打合せ、講習、決議等を爲して居る。司法省は其報告を受けて、不

當と認むるものは理由を付して通報し、一般取扱者にも周知せしむることとして居る。又司法官の團體である法曹會では、世間一般よりの質疑に應し雜誌で之を公表して居る。本社も亦市町村雜誌讀者の質疑に應し雜誌で公表し來つて居る。右の次第であるから戸籍關係に付ては取扱者も一般人も彼是參酌し適當と信ずる所に従ふの外はない。本書は之が資料を供するものであつて、戸籍法の施行を圓滑ならしめんとするのである。

昭和五年八月

凡例

本書は戸籍法の全文を掲ぐると同時に、疑義を生ずる條下に「判決例」「取扱例」「問答」を收む

- 〔判決例〕 は大審院の判決例なり
- 〔取扱例〕 は司法省の回答、通牒、又は法曹會決議なり
- 〔問答〕 は市町村雜誌社に於ての質疑應答なり

目次

戸籍法	
第一章 戸籍事務の管掌	一
第二章 戸籍簿	三
第三章 戸籍の記載手續	一〇
第四章 届出	一六
第一節 通則	一六
第二節 出生	一六
第三節 認知	一六
第四節 養子縁組	一六
第五節 養子縁縁	一六
第六節 婚姻	一六
第七節 離婚	一六
戸籍法 目次	一

戸籍法 目次

第八節	親權及ヒ後見	二二二
第九節	隠居	二二八
第十節	死亡及ヒ失踪	二四一
第十一節	家督相續	二五九
第十二節	推定家督相續人の廢除	二八六
第十三節	家督相續人の指定	二八八
第十四節	入籍、離籍及ヒ復籍拒絶	二九〇
第十五節	廢家及ヒ絶家	二〇四
第十六節	分家及ヒ廢絶家再興	二〇九
第十七節	國籍の得喪	二二四
第十八節	氏名、族稱の變更及ヒ襲爵	二二四
第十九節	轉籍及ヒ就籍	二二七
第五章	戸籍の訂正	二三二
第六章	抗告	二四五
第七章	罰則	二四八

附則	二四九
戸籍法施行細則	二五〇
戸籍手数料規則	二六二
共通法第三條	二六三
外國人を養子又は入夫と爲すの件	二六三
外國人を養子又は入夫と爲さんとする者の出願手續に關する件	二六四

戸籍法

(大正三年三月三十一日法律第二十六號○大正十年四月法律第四十八號、大正十三年七月法律第二十號改正)

第一章 戸籍事務ノ管掌

第一條 戸籍ニ關スル事務ハ市町村長之ヲ管掌ス

第二條 市町村長ハ自己又ハ自己ト家ヲ同シクスル者ニ關スル戸籍事件ニ付キ其職務ヲ行フコトヲ得ス

【問答】

問 戸籍法第二條により市町村長が戸籍事件を取扱ふ能はざる場合、何人が之を取扱ふべきや。

答 市町村長を代理する助役之を取扱ふべし。
第三條 戸籍事務ハ市役所又ハ町村役場ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ノ一人ノ判事又ハ監督判事之ヲ監督ス

戸籍事務ノ監督ニ付テハ司法行政ノ監督ニ關スル規定ヲ準用ス
戸籍法 第一章 戸籍事務ノ管掌

【取扱例】

(昭和三年八月廿八日前橋地方裁判所長問答)
同九月七日民事第九七六二號民事局長回答)

戸籍事務取扱に關する市町村長より司法大臣に對する疑義稟伺にして急速を要せざるものは監督區裁判所より尙之を順次上級監督官廳を經由せしむるの必要有之様思料せられ候得共明治三十一年七月高知地方裁判所長の問合に對する同年同月司法省民刑局長の御回答(區裁判所より直接司法省に差出すべきものとす)は今日尙變更せられざるものなりや至急何分の御回答相煩度此段及問合候也

回 答

客月二十八日附第四〇六四號を以て御問合に係る標記の件は至急を要せざるものは地方裁判所長を經由せしむるも差支無之候條御見込に依り可然御取扱相成度此段及回答候也

第四條 市町村長カ其職務ノ執行ニ付キ届出人其他ノ者ニ損害ヲ加ヘタルトキハ其損害カ市町村長ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル場合ニ限り之ヲ賠償スル責ニ任ス

第五條 市制第六條及ヒ第八十二條第三項ノ市ニ在リテハ本法中市、市長及ヒ市役所ニ關スル規定ハ區、區長及ヒ區役所ニ之ヲ準用ス

第六條 市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ本法中市町村、市町村長及ヒ市役所並ニ町村役場

ニ關スル規定ハ之ニ相當スル地區、吏員及ヒ公署ニ之ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テ市町村長ノ職務ヲ行フ吏員ノ事務ヲ代理スル吏員ナキ地ニ在リテハ其地ヲ管轄スル地方裁判所ノ長司法大臣ノ認可ヲ得テ豫メ其代理者ヲ定ム

第七條 第二條及ヒ第四條ノ規定ハ戸籍事務ヲ管掌スル吏員ノ代理者ニ之ヲ準用ス

第八條 本法ノ規定ニ依リテ納付スル手数料ハ之ヲ市町村ノ收入トス

手数料ノ額ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二章 戸籍簿

第九條 戸籍ハ市町村ノ區域内ニ本籍ヲ定メタル者ニ付キ戸主ヲ本トシテ一戸毎ニ之ヲ編製ス

第十條 戸籍ハ地番號ノ順序ニ從ヒ之ヲ編綴シテ帳簿ト爲ス

一ノ市町村内ニ各別ニ地番號ヲ附シタル二個以上ノ區畫アル場合ニ於テハ其區畫ノ順序ハ市町村長之ヲ定ム

【取扱例】

(大正十三年八月二十六日大阪市西區長稟伺同年)
九月二十五日民事第一〇七五號民事局長回答)

(一) 従前の屋敷番の戸籍に付新戸籍編成の事由たる届出を待たずして隨時戸主又は家

族より該當の番地に更正方申出つるときは地番號を記載するも差支なし

(二) 舊戸籍法施行前不現住者に付き編成せられたる戸籍に屋敷番又は番地の記載なきものに付ても前項同様戸主若くは家族の申出に依り地番の記載を爲すことを得

第十一條 戸籍ハ正副二本ヲ設ク

正本ハ之ヲ市役所又ハ町村役場ニ備ヘ副本ハ監督區裁判所之ヲ保存ス

第十二條 新ニ戸籍ヲ編製シタルトキハ市町村長ハ遲滯ナク其副本ヲ監督區裁判所ニ送付スルコトヲ要ス

第十三條 戸籍簿ハ事變ヲ避クル爲メニスル場合ヲ除ク外市役所又ハ町村役場外ニ之ヲ持出スコトヲ得ス

第十四條 戸籍簿ヲ閱覽シ又ハ戸籍ノ謄本若クハ抄本ノ交付ヲ受ケントスル者ハ手数料ヲ納付シテ之ヲ請求スルコトヲ得

手数料ノ外郵送料ヲ納付シテ謄本又ハ抄本ノ送付ヲ請求スルコトヲ得
市町村長ハ正當ノ理由アル場合ニ限り前二項ノ請求ヲ拒ムコトヲ得此場合ニ於テハ書面ヲ以テ其旨ヲ請求者ニ告知スルコトヲ要ス

謄本又ハ抄本ハ市町村長之ヲ作り原本ト相違ナキ旨ヲ附記シ且之ニ職氏名ヲ署シ職印ヲ押捺ス

ルコトヲ要ス

【取扱例】

本縣設置方面委員の職務執行の必要上戸籍簿、除籍簿又は寄留簿の閱覽若くは其の謄抄本の請求を爲したる場合に於ては手数料若くは郵送料を徴せざるも差支無之儀と思考致候此段及回答候也

(昭和三年十一月二十七日徳島縣知事稟請)
同十二月四日民事第一二一四〇號民事局長回答)

(昭和三年六月十一日長野地方裁判所長問合)
同年六月十八日民事第七四六九號民事局長回答)

大正十三年七月二十七日廣島縣沼隈郡熊野村長請訓に對する同年八月十四日民事第一〇五一號貴官回答(法曹會雜誌第三卷第十二號七一頁)の趣旨に依り數年前下付したる戸籍謄抄本に符筆して現戸籍と相違なき旨を記載して證明を爲す場合に於て町村制第九十三條第二項に依り手数料を徴收し得へしとの説を爲すもの有之候然れとも右は純然たる戸籍事務なるを以て戸籍手数料規則に依るにあらざれば手数料を徴收し得ざるのみならず便宜上の取扱なるを以て手数料を徴すること能はざるものと思料致し候得共聊疑義有之候に付貴見拜承致度差掛りたる事件有之候に付至急何分の御回示相成度此段及問合候

也

回答

本月十一日付ニホニ第五六六八號問合の件手数料を徴收し得ざる儀と思考致候此段及回答候也

(昭和四年十月二十日司法大臣官房保護課長照會
同年十一月十八日民事第九四六五號民事局長回答)

被保護者が轉籍又は就籍を爲す等の場合司法保護團體に於て保護の必要上戸籍謄本抄本竝に閱覽を要するときは當省に於て指定せる左記司法保護團體に限り手数料を納付せずして戸籍謄本抄本の交付を受け竝に閱覽を爲し得る様御配慮相煩度此段及照會候也
(保護團體の名稱略)

回答

客月二十日附保第二二二六〇號を以て司法保護團體が其の事業遂行の必要上被保護者の爲めに戸籍謄本等を請求する場合市町村長に對し其の手数料を納付せざるも差支なき様取計はれ度儀御照會相成候處御來示の保護團體に付ては別紙の通各地方裁判所長に通牒致候條御了知相成度此段及回答候也

追て近時戸籍事務は繁忙を極め居候に付本件に付要する戸籍の謄本は轉籍の場合を除き可成抄本を以て代用せらるゝ様御通達相煩度爲念申添候

(別紙)

昭和四年十一月十八日

地方裁判所長

御中

司法省民事局長 長 島 毅

戸籍又は寄留に關する手数料徴收に關する件

別紙司法保護團體の代表者が其の事業遂行の必要上戸籍簿除籍簿若は寄留簿の閱覽又は其の謄抄本の請求を爲す場合に於ては其の手数料を納付せざるも差支なき儀と思考致候條貴管下市町村長に對しては可然御移牒相成度此段及通牒候也
(別紙保護團體の名稱略)

(大正十四年九月十八日栃木縣社會事業協會申請
同年十月一日民事第八七三一號民事局長回答)

本會に於ては大正十三年十月輔導委員を設置し以來窮民救濟其の他生活狀態の調査改善

等に就き活動せしめ居候處該委員が其の職務執行上戸籍簿除籍簿又は寄留簿の閲覧若くは其の謄抄本を必要とする場合有之右請求に對しては事業遂行上の影響も不尠ものと被存候に付特に手数料又は郵送料を徴せざることに御決定相受度別紙本會會則並に輔導委員規程添付此段及申請候也(別紙略)

回 答

本月十八日附申請の件栃木縣社會事業協會輔導委員が其の職務執行の必要上戸籍簿除籍簿又は寄留簿の閲覧若くは其の謄抄本の請求を爲したる場合に於ては手数料又は郵送料を徴せざるも差支無之儀と思考致候此段及回答候也

(大正十一年六月十六日静岡市長稟伺同七)
月五日民事第二三七九號民事局長回答)

戸籍に關する届書又は申請書は萬年筆用インキを用ひて作製したるものを受理し差支なき旨御回答有之候處戸籍寄留の謄本も亦萬年筆用インキ(青黒に限る)を用ひ作製するも差支なきや

回 答

貴見の通

(法曹會決議)

戸籍謄本には抹消の部分をも記載すへきものなれとも請求あるときは之を省略するも妨なし、(昭和二年六月二十三日)

【問答】

問 戸籍謄本抄本印鑑證明書の効力は、證明の日より何日間有效なるや。

答 日附當時の事實證明として永久に有效なり。但事實は時日の経過により變更あるものと然らざるものあり。變更を生し得る事項に關しては年月を経過すれば通用せざる場合あるべし。(大正十年七月)

第十五條 戸籍簿ノ全部若クハ一部カ滅失シタルトキ又ハ滅失ノ虞アルトキハ司法大臣ハ其再製又ハ補完ニ付キ必要ナル處分ヲ命ス但滅失ノ場合ニ於テハ其旨ヲ告示スルコトヲ要ス

【取扱例】

(大正十三年五月五日神奈川縣眞鶴外二村組合村長稟伺)
同年五月六日民事第七三八三號民事局長回答)

再製戸籍は監督區裁判所の許可を得されは戸籍の効力なしとする規定なきも尙ほ之を要するや

回 答

本月五日電報問合の件監督區裁判所の調査を受けたる後に於て再製戸籍としての效力を生ず

第十六條 家督相續、廢絶家其他ノ事由ニ因リ戸籍ノ全部ヲ抹消シタルトキハ其戸籍ハ之ヲ戸籍簿ヨリ除キ別ニ編綴シ除籍簿トシテ之ヲ保存ス
除籍簿ノ保存期間ハ司法大臣之ヲ定ム
第十七條 第十三條乃至第十五條ノ規定ハ除籍簿及ヒ除カレタル戸籍ニ之ヲ準用ス

第三章 戸籍ノ記載手續

第十八條 戸籍ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 戸主、前戸主及ヒ家族ノ氏名
- 二 戸主ノ本籍
- 三 戸主カ華族又ハ土族ナルトキハ其族稱
- 四 家族カ戸主ト族稱ヲ異ニスルトキハ其族稱
- 五 戸主及ヒ家族ノ出生ノ年月日

六 戸主又ハ家族ト爲リタル原因及ヒ年月日

七 戸主竝ニ家族ノ實父母ノ氏名及ヒ戸主竝ニ家族ト實父母トノ續柄

八 戸主又ハ家族カ養子ナルトキハ其養親竝ニ實父母ノ氏名及ヒ養子ト養親竝ニ實父母トノ續柄

九 戸主ト前戸主及ヒ家族トノ續柄

十 家族ノ配偶者又ハ家族ヲ經テ戸主ト親族關係ヲ有スル者ニ付テハ其家族トノ續柄

十一 他家ヨリ入リテ家族ト爲リタル者カ他ノ家族トノ親族關係ヲ有スルトキハ其續柄

十二 他家ヨリ入リテ戸主又ハ家族ト爲リタル者ニ付テハ其原籍、原籍ノ戸主ノ氏名及ヒ其戸主又ハ家族ト爲リタル者トノ續柄

十三 後見人又ハ保佐人アル者ニ付テハ後見人又ハ保佐人ノ氏名、本籍及ヒ其就職竝ニ任務終了ノ年月日

十四 其他戸主又ハ家族ノ身分ニ關スル事項

【取扱例】

(昭和三年十一月二十二日愛媛縣立間尻村長稟伺
同四年一月十八日民事第三四七號民事局長回答)

甲乙丙三名ノ庶子男を有する家族あり甲を他家の養子と爲し乙を本家に殘し丙を携へ分

家を爲したる後庶子の父母が婚姻を爲したるときは右庶子の父母との續柄を如何に記載すべきや右に付ては安濃津區裁判所監督判事稟伺に對する大正十一年六月五日民事第二一四四號御回答等の趣旨よりすれば各長男と記載すべきものと解せられざるにあらざるも該回答は社會の實情に適せざるの嫌あり小職の知る範圍を以てすれば當事者執務者共に著大の不便を痛感し居れる所あるのみならず本問題は右回答の場合とは趣を異にする所あるを以て出生の順に従ひ長男を長男、二男を二男、三男を三男と記載するの最も社會一般の通念並に我家族制度の精神に合致する所以なることを信するものに有之候處斯る場合も尙ほ長男と記載すべきものなるや

回 答

出生の順序に依り長二三男を定むるを相當とす但し分家に入りたる子は最年長ならざる
ときと雖も常に長男と記載すべし

(昭和三年十月五日岐阜區裁判所監督判事問合)
(同四年五月十七日民事第四四七八號民事局長回答)

他市町村より分家の新戸籍を編製するには基本戸籍なきを以て届書又は届書添付の戸籍
籍謄本に依り身分事項を記載したる次行に「右分家届に依り記載す」と記すべき例(大正

五年三月二十三日民事)
第四一三號回答第二項)なる處他市町村より移轉の新戸籍を編製する場合届書添付の戸籍
謄本に記載ある身分事項を移記するに當り轉籍届に依り記載する旨の記載を要せざる例
(同上御回答第三項)に準じ他市町村より分家の届書に本家の戸籍謄本又は抄本を添付
しある場合には身分事項を記載したる次行に右分家届に依り記載すとの記載を省略する
も差支なかるべしと思考す如何

回 答

貴見の通

(昭和四年十二月十日群馬縣境野村長代理伺)
(同五年一月八日民事第一一四九五號民事局長回答)

隆熙參年一月十日生の朝鮮人婿養子縁組に因り本村へ入籍したるもの有之候處本人は明
治四十三年八月二十二日日韓併合以前の出生にして隆熙三年は我が明治四十二年に該當
するを以て明治四十二年一月十日生と訂正するを相當と思料候も疑義相生じ候條至急何
分の御指示相成度此段及稟伺候也

回 答

客年十二月十日附第九九八號稟伺の件出生當時の韓國の年號は訂正せしむるに及ばずと

思考致候此段及回答候也

(昭和二年四月二十日大阪控訴院長照會に對する)
同年八月二日民事第三〇五號、民事局長回答)

市區聯合第十一回戸籍事務協議會決議に關する件

回答

本年四月二十日附日記第一〇四五號御照會標記の件中第二十三項及第二十八項は左の趣旨に取扱差支無之と思考致候

第二十三 廢除に關する戸籍記載中廢除の事由を省略するも差支なし

第二十八 戸籍に記載を爲さざる父母の氏名及本籍は届書に省略することを得

(參照)

大阪控訴院管内各市區聯合第十一回戸籍事務協議會決議

大阪市西淀川區提出

二三 廢除に關する記載中廢除の事由を省略することに省議變更を求めては如何
廢除の記載を爲すには戸籍法施行細則附錄第一號様式附屬雛形長男禮太郎の事項欄同附錄第四號戸籍記載例八十四孰れに依るも可なりと雖も廢除の原因たる事實を具體的に記

載すべき様例示しあるにより之が事由を記載し來りたるも(大正六年七月十三日民第八五三號法務局長回答第七項により廢除の原因たる事實の記載に替へ「民法第九七五條第一項第何號に因り云々」と記載するも差支なき事となりたるも)元來廢除は推定家督相續人たらしめざることを目的とし戸籍に其記載を爲すは公簿上其廢除せられたることを明かにするに止まるものなれば廢除の裁判確定せる旨記載するを以て足るべく特に廢除に付てのみ其原因たる事實を記載するの要なきのみならず之が記載を爲すに於ては不孝者、虛弱者、心神喪失者、前科者浪費者等を公示せらるることとなり爲に被廢除者は就職に信用に人格上に社會より有形無形の迫害を受け夫により蒙むる損失は莫大なりと謂ふべく又市町村としても之が記載を爲すに當り數多の事實を綜合し廢除の原因ありと認定せられたるが如き場合は其記載冗長に涉り其繁に堪へず依て全然記載を省略せんとするものなり

決 省議變更を求むることとす

大阪市北區提出

二八 戸籍法第百條第一項第二號は婚姻當事の父母なりとの省議なるも入籍するもの
父母と變更を求めては如何

理由

戸籍法第百條第一項第二號の父母の氏名及本籍とあるは婚姻當事者雙方の父母を指すものなりと解せられ本省又同様の回答あり爲に届書には當事者雙方の父母の氏名及本籍を記載せしめ取扱ひ居たるも同號は婚姻に因り入籍する者の出所を明にすると戸籍記載を爲す必要より設けられたるものと解すべく養子縁組の場合に於ける同法第八十八條第一項第二號に養子の父母の氏名及本籍と限定したるより考ふるも明なる所なり唯養子縁組にありては入籍者は常に養子なるも婚姻の場合には妻たる場合あり又夫たる場合あるが故に其何れの場合にも適用せらるゝ様規定せられたるも其趣旨に於て彼是同一のものなりと解するを相當と信す殊に届書に入籍せざる者の父母の氏名本籍を記載せしむるも戸籍記載に何等の關係なきのみならず届出人をして徒に不要の記載を爲さしむると同時に戸籍事務を煩雜ならしめ毫も實益なきものなるを以て茲に本建議案を提出し省議の變更を求めんとする所以なり

決 省議變更を求むることとす

(昭和四年七月八日 岡山縣津山市長稟仰)
同九月廿四日民事第六四九〇號民事局長回答)

離縁又は離婚に因り除籍の記載を爲す場合に於て復籍の家前實家の記載と異なるときは復籍の家の本籍番地等を記載せざれば其沿革を知る能はず又復本籍に基く除籍の如きも其何れの戸籍を復本籍なる旨の記載を爲さざれば之亦正當本人の本籍を知るに難し此種に屬するものゝ戸籍に付異日他の事務に關し例へば入籍通知の照會又刑罰等の照復其他復本籍者の刑罰を正當本人に整理する如き場合に於て前掲復籍地又は正當本人の本籍明瞭せざれば取扱上頗る支障を來し候に付左記の通戸籍に記載可然哉何分の御回答相成度此段及稟伺候也

(イ) 離縁又は離婚に因る復籍者の實家の記載が縁組又は婚姻當時と異なる場合の除籍記載例

養父何某養母某と協議離縁届出年月日受付何市町村大字番地戸主何某弟に復籍に付除籍

年月日夫某と協議離婚届出何市町村大字番地戸主何某妹に復籍 同月何日入籍通知に因り除籍

(ロ) 復本籍抹消の例

何市町村大字番地何某の復本籍に付年月日附何區裁判所の許可の裁判に因り何某戸籍戸籍法 第三章 戸籍ノ記載手續

訂正申請年月日受付本戸籍抹消⑩

回 答

本年七月八日附戸第一九二三號稟伺の件貴見の通取扱ひ差支無之と思考致候此段及回答候也

(昭和四年五月三日群馬縣館林町長稟伺
同五月卅一日民事第四一八四號民事局長回答)

種痘法第八條に依る戸籍簿欄外記入の種痘符號は種痘を受けしむる期間滿了せるものは兵役符號を抹消すると同様符號を抹消するを正當と思考す若し然らずとするも該期間滿了者の新戸籍を編製する場合は種痘符號は移記の要なきものと被認疑義相生じ候條至急何分の御指示相成度此段及稟伺候也

回 答

本月三日附第九二三號稟伺の件前段は抹消することを得ず後段は成年に達したる者に付ては移記するの要なきものと思考致候此段及回答候也

(昭和二年十一月二日長野地方裁判所長問合
同十二月一日民事第九〇一四號民事局長回答)

一 本年十二月一日施行の際現役軍人に付ては戸籍に略符號の記入を要せざるや。若し、要するものとせば右省令附則第二項は海軍軍人に付ては海軍省人事局長及海軍人事部長の通知に依り略符號の記入を爲すべきを以て或は此通知に因り記入を爲し得べきも陸軍軍人に付ては在郷軍人名簿及第一國民兵役名簿のみに因りて記入すべきことに定められ右在郷軍人名簿及第一國民兵役名簿にては現役軍人を知ること能はざるを以て陸軍の現役軍人に付ては記入の方法なきものと思料す如何に取計ふべきのなりや

二 戸籍に略符號の記入ある者が他の市町村に轉屬(轉籍、養子縁組親族入籍等に因り)したる場合に於ては轉屬したる市町村の戸籍には右略符號の記入を要せざるや若し要するものとせば除籍する市町村長より通知を爲すべきものなりや

回 答

本年十一月二日附ニホニ第九二八七號問合の件左の通思考す

第一項 現役兵に付ては陸海軍共歸休兵に限り在郷軍人名簿及充員名簿に依り兵役略符號を記入するを要す

第二項 轉籍したる新戸籍に記入を要するは勿論なるも陸海軍當局より之が通知あるべきを以て除籍地町村長より通知を爲すの要なし

(大正十四年九月廿六日中之條區裁判所代理判事問合)
同年十月廿六日、民事第九〇七九號民事局長回答)

一、當管内中之條町に左の如き戸籍あり戸主福田元吉大正十四年五月二日死亡したるに因り其孫豊三郎は父市次郎母タミの婚姻前即ち明治三十年五月三十一日前出生したるものにして戸籍面上嫡出子と認むるを得ず假に市次郎及タミが豊三郎出生前より事實上婚姻を存続し居り其間に出生したるものなりとするも市町村長に於ては果して然るや否や戸籍面上不明にして且現行法上如斯場合に市町村長に於て事實上の調査の途無之を以て先づ裁判上之を確定せしむべく右豊三郎を戸籍面上より見るときは相續人にあらずとし右豊三郎よりの家督相續届不受理の處分を爲したる事件あり然るところ右豊三郎より該處分に對し管轄區裁判所に抗告を爲し該抗告裁判に於て證人等訊問の結果右豊三郎は結局事實上市次郎及タミの婚姻中出生したるものにして嫡出子なれば適法の相續人なりとの理由の下に右家督相續届を受理すべき旨命ぜられたり

右の如き場合前戸主の事項欄及新戸籍中の戸主の事項欄に爲すべき戸籍記載は左の如き振合にて可然哉

す

一、年月日前戸主某死亡に因り家督相續年月日届出年月日附何區裁判所の抗告裁判に因り年月日受付

回答

第一項 戸籍は左の例に記載すべし

一、大正何年何月何日前戸主某死亡に因り家督相續同月何日届出右不受理に對する抗告に付き大正何年何月何日附何區裁判所の裁判に基き同月何日受付

一、大正何年何月何日何某の家督相續届出右不受理に對する抗告に付大正何年何月何日附何區裁判所の裁判に基き同月何日受付を爲したるに因り本戸籍を抹消す

(大正十四年三月四日長野縣西筑摩郡福島町長稟伺)
同年三月十四日民事第二一八七號民事局長回答)

舊戸籍法施行前(明治三十一年七月十六日以前)に戸番號を以て編成せられたる戸籍編製の事由たる届出を待たず隨時戸主又は家族より該當の地番に更正方申出たるときは地番號に更生し差支無之旨大正十三年九月二十五日民事第一〇七一五號を以て大阪市西區長に對する御回答の次第も有之候に付ては左記の件疑義相生し目下差掛りたる事件有之

候に付至急何分の御指示相成度此段稟伺候也

- 一 更正申出書に記載すべき要件は別紙記載例にて可然哉
- 二 申出書は戸籍受附帳に記載し件名は「雑」にて可然哉
- 三 申出書は戸籍法第三十七條に依り監督區裁判所に送附することは勿論なるや

戸籍地番號更正申出書

戸番西筑摩郡福島町何番地

戸主(又は戸主氏名續柄)

新番地西筑摩郡福島町何番地

氏名 年 月 日生

右地番號に更正相成度此段申出候也

大正何年何月何日

申請人 氏

名

西筑摩郡福島町長氏殿
回答

一 更正の申出を書面を以てするときは左の例に依るべし

地番號更正申請

本籍何縣何郡何町何番戸(屋敷)

戸主

氏名 年 月 日生

本籍欄中何番戸(屋敷)とあるを何番地と更正
右地番號更正相成度申請候也

大正 年 月 日

申請人 氏

名

市町村長宛

二 申出は受附帳に記載し件名は戸籍法施行細則第九條第二項の規定に依りて定めたる
種目を記載すべし

三 貴見の通

右及回答候也

戸籍法 第三章戸籍の記載手續

(大正十三年七月九日安濃津區裁判所監督判事稟
伺、同八月二日民事第九九一五號民事局長回答)

(一)長男、女死亡し二三男、女を有する者分家し二、三男、女を分家の家族と爲したる場合又は長二、三男、女を有する者分家し長男女を本家に残り二三男、女を分家の家族と爲したる場合には分家に於ける戸主との續柄及父母との續柄を長二男、女とすべく
(二)本家に長、二男、女を残し分家したる者分家後子女出生し長男女と届出でたる後本家に在る二、三男、女を入籍せしめたる場合には其者を長、二、男、女として分家に於ける長男、女を三男、女とすき旨小官稟伺に對し大正十一年六月五日民事第二一四四號を以て御回答有之候得共

由來戸籍簿上に長、二、三、男女の別を記載するは單に所生の順次を明にするの外實益無きを以て届出漏に係る年長子女の出生届ありたる時或は數人の子女中長男、女が他人の子女と訂正せられたる等の如き特別の場合以外は縦令家を異にするも長二、三男、女の別は父母同一なる以上一貫して數へ記載し敢て既定の續柄を變更せざることは一般的觀念にして從來の實際取扱も亦此觀念に支配せられ來れるものなることを認めらるるを以て本問第一の場合には二、三、男、女として入籍せしめ第二の場合には分家に於て出生の

子女を四男、女とし入籍者を二、三、男、女の儘取扱ふ方妥當と思料仕候若し前示貴局御回答の趣旨に依らんか父母數回分家せば同一父母の下に幾多の長、二、三、男、女を生じ長男必らずしも二男より年長ならず二男必らずしも三男より年長ならざる不自然の結果を顯出するのみならず一男子が本家より第一分家に入り更に第二分家に入らば初めは三男次は二男又其次は長男と一人にて屢々、其續柄の變更を要すべきことあるは當然の歸結にして一人が屬籍を轉輾する毎に各家籍に屬する他の子女の續柄をも一々變更せざるを得ざるに至り實に其煩に堪へざるのみならず爲に所生の眞の順次なるものは各關係戸籍の全部を涉獵參窺するにあらざれば遂に之れを知ること能はざるの結果に陥るのみならず本家に於ける三男にして第一分家に入り二男となり次で第二分家に入り長男になりたる者が更に本家に復せば三男となり第一分家に復せば二男となるべきも他家に入れば長男の續柄を續用するの外なきを以て長男として他家に入りたる後更に本家の二男又は第一分家の長男を其家に入れたりと假定せば前者に在りては年齢轉倒の長二男を生じ後者に在りては年齢不同の長男二人を生ずるの奇觀を呈すべきを以て此場合に於ても尙二人者間に年齢順に父母との續柄を長二男と改めざるを得ずして續柄の變更は遂に停止する所なきに至るべし(附錄參照)近時二男にして分家に入り長男となれる者徴兵受檢

の際徴兵官より長男ならんとの間を受けたるに對して二男なりと答へしより論争を醸し立會の當該村長より本家に在りし時は二男なりしも分家に来り長男と爲りしと辯明する所ありたるも徴兵官は長男か二人あり二男が長男となるべき道理なしとて了解を得ず却て其當事者より村長が擅に續柄を變更したるは不都合なりと抗議したる事例あるを耳にしたるのみならず長、二、三、男、女の別を變更すべきものとせば其届書には變更事項を記載するにあらざれば戸籍記載をなし得ざる場合に之れが記載を届書に爲すもの殆ど無之を以て一々訂正若くは追完をなさしめざるを得ざるより實際取扱者の不便歎聲亦少なからず是れ畢竟本邦に於ける古來の慣例に反し且つ獨り司法部内のみならず他官公署及民間の通念と一致せざるに基因するものと被存候惟ふに前御回答の趣旨は長二、三男、女の區別は親子關係以外に家なる觀念を以て取捨すべきものと爲されたるものならんも斯くては何等實益無く却て徒らに戸籍事務取扱上に煩累を來し拾收すべからざるに至るべしと存じ候に付長二三男女の區別は父母同一なる以上は其所生の順次を追ひ之を定むべく縦令家を異にするも變更せざる趣旨に省議御一變相成候はゞ將來戸籍の正確を保するは勿論一面長幼の序を維持する所以の途にも相叶ひ可申候事と思考致され候條特に仰御再議候也

(附 録)

稟伺本文設例の一男子が本家より第一分家に入り更に第二分家に入らば初めは三男次は二男又は其次ハ長男と一人にて屢々其續柄の變更を要することあるべきは左の場合を想像したるものに有之候

本 家	第 一 分 家	第 一 分 家	第 二 分 家
戸主 甲	戸主 乙	戸主 丁	戸主 乙
弟 乙	父 乙	妻 丙	妻 丙
弟妻 丙	母 丙	妻 丙	妻 丙
甥 乙の長男	本家の乙長男 丁		
甥 乙の二長			
甥 乙の三長	本家の乙三男 己	弟 己	第一分家の乙二男 己
	二男 己		長男 己

回答

本月九日五のイ第九二七號稟伺の件當省議は各種の事例を參酌したる上戸籍の記載を統一する趣旨に於て決定せられたるものなるを以て從來の省議の通取扱ふを相當と思考致候此段及回答候也

(大正十三年五月二十七日日記戸第七一八號兵庫縣西宮町
長請訓同年七月十四日民事第八四〇八號民事局長回答)

第二項

養母(元婚姻により入りたるもの)か婚姻に因り他家に入りたる時は養子との親族關係消滅したるものとして市町村長は職權を以て養子の肩書養親の氏名及養親との續柄を抹消すべきものにあらざるべし如何

民法第七百三十條第二項を狹義に解すべきことは大正八年一月十七日附民第二八〇八號法務局長の御回答により窺ふることを得へきも元來同條に養家を去りたりと云ふは養子縁組又は婚姻により他家より入りたる養親か離縁又は離婚により去りたる場合を指示するものと解すべきものにして本問の場合養母は婚姻により他家に入りたるものと謂ふべきものにして去りたるものと云ふことを得ざるべし同法第七百三十四條、第七百三十八條、第八百十二條、第八百九十六條に於ける用例に徴するも爾かく解す

るを得べきのみならず斯く解せざれば種々不合理の問題を生ずべし

第三項 前項抹消すべきものとせば養母が離婚により復籍したる場合更に養母の欄を設け其氏名及續柄を記載すべきものなるや

前項の問題に付卑職の意見容れられずとするも離婚に依り實家に復籍したるものは實家に於ける身分を回復すとの御回答の趣旨に準し養母たる身分を回復するものと思考致候へ共一度び止みたる親族關係か復籍の事實のみによりては復活すべきものに無之様にも思考され疑義相生じ而して這は親權、家督相續人選定權等にも重大の關係を及ぼし候に付貴省の御高見を伺ふ次第に有之候

回答

第二項

養母(婚姻に因り他家より入りたる者)か婚姻に因り他家に入りたる時は民法第七百三十一條の趣旨に照し養母と養子との親族關係消滅するを以て市町村長は職權を以て養子の戸籍面肩書に記載しある養親の氏名及養親との續柄を抹消し事項欄には「年月日養母家を去りたるに付年月日養親の氏名及養親との續柄の記載抹消」の例に依り抹消事由を記載すべきものとす

第三項 貴見の通

戸籍法 第三章戸籍の記載手續

左記各項疑義相生し候處目下差掛りたる事件に有之至急何分の御指示相成度此段稟伺候也

(大正十三年三月六日静岡市長稟伺)
同年四月十六日民事局長回答)

第一項 舊戸籍法施行前(明治三十一年七月十六日以前)に不現住者に付編製せられたる戸籍に無番又は番地の記載なきものある場合土地の名稱變更により數町に分割せらるゝ場合は現在住居なきを以て何れの町に屬すべきものなるや不明なるも此場合は縁故の町名を調査し編入すべきや將又何れの町に編入するも差支なきや或は市長に於て地番號を定め之によりて所屬の町名を定むるを相當とするや

第二項 舊戸籍法施行後(明治三十一年七月十六日後)編製せられたる戸籍には不現住者に付本人より地番號を選定せざる爲居番地又は地番號記載なく編製せられたる戸籍が土地の名稱變更による場合は前項同様何れによるべきものなるや

第三項 舊戸籍法施行後の戸番及施行後或期間内地番號を稱せず戸番を以て編製せられたる戸籍が土地の名稱變更により數町に分割せらるゝ場合は戸番號の儘住居相當變更町に編入すべきや將又地番號に變更せざれば相當編入不明なれば此の場合は地番號に

改むる必要ありや果して然らば如何にして地番號に改むる取扱を爲して可なるや

第四項 前項の場合住居なきものは如何に定むるを相當とするや

第五項 戸番號を以て編製せられたる戸籍が一町全部の分割により二以上の町に編入せらるゝ場合住居の事實により戸番の儘相當町に編入し差支なきや將又第三項後段同様如何に取扱を相當とするや

第六項 前項の場合地番號なきものは如何に定むるを相當とするや

第七項 前各項の場合地番號に改めたるときは戸籍に其の事由記載を要するや要すとせば其記載例如何

第八項 數番に跨り本籍又は寄留の場所を有する者の町が分割により數町となるべき場合其本籍又は寄留の場所も亦數町に分割せらるべき場合は本人の意思により本籍又は寄留の場所の地番號を選定せしめ其屬すべき町に編入するを相當とするや

第九項 數番に跨り本籍又は寄留の場所を有する者の一町全部が分割により二以上の町に編入せらるゝ場合其本籍又は寄留の場所も亦二以上の町に分割編入せらるべき場合は本人の意思により本籍又は寄留の場所の地番號を選定せしめ其屬すべき町に編入するを相當とするや

回答

三二

本年三月六日日記第一七八五號問合の件左の通思考致候

第一項 戸主又は家族をして本籍と定むべき町名番地を申出しめ之に依り戸籍に町名番地を記載すべし此等の者より申出を爲さざる場合従前の町名を襲ふ町あるときは戸籍を其の儘其の町戸籍簿の末尾に編綴すべく従前の町名を襲ふものなきときは市長に於て適當と認めたる町名に戸籍の記載を更正したる上其の町戸籍簿の末尾に編綴し置くべし

第二項 前項の振合に依るべし

第三項 戸番號に相當する地番號明なるときは市長に於て町名番地の更正を爲すべし番地明ならざるときは戸主又は家族をして地番號を申出しめ之に依り戸籍に地番號を記載したる上相當町の戸籍簿に編綴すべし若し申出を爲さざるときは第一項後段の振合に依るべし

第四項 前項の振合に依るべし

第五項第六項 第三項、第四項の趣旨に依り取扱ふべし

第七項 貴見の通記載例は左の振合に依るべし

何年何月何日戸主(家族) 何某の申出に因り本籍欄中地番を「何番」と記載す

何年何月何日戸主(家族)の申出に因り本籍欄中「何町何番戸」を「何町何番地」に更正市長に於て町名番地の更正を爲す場合は戸籍記載例百二十八の例に依るべし

第八項 貴見の通

第九項 貴見の通

(大正十一年五月三日龍ヶ崎區裁判所判事問合)
同年五月十九日民事第一七四號民事局長回答)

甲村に於て非本籍人戸主の嫡出子出生届と死亡届を同時に受理し之を乙本籍地に送付したるに乙本籍地より右出生子の父母は未だ婚姻せざるものなり従つて嫡出子出生並に其死亡届は共に受理し難しとて戸籍記載を爲さず返戻したるにより甲村に於て右届出人に對し追完せしめんとするも届出人は一時の滞在者なるを以て既に他に出生立し所在不明追完の途なきものなり此の場合に於ては大正四年六月九日行橋區裁判所監督判事問合に對する同年六月十八日民第九一五號法務局長回答の趣旨に準じ再び届書を乙村に送付し乙村に於ては右届出人に追完方催告し若し届出人本籍地に歸り來らず催告の途なきときは

監督區裁判所の許可を受け右届書と相待て母本籍及氏不明庶子出生の記載と右庶子死亡の記載（死亡の事實は診断書により明かなり）を爲す外なきものと思考せられ候へ共疑義に涉り差懸りたる事件有之候條至急何分の御指示仰度及問合候也

回 答

本年五月二日附（二一〇ノ一九八三）問合の件出生及死亡の届出は庶子出生届庶子死亡届として有効なるを以て戸籍の記載方は貴見の通但し監督區裁判所の許可を受くる必要無之議と思考致候此段及回答候也

（大正十一年五月安瀨津區裁判所監督判事問合）
同年六月五日民事第二一四四號民事局長回答

第一 長男死亡し二三男女を有する者分家し二三男女を分家の家族と爲したる場合又は長二三男女を有する者分家し長男女を本家に残し二三男女のみを分家の家族と爲したる場合には分家に於ける戸主との續柄及父母との續柄を長二男女とすべきや又は二三男女とすべきや。

第二 本家に長二三男女を残し分家したる者分家後子女出生し長男女と届出でたるに其後本家に在る二三男女を入籍せしめたる場合には右入籍者を長二男女とし右分家に於

ける長男女を二三男女とすべきや従て本家に在る長男女が漸次入籍したる場合には年齢順に依り其都度變更すべきや。

回 答

第一項 前段貴見の通り

第二項 貴見の通

（大正十一年三月九日川越區管内戸籍研究會決議）
同年五月一六日民事第一九〇八號民事局長通牒

戸主と親族關係なきときは戸籍中戸主との續柄に關し何等記載の要なきが如し然れども假令ば戸主と親族關係なき家族の分家に依る新戸籍中分家事項欄に單に本家戸主の本籍氏名を記載するのみにて可なりとせば恰も戸主が分家したるが如く見え穩當に非ずと信ず如何

決 議 續柄なきときは戸籍に何等記載を要せず分家事項欄の本籍氏名は分家者の本家戸主の表示にして自己を指すものに非ざれば決して出題者の如き疑問を生せず
通 牒

本年三月九日附第九九〇號報告に係る川越區裁判所管内戸籍研究會決議一二的場合は戸籍の記載を明瞭ならしむる爲左の例に依り記載するを相當と思考致候條同趣旨に基き決議變更可相成此段及通牒候也

左

何郡何村何番地戸主何某家族分家届出何年何月何日受附

(大正六年十二月十三日山口縣須惠村長稟伺
同七年五月十一日民第六一三號法務局長回答)

妻の私生子女と戸主との續柄は單に妻の私生子と記載すべき旨曾て他へ御回答相成たるの處戸主の繼子私生子又は庶子の例と同一に男女の區別を爲し妻の私生子男又は妻の私生子女と記載する方相當と思考す如何

回答

戸主との續柄は「妻の子」と記載し父母の氏名及父母との續柄欄に「母某私生子男(女)と記載すべし

法曹會決議

分家戸主が長男女を本家に残し二三男女をのみ分家の家族となしたる場合分家に於ける戸主との續柄は長二男と記載すへし(大正十三年二月六日)

法曹會決議

庶子を有する戸主たる父死亡し嫡母相續戸主となりたるときは庶子の續柄を庶子と記載すべきものとす(大正十三年十二月二十四日)

法曹會決議

戸主甲の祖母乙甲の妹丙を養女とし丙の爲丁を婚養子とせる場合丙丁間に戊出生したるとき丁の戸主との續柄は叔父、家族との續柄は戸主の妹丙の夫、戊の戸主との續柄は甥と記載すべきものとす戊に付ては家族との續柄を記載するに及はず(昭和三年七月十三日)

法曹會決議

戸籍より除くべき場合入るべき家の戸主の氏名は之を記載するを可とす(大正十五年十

戸籍法 第三章戸籍の記載手續
一月四日)

三八

法曹會決議
庶子の父が死亡し其の嫡母が入夫婚姻を爲したる場合入夫が戸主なるとき右庶子と戸主との續柄は繼子と記載すべきものとす(昭和二年二月二十四日)

法曹會決議
戸籍編製の際家族たる戸主の長男二男に何れも配偶者あるときは家族の氏名は長男其配偶者二男其配偶者の順序に記載すべきものとす(大正十五年七月六日)

法曹會決議
戸主との續柄は家族と戸主との間に血族及準血族の関係あるときは親等近きものを記載するを相當とす(大正十五年六月二十一日)

法曹會決議

民法第七百五十四條第二項に依る婚姻届を受理したる場合婚家地に於ける入籍記載に付「隠居の上」なる文字を記載する要なし。(大正十四年十一月四日)

法曹會決議
戸主の母か同戸籍内の戸主の叔父と戸内婚姻を爲したる場合繼父子の關係を生ずるを以て其の戸籍簿の記載方に付ては叔父の戸主との續柄を繼父と訂正し母に家族との續柄欄を設け「繼父某妻」と記入すべきものとす(昭和四年五月一日)

法曹會決議
舊法の規定に依る戸籍に記載しあらざる縁組承諾者の資格氏名及養父母との續柄は本人の請求ありたる場合市町村長身分登記に依り之を記載差支なきは勿論にして其の事由記載方は「縁組承諾者の資格氏名及養父母の氏名續柄は身分登記に依り記載◎」とすべし(昭和四年五月一日)

法曹會決議

戸籍法 第三章戸籍の記載手續

三九

戸籍法 第三章戸籍の記載手續

四〇

單身戸主甲男、分家單身戸主乙女間の婚姻届及乙の廢家届を戸籍法施行前兩名の所在地たる樺太某村長に提出したるに同村長は之を乙の本籍地村長に送付し（甲の本籍地村長には送付せず）乙の本籍地村長は樺太某村長受理の日を以て婚姻成立したるものと誤信し廢家並に婚姻の記載を爲し入籍の通知を俟たずして之を除籍したる結果乙が無籍者となりたる場合乙女の戸籍中廢家の記載は監督區裁判所の許可を得て受理の日を訂正する外其儘とし婚姻事項の記載は監督區裁判所の許可を得て之を抹消し婚姻届は當該區裁判所又は乙の本籍地村長に送付し爾後通常の方法により戸籍の記載を爲すべきものとす（大正十五年十一月四日）

（昭和三年七月二十三日大阪控訴院長照會）
（同四年一月三十一日民事第七二二號民事局長回答）

準禁治産者にして準禁治産宣告取消に因り保佐終了のものは、其後新戸籍編製の場合保佐に關する事項を移記せざることにしては如何。

回答

移記することを要す

（昭和四年十一月二十一日静岡縣清水市長稟伺）
（同五年三月二十四日民事第一九七號民事局長回答）

選定家督相續人が戸主と爲りたる年月日は舊戸籍法施行當時に於ては香川縣山田郡右高松村戸籍吏伺に對する明治三十二年三月二十二日民刑第二五六號民刑局長回答の趣旨に依り相續承認の日を記載したり然るに現戸籍法施行後は相續開始の日を記載することゝ爲りたるに付新戸籍編製に當り之が記載を爲す場合は市町村長は戸籍法第三十九條第二項に依り基本戸籍に付訂正を爲したる後移記すべきものなりとは大正六年一月二十日付民第一九九七號法務局長御回答の示す處なるも此場合必ずしも新戸籍編製に當り之が記載を爲す際に限らず平素に於ても戸籍法第三十九條第二項に依り當該戸籍に付訂正し置くも差支なきや

回答

客年十一月二十一日附日記第一五〇五號稟伺の件左の通思考す
新戸籍編製の際市町村長限り訂正記載することを得

戸籍法 第三章戸籍の記載手續

四一

法曹會決議

新戸籍編製の際には戸籍吏は原戸籍の氏名に略字を用ゐたりと判断して自ら之を本字に引直して記載するを得ず(大正十三年十二月二十四日)

(昭和三年十一月三十日發第四六〇號尾道市長稟伺
昭和四年二月十四日民事第九九三號民事局長回答)

訓令通牒録第二五五八項に戸籍には兵事又は學事等に關する附箋を貼付することを得ずと有之候處寄留手續令第十一條の用紙を別冊とするときは戸籍簿上寄留者なること不明にして出寄留の有無に付ては調査上多大の手續を要し事務上差支不尠又戸籍簿に附箋を貼付するも是れが爲め何等汚損を來す等の虞無之ものと思考せられ候條出寄留者に對しては戸籍簿に附箋を貼付するは便宜の取扱にして戸籍法上差支無之様認められ候に付一應御意見承り度右相伺候也

回 答

客年十一月三十日附發第四六〇號稟伺の件戸籍簿には附箋を附することを得ざる儀と思

考致候此段及回答候也

第十九條 戸主及ヒ家族ノ氏名ノ記載ハ左ノ順序ニ依ル

- 第一 戸主
 - 第二 戸主ノ直系尊屬
 - 第三 戸主ノ配偶者
 - 第四 戸主ノ直系卑屬及ヒ其配偶者
 - 第五 戸主ノ傍系親及ヒ其配偶者
 - 第六 戸主ノ親族ニ非サル者
- 直系尊屬ノ間ニ在リテハ親等ノ遠キ者ヲ先ニシ直系卑屬又ハ傍系親ノ間ニ在リテハ親等ノ近キ者ヲ先ニス

戸籍ヲ編製シタル後家族ト爲リタル者ニ付テハ戸籍ノ末尾ニ記載スルコトヲ要ス

第二十條 戸籍ノ記載ハ届出、報告、申請若クハ請求、證書若クハ航海日誌ノ謄本又ハ裁判ニ依リ之ヲ爲ス

第二十一條 戸籍ニハ第十八條ニ掲ケタルモノノ外左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 届出又ハ申請ノ受附ノ年月日、事件ノ本人ニ非サル者ノ届出又ハ申請ニ係ル場合ニ於テハ届出人又ハ申請人ノ資格及ヒ氏名、他ノ市町村長又ハ官廳ヨリ届書又ハ申請書ノ送付ヲ受ケタル場合ニ於テハ其受附ノ年月日及ヒ發送者ノ職氏名
- 二 報告又ハ請求ノ受附ノ年月日及ヒ報告者又ハ請求者ノ職氏名
- 三 證書又ハ航海日誌ノ謄本ノ受附ノ年月日及ヒ證書又ハ航海日誌ノ作製書並ニ謄本發送者ノ職氏名
- 四 戸籍ノ記載ヲ命シタル裁判ノ年月日及ヒ裁判所

【取扱例】

(大正十四年十二月十二日民事第一〇六四八號) 地方裁判所 長宛、民事局長 通牒

戸籍に出生又は死亡の場所を記載すべき場合に於て其の場所が刑務所なるときは刑務所所在地の地名番地迄に止め刑務所の名稱を記載せざることをし尙報告者又は届出人として刑務所長の記載を爲すに當りては特に其の職名を省略すべき様御取計可相成此段及通牒候也

追て刑務所長の職名を記載せざる以上は其の記載なきことに因りて一面刑務所長の報告又は届出なることを明にする必要有之候條刑務所以外の公設所の長の報告若は届出又は

一般届出人の届出に基きて爲す戸籍の記載には其の職名又は資格を遺漏すること無き様嚴に注意せられ度爲念申添候

(大正十五年十一月二十六日民事第八一) 二〇號地方裁判所 長宛、民事局長 通牒

客年十二月十二日民事第一〇六四八號本官通牒以前に何々刑務所(監獄)に於て出生(死亡)典獄何某届出(報告)云々と記載したる戸籍又は除籍の謄抄本を作成する場合には刑務所(監獄)所在の場所及届出人又は報告者の氏名を記載するに止め刑務所(監獄)の名稱及届出人又は報告者の官職名を省略し之を記載せしめざる様御取扱可相成此段及通牒候也

(昭和二年四月廿一日東京市深川区長 稟伺同) 年五月十六日民事第三三〇六號民事局長 回答

士族の處刑に因る族稱の喪失に關しては舊刑法の規定を除く外他に法令の規定なきが故に刑法施行法は士族の族稱に關し適用無之旨明治四十二年七月二十三日民刑局長の御回答も有之同法施行後は處刑に因り士族は族稱を失ふ場合無之に至り候然るに施行前に於

て士族が既に族稱を喪失したる戸籍の記載に對しては家督相續又は轉籍等に因り新籍編製の場合は當然之れを移記せざるべからざるものと解せられ候も大正十四年十二月十二日民事第一〇六四八號を以て地方裁判所長宛民事局長より戸籍の記載に關する御通牒の趣旨を稽れば個人の名譽保護又は免囚者善導の助成たる御精神に外ならざるべく右は同一事例と心得該事項記載の移記を省略して可然や猶戸籍又は除籍謄抄本作製の場合に於ても同様取扱方の可否に對して疑義を生じ候に付き至急何分の御示教仰き度稟伺候也

同 答

本年四月廿一日付戸發第二六五八號稟伺の件處刑に因る士族の族稱喪失事項は新戸籍編製の場合喪失の事項は事項欄に之を省略することを得又該事項の記載ある戸籍謄抄本を作る場合に於ても省略差支無之儀と思考致候此段回答候也

第二十二條 市町村長カ届書、報告書其他ノ書類ヲ受理シタルトキハ其書類ニ受附ノ番號及ヒ年月日ヲ記載スルコトヲ要ス

本籍地ノ市町村長ハ前項ノ手續ヲ爲シタル後遲滯ナク戸籍ノ記載ヲ爲スコトヲ要ス

(昭和二年六月三十日岡山區裁判所監督判事稟伺)
(同年七月十二日民事第五九七二號民事局長答)

内地人たる女と臺灣に本居を有する臺灣人男との婚姻届(届書は妻の本籍地村長宛)を夫の所轄警察官吏派出所に提出し同派出所より妻の本籍地村長に該届書を送付し來りたる場合妻の本籍地村長は之れを受理し戸籍の記載を爲し差支なきや果して差支なしとせば共通法第三條の適用ありや否や疑義相生じ目下差掛りたる事件有之候條至急御回示相煩度此段及問合候也

同 答

客月三十日附日記第五七五號問合の件臺灣人男が臺灣に居住し其所轄警察署に提出したる婚姻届は内地人たる女の本籍市町村長に於て之を受理することを得ざる儀と思考致候此段及回答候也

(昭和四年七月十九日旭川地方裁判所長問合同)
(年八月卅日民事第八一八五號民事局長回答)

朝鮮人の出生死亡其の他朝鮮人の戸籍にのみ記載すべき事件の届書の提出を受けたる市町村長の處理方法に關し左の兩説あり何れに依るを相當とするや御意見承知致度候

甲説

當該届出を受けたる市町村長は非本籍人の届出事件と看做し届書は戸籍受付帳に記載

戸籍法 第三章 戸籍の記載手續

したる上其の一通は事件本人の本籍地府尹若は面長に送付し他の一通は監督區裁判所に送付するを相當とす

乙説

戸籍受付帳に記載すべき事件は内地人の戸籍に記載を要する事件に限る從て當事者の一方は朝鮮人なるも一方が内地人たる婚姻、縁組、離婚、離縁の如く朝鮮人の戸籍に記載すると共に内地人の戸籍にも記載を要する事件の届出なる場合は格別單に朝鮮人の戸籍にのみ記載を爲すべき出生死亡の如き事件の届書は市町村長が便宜上取扱を爲すに過ぎざるを以て之を戸籍受付帳に記載すべき筋合のものにあらず收受發送簿に記載の上其の届書は事件本人の本籍地府尹若は面長に送付するを以て足るものとす

同 答

本年七月十九日付中第一七六七號問合の件甲説の通取扱を相當と思考致候此段及回答候也

(大正十二年一月二十四日京都區裁判所監督判事問合)
同年二月六日民事第三二八號民事局長回答)

一、出生届に出生兒の名を外國文字にて記載し片假名の傍訓を附し(例へば LUMIERE

又は Shizu, HI RO SHI 等の如し)届出たるときは受理し差支なきや否や明治三十四年三月九日岡山區裁判所監督判事問合同年五月二十二日民刑第二八四號貴局の御回答に戸籍に關する届出には日本語にて記載せしむべき旨前例を示されありと雖斯は届出の記載方に關するものにして人の名は漢字を附すると片假名、平假名又は外國文字を用ふることは各隨意にして法規上何等定められたる處なく現に名古屋、山口、神戸の各地方裁判所管内に於て受理せられたる實例のあるやに聞及び疑義を生ず

二、前項受理し差支なしとせば町村長は無論前項例示の通り外國文字と片假名の傍訓との届書に記載したるを其儘戸籍に記載すべきや

同 答

本年一月二十四日附日記庶第二四九號問合の件戸籍の記載を爲すは外國の文字を使用せざるを相當とすべきに付氏名の記載に羅馬字のみを使用したる届書は之を受理せざるを相當とするも例示の如く羅馬字と片假名とを併用して其の記載を爲したる届書は之を受理し戸籍は片假名を以て氏名の記載を爲すべき儀と思考致候此段及回答候也

法曹會決議

失踪宣告を受けたる者の婚姻縁組私生子認知等の届出は之を受理することを得ず（大正十二年十二月五日）

法曹會決議

他村に關する戸籍の届出は戸籍謄本の添付なきも之を受理すべきものとす（大正十二年十一月七日）

第二十三條 家督相續、家督相續回復其他戸主ノ變更ヲ生スヘキ事項ニ付キ届出、申請又ハ請求アリタルトキハ其届出、申請又ハ請求及ヒ前戸主又ハ戸主ノ名義ヲ有セシ者ノ戸籍ニ依リテ新戸籍ヲ編製スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ前戸主又ハ戸主ノ名義ヲ有セシ者ノ戸籍ニ事由ヲ記載シテ之ヲ抹消スルコトヲ要ス

家督相續人カ胎兒ナルトキハ其出生ノ記載ヲ爲スマテハ前二項ノ手續ヲ爲スコトヲ要セス此場合ニ於テハ前戸主ノ戸籍中戸主ニ關スル部分ヲ抹消シ家督相續人カ胎兒ナル旨ヲ記載スルコト

ヲ要ス

第二十四條 復籍拒絶ノ届出アリタルトキハ復籍拒絶者ノ戸籍ニ届出ノ要旨ヲ記載スルコトヲ要ス

前項ノ手續ヲ爲シタル後新戸籍ヲ編製スルトキハ之ニ復籍拒絶ニ關スル事項ヲ移記スルコトヲ要ス

復籍ヲ拒絶セラレタル者カ死亡シ其他復籍スルコトナキニ至リタルトキハ復籍拒絶ニ關スル事項ヲ抹消スルコトヲ要ス

第二十五條 家督相續人指定ノ届出アリタルトキハ其指定ヲ爲シタル者ノ戸籍ニ届出ノ要旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第二十六條 離籍又ハ廢家ニ因ル除籍ノ手續ハ離籍セラレタル者ノ一家創立又ハ廢家ヲ爲ス者ノ入籍ノ手續アリタル後之ヲ爲スコトヲ要ス

【判決例】

廢家と他家に入ることとは不可分離の關係を有し廢家せずして他家に入り又は他家に入らずして廢家することは法律上許すべからざる所なれば兩者は同時に其效力を生ずることとを要し従て廢家の届出と他家に入るべき行爲の届出とは同時に受理せらるべきものと

廢家届出書の提出に次て他家に入るべき行爲の届書が提出せられたるときは前者は後者の受理と共に受理せられたるものと見るべく従つて此場合に於ては廢家は其届書の提出に因り直に效力を生ずるものに非ずして他家に入るべき行爲の届出の受理と共に其效力を生じ廢家者は此時に於て從來の本籍を失ふべきものとす故に他家に入るべき行爲の届出を爲すに當り從來の本籍を本籍として其届書に記載するは當然なり(大正八年)

【取扱例】

法曹會決議

廢家届は入籍届ありたる時に於て其效力を生ずるものとす故に入籍届なきに拘らず廢家届のみに依り戸籍の記載を爲したるときは之を抹消すべきものとす(大正十四年二月十八日)

第二十七條

一戸ノ全員又ハ一戸内ノ一人若クハ數人ヲ戸籍ヨリ除クヘキトキハ事由ヲ記載シテ戸籍ノ全部又ハ一部ヲ抹消スルコトヲ要ス

除籍セラレヘキ者ノ本籍カ他ノ市町村ニ轉屬スル場合ニ於テハ前項ノ手續ハ入籍ノ通知ヲ受ケ

ケタル後之ヲ爲スコトヲ要ス但入籍地ノ市町村長カ届出ヲ受理シタルトキハ此限ニ在ラス前項ノ規定ハ一家創立ノ届出ニ因リ除籍ヲ爲スヘキ場合ニ之ヲ準用ス

【問 答】

問 戸主廢家の上家族と共に他家へ親族入籍を爲したる場合、家族の戸籍事項欄へ家族の除籍の事項をも記載すべきものなるや。記載を要せずとの説あり、如何にや。

答 家族の戸籍事項欄に其事由を記載し除籍すべきものとす。(大正十一年五月)

第二十八條

戸籍ノ記載ヲ爲スニハ略字又ハ符號ヲ用キス字畫明瞭ナルコトヲ要ス

年月日ヲ記載スルニハ壹貳參拾ノ文字ヲ用ウルコトヲ要ス
文字ハ之ヲ改竄スルコトヲ得ス若シ訂正挿入又ハ削除ヲ爲シタルトキハ其字數ヲ欄外ニ記載シ又ハ文字ノ前後ニ括弧ヲ附シ市町村長之ニ認印シ其削除ニ係ル文字ハ尙ホ明カニ讀得ヘキ爲メ字體ヲ存スルコトヲ要ス

【取扱例】

(昭和四年六年十五日谷村區裁判所判事問合同)
年七月五日民事第五五〇號民事局長回答)

今般當廳内南北都留郡戸籍事務協議會長より左記決議事項の報告を受け候處本問は戸籍法第二十八條第二項を準用し認印を用ゆるを相當と思料致候處各地其の取扱を異にし一

定し居らざるに付一定を期する爲至急御意見御回示相成度

記

或る者は戸籍抄本にして文字を訂正挿入削除したる欄外の事由文には職印を押捺すべしと主張せり右は戸第二十八條第二項を準用し認印にて可然と思考す如何

決議

職印を用ゆること

回答

職印を用ふるを相當とす

第二十九條 戸籍ノ記載ヲ爲ス毎ニ市町村長ハ其末文ニ認印スルコトヲ要ス

第三十條 戸籍用紙中ノ一部分ヲ用キ盡シタルトキハ掛紙ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ市町村長ハ職印ヲ以テ掛紙ト本紙トニ契印ヲ爲スコトヲ要ス

第三十一條 届出事件ノ本人ノ本籍カ一ノ市町村ヨリ他ノ市町村ニ轉屬スル場合ニ於テハ届出ヲ受理シタル市町村長ハ戸籍ノ記載ヲ爲シタル後遲滞ナク届書ノ一通ヲ他ノ市町村長ニ送付スルコトヲ要ス

第三十二條 前條ノ場合ヲ除ク外他ノ市町村長カ戸籍ノ記載ヲ爲スヘキ必要アル場合ニ於テハ届

書ヲ受理シタル市町村長ハ遲滞ナク届書ノ一通ヲ他ノ市町村長ニ送付スルコトヲ要ス

第三十三條 本籍分明ナラサル者又ハ本籍ナキ者ニ付キ届出ヲ受理シタル後其者ノ本籍カ分明ト爲リタル旨又ハ其者カ本籍ヲ有スルニ至リタル旨ノ届出アリタル場合ニ於テニ前二條ノ規定ハ其届書及ヒ前ニ受理シタル届書ニ付キ之ヲ適用ス

第三十四條 前三條ノ規定ハ届書ニ非サル書面ニ因リ戸籍ノ記載ヲ爲スヘキ場合ニ之ヲ準用ス此場合ニ於テハ市町村長ハ其受附ケタル書面ノ謄本ヲ作り其謄本ヲ送付スルコトヲ要ス

第三十五條 届出事件ノ本人ノ本籍カ他ノ市町村ニ轉屬スル場合ニ於テハ入籍地ノ市町村長ハ戸籍ノ記載ヲ爲シタル後除籍地ノ市町村長ニ入籍ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス但入籍地ノ市町村長カ届出ヲ受理シタルトキハ此限ニ在ラス

前項ノ規定ハ市町村長カ一家創立ノ届出ニ因リ除籍ヲ爲スヘキ場合ニ之ヲ準用ス

第三十六條 戸籍ノ記載手續ヲ完了シタルトキハ届書其他受理シタル書類ハ本籍人及ヒ非本籍人ニ區別シ本籍人ニ關スルモノハ戸籍編綴ノ順序ニ從ヒテ之ヲ編綴シ非本籍人ニ關スルモノハ事件ノ種類ニ依リ各別ニ之ヲ編綴シ且各目録ヲ附スルコトヲ要ス

戸籍ノ記載ヲ要セサル事項ニ付キ受理シタル書類ハ之ヲ合綴シ且目録ヲ附スルコトヲ要ス日本ノ國籍ヲ有セサル者ニ關スル事項ニ付キ受理シタル書類亦同シ

戸籍法 第三章 戸籍の記載手續

五五

第三十七條 前條第一項ノ書類ハ一ヶ月毎ニ遲滯ナク之ヲ監督區裁判所ニ送付スルコトヲ要ス

第三十八條 第三十六條ノ書類ノ保存期間ハ司法大臣之ヲ定ム

第三十九條 戸籍ノ記載カ法律上許スヘカラサルモノナルコト又ハ其記載ニ錯誤若クハ遺漏アル

コトヲ發見シタル場合ニ於テハ市町村長ハ遲滯ナク届出人又ハ届出事件ノ本人ニ其旨ヲ通知ス

ルコトヲ要ス但其錯誤又ハ遺漏カ市町村長ノ過誤ニ出テタルトキハ此限ニアラス

前項ノ通知ヲ爲スコト能ハサルトキ又ハ通知ヲ爲シタル戸籍訂正ノ申請ヲ爲ス者ナキトキハ市

町村長ハ監督區裁判所ノ許可ヲ得テ戸籍ノ訂正ヲ爲スコトヲ得前項但書ノ場合亦同シ

裁判所其他ノ官廳、檢事又ハ吏員カ其職務上戸籍ノ記載ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ知リタルト

キハ遲滯ナク届出事件ノ本人ノ本籍地ノ市町村長ニ其旨ヲ通知スルコトヲ要ス

【取扱例】

(大正十一年一月九日第四七六三號小倉市長問合 同年十一月二十日民事第四三一四號民事局長回答)

實父と繼母とある十五年未滿の子の養子縁組に付實父のみ縁組の承諾を爲したる縁組届を養親の本籍地の市町村長に於て受理し其届書の一通を養子の本籍地の市町村長に送付ありたるときは之を受理し除籍の取扱を爲すべきことは大正五年五月十一日民第四七五號舞鶴區裁判所判事問合に對する御回答により了知致居候處右繼母の承諾を缺く縁組は

民法第八百五十一條第一號に依り當然無効なるものにして戸籍の記載に因りて其縁組が有効と爲るものに非らざるべきに付其の戸籍の記載は錯誤として戸籍訂正方戸籍法第三十九條第一項に依り通知することを要すべきや否や目下差掛りたる事件有之候條至急何分の御垂示に預り度候
回 答

本年十一月九日付日記第四七六三號問合の件養子の本籍地市町村長が繼母の承諾なき養子縁組届の送付を受けたるときは同市町村長は繼母をして縁組承諾の追完を爲さしめたる上戸籍の記載を爲すべし若し其の追完を爲さざるときは縁組は無効なるを以て届書を養親の本籍地市町村長に返送すべく同市町村長は戸籍法第三十九條第一項に依り届出人に通知を爲し戸籍訂正の手續を爲さしむべき儀と思考致候此段及回答候也

(大正十一年四月十七日裁判所、市役所、區役所、町村役場宛、民事局長通牒)

亞米利加合衆國駐在本邦領事より同國に於いて出生したる者の戸籍中出生年月日又は其の名の記載に錯誤ある旨同國出生證明書並領事の出生事實證明書を添へ本籍地市町村長へ通知ありたるときは戸籍法第三十九條第二項の規定に準し市町村長、監督區裁判所の

許可を得て其職權を以て戸籍の訂正を爲す様致度此段及通牒候也

(大正十三年四月卅日香川縣大川郡志度町長稟伺
同年五月二十七日民事第七四七八號民事局長回答)

甲町の甲男と乙町の乙女と婚姻を爲し其届書を丙町に提出し丙町長は其届出を受理し甲乙兩町に送付せり然るに甲男は婚姻届出前既に丙町へ分家を爲し丙町の本籍人なるを以て甲町は其事由を記載したる書面を添へ届書を丙町長に返戻せり依て丙町長は戸籍法第三十九條第三項に依り乙町長に對し夫の本籍記載に錯誤ある旨の通知を爲したり此場合乙町長は戸籍法第三十九條第一項に依り届出人に對し通知すべきは勿論なるが乙女の除籍を爲すに付左の二説あり

一 丙町は最初非本籍人として受理したる事件なるを以て戸籍記載の確實を期する趣旨に於て丙町長の入籍通知を俟て除籍すべく單に戸籍法第三十九條第三項の通知に依り入籍したるものなるべしと想像し直に除籍を爲すは妥當にあらず

二 丙町は最初非本籍人として受理したるものなるも其後本籍人なることを發見し戸籍法第三十九條第三項の通知を爲したるものなれば乙女を入籍したるものなることは確實なりと認むることを得べし故に戸籍法第三十五條第一項に依り入籍地の町長が受理

したるものとして直に除籍することを妨げず

右何れか相當なるや本職は第一説を以て妥當の取扱なりと認むるも意見を異にし取扱上支障を生じ居り候條至急何分の御回示願度此段稟伺候也

回答

本年四月三十日附稟伺の件第二説の通取扱ひ妨げなき儀と思考致候此段及回答候也

(大正十四年八月二十六日宮地區裁判所判事問合
同年十月十日民事第八二七九號民事局長回答)

當管内某村長誤て非本籍人の出生届を一通丈け受理し之が受付手續を了したる上該届書を直ちに本籍地へ向け發送したる處其途中届書を紛失したる儘其事實を知らずして數年を経過し右出生兒が本年學齡に達し始めて之を發見したる趣を以て當該村長より此場合に於ける取扱方に關し質疑を求め來り候も種々疑義相生じ且恰當の先例も見當らず左

右決し兼居候

尚本件の如き場合に於て届書の一通は監督區裁判所に送付したるも既に保存期間經過し届書類廢毀済後なる場合に於て取扱方を異にせば之も併せて御指示相成度

回答

戸籍法 第三章 戸籍の記載手続

届出人をして出生に關する事項の申出を爲さしめ之に基き戸籍の記載を爲すことを得

六〇

(大正十四年九月九日札幌地方裁判所長進達同年八月十二日北海道虻田郡真別村長稟請同年十月十二日民事第八五二〇號同所長宛局長申進)

當役場備付の戸籍簿中別記戸籍は何れも戸籍法實施以降編製のものなるも其當時規定の戸籍用紙を用ひず舊戸籍用紙に調製しあるに付現戸籍用紙に新記載例に準し改製致度候に付御許可相成度此段及稟請候

別記戸籍(抄)

戸籍改製調書

虻田郡真別村

年 月 日	本 籍 地	戸 主 の 氏 名	家 族	摘 要
明治四十一年 一月二十八日	オホナイ 基線	横川 喜八	男 四三	明治三十一年訓令第五號附録戸籍用紙に作製すべきを明治十九年内務省訓令の戸籍用紙に作製したるは錯誤
大正七年九月二日	眞狩別 模範林	岩瀬桂三郎	男 一〇	大正三年省令第七號附録戸籍用紙に作製すべきを明治三十一年訓令第五號附録戸籍用紙に作製したるは錯誤

大正七年十月二十六日

チライ

一、六八四

大川 久松

二五

大正三年省令第七號附録戸籍用紙に作製すべきを明治十九年内務省訓令の戸籍用紙に作製したるは錯誤

民事局長申進

客月九日附中第六五六號進達岩内區裁判所管内虻田郡眞狩別村戸籍改製許可稟請の件戸籍編製の過誤は市町村長の過誤に基くものなるに因り監督區裁判所の許可を得て市町村長其の職權を以て當該戸籍を抹消したる上現戸籍用紙を用て更に戸籍を編製すれば足り別に改製の手續を爲すべきものに無之候條可然御指示相成度此段貴官迄申進候也

(昭和四年四月十五日外務省通商局長照會 同年五月十七日民事第二七八二號民事局長回答)

本件に付在「シヤトル」岡本領事より別紙寫の通申越たる處右は大正十一年四月十七日民事第一〇五七號出生に關する戸籍の記載訂正の件御回答の趣旨に依り出生地の記載に錯誤ある場合に於ても出生年月日又は名に錯誤ある場合と同様市町村長にて監督區裁判所の許可を得て訂正出來得る様一般的に通牒方御取計相煩度尙ほ結果何分の義御回示を請ふ(別紙略)

戸籍法 第三章 戸籍の記載手続

六一

同 答

客月十五日附通三普通第六八號御照會米國に於て出生したる本邦人の戸籍中出生場所の記載錯誤訂正に關する件は貴見の通り取扱可然と思考致候條當該町長に於ても大正十一年四月十七日附民事第一〇五七號通牒の趣旨に依り同様處置すべき様取計置候間御了知相成度此段及回答候也

【問 答】

問 戸主甲は三男出生の届出を爲したるに、村長は誤て戸籍簿に三女と記載せり。之を訂正する手續如何。

答 村役場に於て甲の出生届を戸籍に記載するに際し三男を三女と誤記したりとせば村長は戸籍法第三十九條第二項後段の規定により、管轄區裁判所に戸籍訂正許可の申請を爲し、村長自ら戸籍の訂正を爲すべきものとす。又村長が右の手續を爲さざるときは甲に於て管轄區裁判所に其理由を具し戸籍訂正許可の申請を爲し、其許可を得、其許可の謄本を添へ、村役場に戸籍訂正の届出を爲すことを得るものとす。(昭和二年三月)(第百六十四條參照)

問 婿養子が其妻たる家女と離婚を爲さず、唯婿養子のみ協議離縁したる場合に其離縁届に妻が夫に従ひ夫の實家に入る旨の記載なき爲め、町長は唯單に養子のみ實家に復籍せしめ、妻は其儘實家にあり、此場合如何なる手續に依り夫の家に入ることを得るや。

答 婿養子離縁の届出ありたる時に妻が夫の家に入る旨の届書の記載なきも當然妻も共に夫の家に入るべきものなるが故に、後日其遺脱を發見したるときは、町長は職權を以て其手續を爲すべきものとす。若し町長が其手續を爲さざるときは夫、妻又は養父は町長の取扱に對し抗告を爲すことを得べし。(大正十三年一月)

第四十條 同一ノ事件ニ付キ數人ノ届出義務者ヨリ各別ニ届出アリタル場合ニ於テ後ニ受理シタル届出ニ因リ戸籍ノ記載ヲ爲シタルトキハ前ニ受理シタル届出ニ基キ其戸籍ノ訂正ヲ爲スコトヲ要ス

第四十一條 行政區畫又ハ土地ノ名稱ノ變更アリタルトキハ戸籍ノ記載ハ訂正セラレタルモノト看做ス但其記載ヲ更正スルコトヲ妨ケス

地番號ノ變更アリタルトキハ戸籍ノ記載ヲ更正スルコトヲ要ス

第四十二條 市町村ノ區域ノ變更アリタルトキハ戸籍及ヒ之ニ關スル書類ハ之ヲ當該市町村ニ引繼クコトヲ要ス

第四十二條ノ二 第三十一條乃至第三十四條及ヒ第三十五條第一項ノ規定ハ共通法第三條ノ規定ニ依リテ内地ノ家ヲ去リタル者及ヒ他ノ地域ノ家ヲ去リテ内地ノ家ニ入リタル者ノ戸籍ノ記載手続ニ付キ之ヲ準用ス(大正一〇年法律第四八號本條追加)

【取扱例】

(大正十五年六月十七日朝鮮總督府法務局長照會
同年六月廿九日民事第五四〇七號民事局長回答)

別紙の通管下清津地方法院長より首題の件に付稟伺有之候處元來内地人は朝鮮内に分家することを得ざるを以て共通法第三條の規定は其の適用なきものと思料せらるゝも偶々本件事例の如き既に之を受理したる後新なる戸籍を編成すると共に内地町長亦面長の入籍通知に依り除籍したる場合に於ては戸籍訂正を爲すに際し戸籍上無籍者たらしめざる趣旨に於て相互戸籍法第四十二條の二若は朝鮮戸籍令第三十二條の規定を準用し面長より戸籍訂正申請書を内地當該町長に宛て送付し町長は之を受理したる上更に面長に入籍通知を爲すことに取扱致度候に付ては一應貴官の御意見承知致度此段及照會候也

(別紙)

内地人の朝鮮内に爲したる分家届を受理し新戸籍を編成するとともに本籍地たる内地町長は之れが面長の通知に依り除籍手続を完了せられたる事件有之候處元來内地人は轉籍分家一家創立等に依り朝鮮内に籍を有する能はざるを以て右分家は無効なるに付

戸籍訂正手続に依り編成せられたる新戸籍を抹消し内地の本家戸籍に復籍すべき物なるも其の戸籍訂正許可申請を爲すに際し復籍の許可を求むるに對し之が許可の決定は爲し得ざるものと思料致候得共聊か疑義有之候條何分の御指示相仰度此段及稟伺候也

回答

本月十七日附御照會標記の件に付ては御見込の通と思料致候此段及回答候也

(昭和三年二月十九日 大阪區裁判所監督判事問合
同四年十月十一日民事第八九一二號民事局長回答)

第一項、奉祀者たる朝鮮人男と内地人女戸主との入夫婚姻届出を市町村長が受理したる場合右朝鮮人男は奉祀者たる關係上入夫として内地の家に入ることを得ざるは勿論なるべきも之が爲婚姻の成立には毫も妨なく從て女戸主は民法第七百五十四條第二項の規定に依り隠居したるものと看做され當然夫たる朝鮮人の家に入るべきものと解せば婚姻を尊重する所以の途にも適ひ且一面に於て同一人につき朝鮮と内地とに二個の本籍を有するが如き不條理を避け得られ極めて合法的の解釋なりと思料致居候處當管内大阪市此花區長に對する本年十月一日民事第一〇七三四號貴官の御回答に依るときは奉祀者たる朝鮮人男と内地人女戸主との入夫婚姻届出を市町村長が受理したるときは戸籍法 第三章戸籍の記載手続

當該入夫婚姻は之を有效と認むべく而して面長より無効として返戻を受けたる届書は其儘受理市町村長に於て保存し可然とあり右は本件の場合朝鮮人男に付きては之を無籍者として取扱ふべしとの御趣意なりと承知して可然哉

第二項 前項若し無籍者として取扱ふものとせば後日離婚行はれたるときは一般無籍者の場合の例に準し大正四年十月二日民事第一五七四號法務局長回答趣旨に依り内地に就籍手續を爲さしめたる上除籍するものなりや若し然りとせば朝鮮人は内地に就籍することを得ざる旨の大正七年五月十一日民事第六一三號法務局長回答趣旨に反するのみならず之に依りて右朝鮮人男は内地と朝鮮とに二個の本籍を有するに至るべきも差支なきや或は又入夫婚姻届出受理により如此複本籍を生ずるは共通法第三條第二項の適用上已を得ざる結果として本件の場合は其儘放置し後日離婚ありたるときに其届出に基きて直に除籍すべきものなりや若し末段卑見の通とするときは右離婚届書のみにては入夫婚姻當時偶々入夫が朝鮮の慣習により奉祀者なりし爲め共通法第三條第一項の適用なかりしものなること分明せざることを以て其旨離婚届書に附記しあれば格別然らざれば一旦之が送付手續を爲すにあらざれば離婚人夫が果して朝鮮の戸籍に依然在籍せるものなりや否判明せざるが故に其上にて許可を得除籍手續を爲すべきや

回答

客年十一月十九日附日記第一九六號問合の件奉祀者たるべき朝鮮人男と内地人女戸主との入夫婚姻届出を市町村長が誤て受理したる場合の效力に關しては曩に本官より貴管内此花區長に對し回答致置候通該入夫婚姻は之を有效と認むべきものに有之候尙入夫の除籍手續に關し朝鮮總督府法務局長へ照會中の處別紙寫の通り管内各裁判所へ通牒相成候趣回答有之候右にて御了知相成度此段及回答候也

(別紙)

昭和四年十月四日

法務局長

地方法院長殿

地方法院支廳

内鮮人間の入夫婚姻に關する件通牒

現に祭祀者たり又は祭祀者たるべき朝鮮人が入夫婚姻に因り内地人女戸主の家に入らむとする場合に於て内地市町村長が誤て斯る届書を受理したるときは朝鮮人男は從來の家を去るものと解すべく從て市町村長が其の届書類を朝鮮の本籍地の府尹又は面長戸籍法 第三章戸籍の記載手續

に送付したるときは同府尹又は面長は之を受理し除籍に關する戸籍の記載を爲すことに爾今取扱相成たし

追て右は共通法第三條の適用ある場合に限るものなるに付此の旨御留意相成度爲念申添す

第四章 届出

第一節 通則

第四十三條 届出ハ届出事件ノ本人ノ本籍地又ハ届出人ノ所在地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

【取扱例】

内地人と朝鮮人が婚姻又は養子縁組を爲したる場合には其の届出は内地朝鮮の何れに於ても之を爲すことを得べし(昭和四年十月九日)

法曹會決議

内地人と臺灣人とが婚姻又は養子縁組を爲したる場合には其の届出は内地に於て之を爲し得べきも臺灣に於ては夫又は養親が内地人なるときに限り臺灣の警察官署を経て内地

の當該市町村長に之を爲し得るのみ(昭和四年十月九日)

法曹會決議

關東州に於て日本人と支那人とが婚姻又は養子縁組を爲したる場合には其届出は内地に於て之を爲し得べきも關東州に於ては夫又は養親が内地人なるときに限り關東州の警察署を経て内地の當該市町村に之を爲し得るのみ(昭和四年十月九日)

第四十四條 日本ノ國籍ヲ有セサル者ニ關スル届出ハ其寄留地又ハ届出人ノ所在地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

所在地ノ市町村長カ届書ヲ受理シタルトキハ之ヲ寄留地ノ市町村長ニ送付スルコトヲ要ス

第四十五條 本籍分明ナラサル者又ハ本籍ナキ者ニ付キ届出アリタル後其者ノ本籍カ分明ト爲リタルトキ又ハ其者カ本籍ヲ有スルニ至リタルトキハ届出人又ハ届出事件ノ本人ハ其事實ヲ知リタル日ヨリ十日内ニ届出事件ヲ表示シテ届出ヲ受理シタル市町村長ニ其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス

第四十六條 届出ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

【問 答】

戸籍法 第四章届出

問 意思能力を有する未成年戸主甲より、轉籍届出ありたる場合、法定代理人の同意なきも受理し差支なきや

答 法定代理人の同意あるにあらざれば受理すべきものにあらず(大正十三年九月)
第四十七條 届書ニハ左ノ事項ヲ記載シ届出人之ニ署名、捺印スルコトヲ要ス

- 一 届出事件
 - 二 届出ノ年月日
 - 三 届出人ノ出生ノ年月日及ヒ本籍
- 届出事件ニ因リ届出事件ノ本人ニ隨ヒテ家ヲ去リ、他家ニ入り其他身分ニ變更ヲ生スル者アル場合ニ於テハ届書ニ其者ノ氏名、出生ノ年月日竝ニ本籍及ヒ身分變更ノ事由ヲ記載スルコトヲ要ス

【判決例】

廢家の届出を爲すに當り戸主に從ひて他家に入る者を届書に記載せざるも廢家の效力を生ずることを妨げず(昭和二年)

【取扱例】

法曹會決議

戸籍に關する届書は「三文判」を押捺したるものと雖も之が受理を拒むことを得ず(大正十五年五月十七日)

法曹會決議

私生子認知に因り父母との續柄に變更を生ずる者ある場合には其者が死亡者又は除籍者なるときと雖も其續柄を訂正すべきものにして身分に變更を生ずる者他家に在るときは其者に付ても續柄を訂正すべく其者が他市町村在籍者なるときは戸籍法第五十六條に依り相當通數の届書を提出せしめ其届書に戸籍法第四十七條第二項に依る記載を爲さしむべきものとす(大正十五年七月六日)

第四十八條 届出人ト届出事件ノ本人ト異ナルトキハ届書ニ其續柄ヲ記載スルコトヲ要ス

届出人カ家族ナルトキハ届書ニ戸主ノ氏名及ヒ届出人ト戸主トノ續柄ヲ記載スルコトヲ要ス

第四十九條 届出ヲ爲スヘキ者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ親權ヲ行フ者又ハ後見人ヲ以テ届出義務者トス但出生、死亡其他單純ノ事實ニ關スル届出ハ未成年者又ハ禁治産者モ亦之ヲ爲スコトヲ得

親權ヲ行フ者又ハ後見人カ届出ヲ爲ス場合ニ於テハ届書ニ左ノ事實ヲ記載スルコトヲ要ス

届出ヲ爲スヘキ者ノ氏名、出生ノ年月日及ヒ本籍
無能力ノ原因

届出人カ親權ヲ行フ者又ハ後見人ナルコト

【判決例】

戶籍法第四十九條の規定は届出事件に付戶籍法上の届出義務を負擔すべき者が未成年者
又は禁治産者なる場合に於て親權者又は後見人を以て届出義務者と爲したる旨を規定し
たるものにして分家届出の如き戶籍法上の届出義務を負擔すべき者なき場合に適用すべ
きものに非ず(大正十二年)

【取扱例】

(大正十二年五月二十八日貳二ノ一八〇〇號大田原區裁判所判事同區裁判所管
内第十二回戶籍事務打合決議報告同年七月九日民事第一九五八號民事局長通牒)

戶籍法第四十九條但書ニ依ル出生死亡其他單純ノ事實ニ關スル届出トハ何々ヲ指スヘキ
モノナルヤ

決議 分家、轉籍・家督相續人ノ指定、廢絶家再興等ノ如キモノナラン

戶籍法第四十九條第一項但書ニ所謂單純ナル事實トハ既ニ届出義務發生シタル既生ノ事

實ニシテ而モ其ノ届出ヲ爲スニ付特別ノ知能判斷ヲ要セサル事實ヲ謂フ從テ分家、轉籍
家督相續人ノ指定、廢絶家再興等ハ届出義務發生シタル既生ノ事實ニ非サルニ依リ又法
定ノ推定家督相續人ノ家督相續ヲ除ク其ノ他ノ家督相續ハ届出義務發生シタル既生ノ事
實ナルモ其ノ届出ヲ爲スニ付特別ノ知能判斷ヲ要スル事實ナルヲ以テ孰レモ之ヲ單純ナ
ル事實ト謂フコトヲ得サルモノトス

(大正十二年十一月二日發第七六五號字都宮市長請訓
同年十一月二十一日民事第四八四〇號民事局長回答)

大正七年十一月二十六日民第一六八五號法務局長御回答第二項第三項ニヨレハ意思能力
アル未成年者ノ分家、廢絶家再興、家督相續人ノ指定轉籍ノ如キ届出ニ付テハ未成年者
自カラ届出ヲ爲スコトヲ得(先例變更)トアリ、
然ルニ大正十二年七月九日民事第一、九五八號民事局長通牒ニヨレハ右等ノ場合未成年
者自カラ届出ヲ爲スコトヲ得サルカ如ク思考セラル
右ハ省議變更セラレタルモノト解スヘキヤ

同 答

戶籍法第四十九條ハ戶籍法上義務トシテ届出ヲ爲スヘキ場合ニ適用スヘキモノナルモ分

家、廢絶家再興、家督相續人ノ指定、轉籍等ハ義務トシテノ届出ニ非サルヲ以テ同條第一項ノ適用ナシ而モ未成年者自ラ此等ノ届出ヲ爲シ得ルハ其ノ届出ハ専ラ本人ノ意思ニ基キテ之ヲ爲スヘキモノナルヲ以テナリ故ニ大正七年十一月二十六日民第一六八五號ト本年七月九日民事第一九五八號通牒トハ互ニ牴觸スルモノニ非ス

法曹會決議

意思能力なき他家の未成年家族を家督相續人に指定の後指定者の死亡に因る家督相續開始の場合に未成年者の父より爲したる家督相續届は之を受理すべきものとす（大正十四年十一月四日）

第五十條 無能力者カ其法定代理人ノ同意ヲ得スシテ爲スコトヲ得ヘキ行爲ニ付テハ無能力者之ヲ届出ツルコトヲ要ス

禁治産者カ届出ヲ爲ス場合ニ於テハ届書ニ届出事件ノ性質及ヒ效果ヲ理會スルニ足ルヘキ能力ヲ有スルコトヲ證スヘキ診斷書ヲ添付スルコトヲ要ス

第五十一條 證人ヲ要スル事件ノ届出ニ付テハ證人ハ届書ニ出生ノ年月日及ヒ本籍ヲ記載シテ署名、捺印スルコトヲ要ス

第五十二條 届出人、届出事件ノ本人又ハ證人カ本籍ニ在ラサルトキハ届書ニ其所在ヲ記載スルコトヲ要ス

第五十三條 届書ニ記載スヘキ事項ニシテ存セサルモノ又ハ知レサルモノアルトキハ其旨ヲ記載スルコトヲ要ス但市町村長ハ特ニ重要ト認ムル事項ヲ記載セサル届書ヲ受理スルコトヲ得ス

第五十四條 届書ニハ本法其他ノ法令ニ定メタル事項ノ外戸籍ニ記載スヘキ事項ヲ明瞭ナラシムル爲メ必要ナルモノハ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第五十五條 第二十八條第一項及ヒ第三項ノ規定ハ届書ニ之ヲ準用ス

第五十六條 二箇所以上ノ市役所又ハ町村役場ニ於テ戸籍ノ記載ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ市役所又ハ町村役場ノ數ト同數ノ届書ヲ提出スルコトヲ要ス

本籍地外ニ於テ届出ヲ爲ストキハ前項ノ規定ニ依ルモノノ外尙ホ一通ノ届書ヲ提出スルコトヲ要ス

前二項ノ場合ニ於テ相當ト認ムルトキハ市町村長ハ届書ノ謄本ヲ作り之ヲ以テ届書ニ代フルコトヲ得

【取扱例】

法曹會決議

戸籍法第五十六條第一項に依り提出すべき數通の届書に追完事項を記載すべき場合其追完事項は或市町村に於ては之が記載を爲すことを要せざるときは其市町村に送付すべき届書には右追完事項の記載を爲さしむるを要せず(大正十五年七月六日)

第五十七條 口頭ヲ以テ届出ヲ爲スニハ届出人ハ市役所又ハ町村役場ニ出頭シ届書ニ記載スヘキ事項ヲ陳述スルコトヲ要ス

市町村長ハ届出人ノ陳述ヲ筆記シ届出ノ年月日ヲ記載シテ届出人ニ讀聞カセ且届出人ヲシテ其書面ニ署名、捺印セシムルコトヲ要ス

届出人ハ疾病其他ノ事故ニ因リ出頭スルコト能ハサルトキハ代理人ヲ以テ届出ヲ爲スコトヲ得

第五十八條 届出事件ニ付キ戸主、父母、後見人、親族會其他ノ者ノ同意、承諾又ハ承認ヲ要スルトキハ届書ニ其同意、承諾又ハ承認ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス但同意、承諾又ハ承認ヲ爲シタル者ヲシテ届書ニ其旨ヲ附記シ署名、捺印セシムルヲ以テ足ル

届出事件ニ付キ官廳ノ許可ヲ要スルトキハ届書ニ許可書ノ謄本ヲ添附スルコトヲ要ス

【判決例】

未成年者の分家届出に對する親權者又は後見人の同意に付戸籍法第五十八條第一項の手續に依る書面の添附なきときと雖當該吏員が其の届出を受理して戸籍簿に記載すれば之

に由て分家の效力を生ずるものとす(大正十二年)

【取扱例】

(大正九年七月七日静岡縣安部郡郡長問合) 同十年三月三日民事第二四九一號民事局長回答

未成年戸主の母が自己の私生子を入籍せしむるには親權者として戸主に代り入家同意を爲し特別代理人の同意を要せざる旨明治三十一年八月二十三日東京市淺草區戸籍吏問合同年十月十一日民刑第一一四八號民刑局長回答の次第も有之候も親權者が婚姻親族入籍等に因り其の家を去る場合未成年戸主に代り同意を與ふるを得ずと大正八年五月十七日民事第八八九號を以て倉吉區裁判所判事へ御回答に依り前項は後段の通り自然變更せられたらものと思料せらるゝも各事件を異にするを以て疑義を生ず

同 答

明治三十一年十月十一日民刑第一一四八號民刑局長回答は別紙大正十年三月三日民事第二四九一號民事局長回答第三項に依りて變更せられたり

(別紙)

三 左記の場合には利益相反する行爲として特別代理人の同意を要すべきや

(イ) 未成年戸主の甲の親權を行ふ母乙が戸主甲の弟にして十五年未滿の丙の養子

戸籍法 第四章届出

縁組を代て承諾する場合戸主甲が爲すべき縁組の同意

(ロ) 前項丙が満十五年以上の未成年者にして母乙が縁組の同意を爲す場合に於ける戸主甲の縁組の同意

(ハ) 未成年戸主の親權を行ふ母の私生子出生届出に爲すべき戸主の同意

回答

第三項 例示(ロ)の場合に於ては特別代理人を要せず

例示(イ)及(ハ)の場合に於ては貴見の通

法曹會決議

未成年者が轉籍、廢家、家督相續人の指定を爲すには法定代理人の同意を要す(昭和四年五月一日)

第五十九條 届書ニ關スル規定ハ第五十七條第二項及ヒ前條第一項ノ書面ニ之ヲ準用ス

第六十條 外國ニ在ル日本人ハ本法ノ規定ニ從ヒ其國ニ駐在スル日本ノ大使、公使又ハ領事ニ届出ヲ爲スコトヲ得

第六十一條 外國ニ在ル日本人カ其國ノ方式ニ從ヒ届出事件ニ關スル證書ヲ作ラシメタルトキハ

一ヶ月内ニ其國ニ駐在スル日本ノ大使、公使又ハ領事ニ其證書ノ謄本ヲ提出スルコトヲ要ス

大使、公使又ハ領事カ其國ニ駐在セサルトキハ一ヶ月内ニ本籍地ノ市町村長ニ證書ノ謄本ヲ發送スルコトヲ要ス

第六十二條 大使、公使又ハ領事ハ前二條ノ規定ニ依リ受理シタル書類ヲ一ヶ月内ニ外務大臣ニ

發送シ外務大臣ハ十日内ニ之ヲ本人ノ本籍地ノ市町村長ニ發送スルコトヲ要ス

第六十三條 届出期間ハ届出事件發生ノ日ヨリ之ヲ起算ス

裁判確定ノ日ヨリ期間ヲ起算スヘキ場合ニ於テ裁判カ送達又ハ交付前確定シタルトキハ其送達又ハ交付ノ日ヨリ之ヲ記算ス

【取扱例】

法曹會決議

戸籍法届出期間經過後届出義務を負ひたる者に付ては別に届出期間なし(大正十三年十月八日)

第六十四條 市町村長カ届出ヲ怠リタル者アルコトヲ知リタルトキハ相當ノ期間ヲ定メ届出義務者ニ對シ其期間内ニ届出ヲ爲スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ要ス

届出義務者カ前項ノ期間内ニ届出ヲ爲ササルトキハ市町村長ハ更ニ相當ノ期間ヲ定メテ催告ヲ爲スコトヲ得

第三十九條第二項ノ規定ハ前二項ノ催告ヲ爲スコト能ハサル場合及催告ヲ爲スモ届出ヲ爲ササル場合ニ、同條第三項ノ規定ハ裁判所其他ノ官廳檢事又ハ吏員カ届出ヲ怠リタル者アルコトヲ知リタル場合ニ之ヲ準用ス

【取扱例】

(大正十五年六月三十日外務次官照會
同年九月六日民事第五八〇〇號司法次官回答)

首題の件に關し今般在「ホノルル」青木總領事より別紙寫の通稟示申越したるに付委細は右にて御了知の上御詮議の結果貴見御回報相煩度し

(別紙) 外務大臣宛

在「ホノルル」總領事

米國其他に於て出生したる二重國籍者にして日本國籍を離脱せんとする者は大正十五年改正國籍法第二十條の二及同法施行規則第三條の規定により内務大臣に届出ることによりて日本國籍を喪失するも戸籍法第五十條の規定により右國籍喪失の事實を戸主より戸籍吏に届出るにあらざれば戸籍面より除籍せられず從て既に日本國籍を喪失したる者が或期間戸籍面に殘存し日本臣民としての義務を要求せらるゝことあり(例

へば兵役義務)又日本に在る戸主は往々其家族の國籍離脱を悦ばず前記戸籍吏に對する届出を容易に行はざることある趣にて本人の迷惑は勿論米國人中には折角の改正國籍法も之が爲め充分なる効果を發揮し得ずとの感想を有する者少なからず日米人双方より屢々右手續改正の要あるべきを暗示する者あり此等意見を綜合するに現在の如く戸主又は家督相續人より國籍喪失届を爲す代りに

(イ) 内務省に於て國籍離脱届を受理したるときは官報掲載と同時に之を戸籍吏に通知し戸籍吏は右通知に基き除籍手續を了することとするか又

(ロ) 國籍離脱の事實官報に掲載せられたるときは戸籍吏は之に基づき除籍手續を了することとせば可なるべく

右何れも實行困難なる場合

(ハ) 國籍喪失届は之を本人(又は法定代理人)より爲し得ることとせば非常に便利なるべしと云ふにあり

思ふに改正國籍法が本人の志望により届出によりて日本國籍を離脱し得ることと認めたる今日に於て此種國籍喪失者の除籍手續を簡易にして滞りなく本人の志望を達し得る様爲すことは改正法の精神を貫く上に於ても又外國人等の苦情を除く點より見るも

望ましき儀と思考せらるゝにより本件手續改正方に付御考慮相成様致度此段稟申す
回 答

本年六月三十日附通三普通合第二〇〇七號御照會標記の件現行戸籍法に於ては官廳又は吏員等が職務上戸籍の届出を怠りたる者あることを知りたるときは同法第六十四條第三項末段にて遲滞なく之を市町村長に通知すべきことを規定し以て戸籍の記籍をして遅延なからしむることを期し市町村長亦戸籍届出を怠りたる者あることを知りたるときは同條の規定に依り一定の手續を経て戸籍の記載を爲すべき義務を有するものれば國籍喪失に付ても其の届出を怠りたり者あることを知りたる官廳又は市町村等は遲滞なく前記の手續に依り戸籍に之が記載を爲すの途を講ずべきを以て甚しき不都合を生ずること可無之而して御照會列記事項の如きは大體右規定の運用宜しきを得ば略ぼ同様の結果を齎すことを得べく從て差當り法律の改正を爲さざるも支障無之と思考致候尤も御照會の趣は他日適當の機會あらば考慮可致も不取敢右に御了知相成度此段及回答候也
追て國籍喪失届出義務者たる戸主又は相續人なき場合其家族よりの國籍喪失届ありたるときは之を受領し市町村長に於て戸籍記載の手續を爲さしめたる先例有之候條爲念申添候也

法曹會決議

戸籍法第二百二十二條に因り警察官より本籍分明ならざる嬰兒の死體發見の旨報告ありて同條第二項に依り右嬰兒の母の本籍分明の旨報告ありたる場合嬰兒に付既に出生届ありて其本籍分明なるときは死亡地の市町村長は戸籍法第三十四條に因り報告書の謄本を作り之を本籍地市町村長に送付し本籍地市町村長は其の謄本に因り戸籍の記載を爲すべく若し又嬰兒(私生兒)に付未だ出生届なきときは市町村長は戸籍法第六十四條の手續に因り記載を爲したる上前示報告書の謄本に因り死亡の記載を爲すべきものとす(昭和二年四月二十八日)

法曹會決議

未だ出生の届出なく死亡せる實姉の戸籍を其の儘製用せるものある場合に於て市町村長が該事實を知りたるときは戸籍法第六十四條の手續を履踐すべきものとす(昭和三年一月二十六日)

問 甲戸主は他縣に出稼中、明治四十三年一月十七日死亡せるも、本籍地戸籍には現に
【問 答】

生存者として記載あり、甲死亡の事實は當時同棲したる内縁の妻乙、及養子となる目的にて養育し居りたる丙の證明する處なり。而して死亡地の役場に照會するも、然る者居住したることなき旨の回答に接したり。此場合甲を死亡者とするには、失踪宣告の申立を爲さざるべからざるや。他に方法なきや。

答 甲死亡したる際、其屍體を埋葬するには、其地の警察署より埋葬認可證を受けたるなるべし。然らば警察署より其證明を得て、當時の同居者乙若くは丙より死亡届を死亡地又は本籍地の町村長に提出せば可なり。若し届出づる者なきときは本籍地の町村長は戸籍法第六十四條第三十九條の規定に従ひ、監督裁判所の許可を得て甲の戸籍を抹消すべく、本問の場合は失踪宣告の申立を爲すべきものにあらず。(昭和二年二月)

問 甲戸主は其家族たる乙(二十五歳)を法定の手續に依り離籍したり。戸籍には事項欄に離籍の記載あるも、乙の除籍なし。村長は離籍届により直に乙を甲の戸籍より除籍すべきものなるや、又乙が離籍の事實を知りながら、一家創立の届出を爲さざるときは、如何にせば可なるや。

答 乙は其事實を知りたるときより、十日内に一家創立の届出を爲すべきものとす。若

し其届出を爲さざるときは、村長は戸籍法第六十四條に依り乙に其届出の催告を爲し(同條第一、二項)届出を爲さしむべし。乙が尙届出を爲さざるときは、同法第三十九條第二項の規定により其戸籍より除籍し、一家創立の手續を爲すの外なし。(昭和二年三月)

問 日本臣民が外國に於て死亡したるに、届出義務者か、何年を経るも届出を爲さざる場合は、如何なる方法に依りて戸籍簿を訂正すべきや。戸籍法第六十四條に依り、市町村長に於て届出の催告を爲し得べきや。

答 貴見の通り戸籍法第六十四條に依り整理し得べしと思考す(大正十二年六月)

第六十五條 市町村長カ届出ヲ受理シタル場合ニ於テ届書ニ欠缺アル爲メ戸籍ノ記載ヲ爲スコト能ハサルトキハ届出義務者ヲシテ其追完ヲ爲サシムルコトヲ要ス此場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ準用ス

第六十六條 届出期間經過後ノ届出ト雖モ市町村長ハ之ヲ受理スルコトヲ要ス

第六十七條 届出人ハ届出ノ受理又ハ不受理ノ證明書ヲ請求スルコトヲ得但受理ノ證明書ヲ請求スル場合ニ於テハ手数料ヲ納付スルコトヲ要ス

利害關係人ハ手数料ヲ納付シテ第三十六條ノ書類ノ閱覽ヲ請求シ又ハ其書類ニ記載シタル事項

ニ付キ證明書ヲ請求スルコトヲ得
第十四條第二項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス
利害關係人ハ特別ノ理由アル場合ニ限り第三十七條ノ書類ノ閲覧ヲ請求スルコトヲ得
第六十八條 届出人其他ノ者カ署名、捺印スヘキ場合ニ於テ印ヲ有セサルトキハ署名スルヲ以テ
足ル署名スルコト能ハサルトキハ氏名ヲ代署セシメ捺印スルヲ以テ足ル署名スルコト能ハス且
印ヲ有セサルトキハ氏名ヲ代署セシメ捺印スルヲ以テ足ル署名スルコト能ハス且
前項ノ場合ニ於テハ書面ニ其事由ヲ記載スルコトヲ要ス

第二節 出生

第六十九條 出生ノ届出ハ十四日內ニ之ヲ爲スコトヲ要ス
届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 子ノ氏名及ヒ男女ノ別
- 二 子カ私生子又ハ庶子ナルトキハ其旨
- 三 出生ノ年月日時及ヒ場所
- 四 父母ノ氏名、本籍及ヒ職業

- 五 子ノ入ルヘキ家ノ戸主ノ氏名及ヒ本籍
- 六 子カ一家ヲ創立スルトキハ其旨及ヒ創立ノ原因竝ニ場所
- 七 日本ノ國籍ヲ有セサル者ノ子ナルトキハ其旨

【取扱例】

静岡市長問合(大正十四年五月二十九日電報)

同じ戸内で長次三男を同じ名にて届出づるを得るや

局長照會(同年五月三十日、民事第五三八六號電報)

本月二十九日附問合の件長二男は届出済なりや尙同一戸籍内に現存するや取調の上回答あるべし

市長回答(同年六月一日電報)

長男は届済なり尙同一戸籍内に二三男は入るべきものなり

回答(同年六月三日電報、民事第五四四八號)

各月二十九日電報問合の件は受理せざるを相當とす(先例變更)

(大正十三年四月二十日笠岡區裁判所判事問合同)
(年五月十四日民事第六九三五號民事局長回答)

二 双子出生後、間もなく二男死亡したるを以て戸籍法第七十七條に依り死亡の届出と共に出生を届出て其後數日を経て長男の出生届を爲さんとする場合先づ二男の出生届を受理して可なるや

三 數年前出生したる長男の出生届を爲さざる前二男出生の届出を爲したるときは其儘二男として受理し差支へなきや

回答

第二項 死亡届の關係上長男の出生届に先ち二男の出生届を爲したる場合は届書に其の事由を記載せしめて之を受理することを得るものとす

第三項 前項の場合と事情を異にするを以て長男の出生届を爲さしめたる上二男の出生届を受理すべきものとす

法曹會決議

前の出生届を適法の手續によりて抹消せる以上更に出生届を爲す場合には其出生兒の名が前の届書に記載したるところと異なるを妨げず(大正十三年七月九日)

法曹會決議

子の出生後其出生届出前に於て出生場所の名稱に變更を生じたるときは出生届には出生の場所として變更せられたる新名稱を記載するを可とす(大正十五年十月七日)

【問 答】

問 甲女乙男と内縁を結び、二子出生せるも、未だ出生届を爲さず。今甲乙婚姻届を爲し、二子を事實出生したる年月日に出生したるものとして届出を爲せば、二子は甲乙間の嫡出子たる身分を取得するや。届出の方法如何。

答 然り、嫡出子たる身分を取得す。其出生届は普通の場合と異なるなし。(大正十一年五月)

問 兩親承諾の上、甲男は乙女と結婚を爲したるも、婚姻届を爲さず、今日に及べり。甲乙夫婦間は睦まじきも舅姑と嫁との間折合悪敷き爲め甲乙夫婦は他所に出稼せる内、本年七月乙は男子を分娩したり。戸主たる甲の父は嫁を嫌ひて入籍を肯せず。此場合出生兒は乙の私生子として届出る外方法なきや、甲の長男として入籍せしむる方法なきや

答 甲は庶子出生の届出を爲さば可なり。但し甲の戸主が出生兒の入籍に承諾を與へざ

るときは、其子は甲の庶子として母乙の戸籍に入るものとす。而して後日甲乙婚姻の届出を爲すときは、其子は甲の嫡出子となるものとす。(大正十年十二月)

第七十條 出生ノ届出ハ出生地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得

第七十一條 汽車又ハ航海日誌ヲ備ヘサル船舶中ニテ出生アリタル場合ニ於テハ到着地ニ於テ届出ヲ爲スコトヲ得

第七十二條 嫡出子出生ノ届出ハ父之ヲ爲シ父カ届出ヲ爲スコト能ハサル場合又ハ民法第七百三

十四條第一項第二項但書ノ場合ニ於テハ母之ヲ爲スコトヲ要ス

庶子出生ノ届出ハ父之ヲ爲シ私生子出生ノ届出ハ母之ヲ爲スコトヲ要ス

前二項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲スヘキ者カ届出ヲ爲スコト能ハサル場合ニ於テハ左ニ掲ケタル者ハ其順序ニ從ヒ届出ヲ爲スコトヲ要ス

第一 戸主

第二 同居者

第三 分娩ニ立會ヒタル醫師又ハ産婆

第四 分娩ヲ介抱シタル者

【判決例】

嫡出子ハ其身分に關する利益を保護するが爲め出生の届出を爲すべき義務を負ふ者に對し其出生届出の手續を爲すべき旨の請求權を有するを以て右義務者が其届出を爲さざる間は何時にても訴を以て斯る請求權を主張することを得るものとす(大正六年)

嫡出子ハ其身分に關する利益を保護するが爲め養子として他家に入りたる否とに拘はらず出生届出の義務者に對し其届出を爲すべき旨の請求を爲すことを得るものとす(大正六年)

【取扱例】

法曹會決議

婚姻成立後二百日以内に生れたる子に付き父又は母が出生の届出を爲さざる場合に於て母又は其の他の者が出生の届出を爲すべきときは私生子出生の届出を爲すべきものとす、(大正十三年四月九日)

法曹會決議

私生子の入家に同意せざる戸主と雖戸籍法第七十二條第三項に依り届出義務を有す(昭和四年六月二十六日)

(大正十三年六月二十一日日記第二七〇號大阪地方裁判所
報告同年八月廿八日民事第九一六號民事局長通牒)

甲家の女乙家に婚嫁し夫死亡後更に丙家に婚嫁したるに其夫も死亡したる後甲家在籍中
出生したる私生子を戸主の同意を得て丙家に入籍する私生子出生届は受理差支なきや
決議 便宜受理するも差支なし

通牒

私生子は出生當時の母の家即ち甲家に入るべきものなるに付丙家に入籍する私生子出生
届は受理することを得ざるものとす

第七十三條 嫡出子否認ノ訴ヲ提起シタルトキト雖モ出生ノ届出ヲ爲スコトヲ要ス

【問 答】

問 甲男は乙の妻丙と姦通し一子出生せり。本夫は之れを承認し居るも出生届を爲さず
甲男は出生兒を庶子とし丙を母とし出生届を爲し差支なきや。此場合村長は庶子出生届
を受理せざるべからざるものなるや。

答 本問の場合甲は丙との間に出生したる子を庶子として出生届を爲し得ざると同時
に、村長も亦其届出を受理することを得ざるものとす、何となれば、民法第八百二十條

第一項の規定ありて、乙の嫡出子にあらざることは、嫡出子否認の訴に依る外確定する
ことを得ざればなり。(民法第八二二條、第八二三條)而して出生届書は戸籍法第七十三
條の規定あるが故に、否認の場合に於ても乙より届出を爲すを要す。而して届書中父に
關しては否認訴訟によることを記載せば可なり(大正十三年十月)

第七十四條 民法第八百二十一條ノ規定ニ依リ裁判所カ父ヲ定ムヘキトキハ出生ノ届出ハ母之ヲ
爲スコトヲ要ス此場合ニ於テハ届書ニ父ノ未定ナル事由ヲ記載スルコトヲ要ス

第七十二條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十五條 航海中ニ出生アリタルトキハ艦長又ハ船長ハ二十四時内ニ第六十九條第二項ニ掲ケ
タル事項ヲ航海日誌ニ記載シテ署名捺印スルコトヲ要ス

前項ノ手續ヲ爲シタル後艦船カ日本ノ港ニ著シタルトキハ艦長又ハ船長ハ遅滞ナク出生ニ關ス
ル航海日誌ノ謄本ヲ其地ノ市町村長ニ發送スルコトヲ要ス

艦船カ外國ノ港ニ著シタルトキハ艦長又ハ船長ハ遅滞ナク出生ニ關スル航海日誌ノ謄本ヲ其國
ニ駐在スル日本ノ大使、公使又ハ領事ニ發送シ大使、公使又ハ領事ハ一ヶ月内ニ之ヲ外務大臣

ニ發送シ外務大臣ハ十日内ニ之ヲ本籍地ノ市町村長ニ發送スルコトヲ要ス
第七十六條 病院、監獄其他ノ公設所ニ於テ出生アリタル場合ニ於テ父母共ニ届出ヲ爲スコト能

ハサルトキハ公設所ノ長又ハ管理人届出ヲ爲スコトヲ要ス
第七十七條 出生ノ届出前ニ子カ死亡シタルトキハ死亡ノ届出ト共ニ出生ノ届出ヲ爲スコトヲ要ス

第七十八條 棄兒ヲ發見シタル者又ハ棄兒發見ノ申告ヲ受ケタル警察官ハ二十四時内ニ其旨ヲ市町村長ニ申立ツルコトヲ要ス

前項ノ申出アリタルトキハ市町村長ハ氏名ヲ命シ本籍ヲ定メ且附屬品、發見ノ場所、年月日時其他ノ狀況及ヒ氏名男女ノ別、出生ノ推定年月日竝ニ本籍ヲ調書ニ記載スルコトヲ要ス其調書ハ之ヲ届書ト看做ス

第七十九條 父又ハ母カ棄兒ヲ引取ルトキハ一ヶ月内ニ第六十九條第二項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲シ且戸籍ノ訂正ヲ申請スルコトヲ要ス

第八十條 第七十八條第一項又ハ前條ノ手續ヲ爲ス前ニ棄兒カ死亡シタルトキハ死亡ノ届出ト共ニ其手續ヲ爲スコトヲ要ス

第三節 認知

第八十一條 私生子認知ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 子ノ氏名、男女ノ別、出生ノ年月日及ヒ本籍
- 二 死亡シタル子ヲ認知スル場合ニ於テハ死亡ノ年月日
- 三 父カ認知ヲ爲ス場合ニ於テハ母ノ氏名竝ニ本籍及ヒ父ノ職業
- 四 子カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名、本籍及ヒ戸主ト子トノ續柄

【取扱例】

(大正八年八月二十一日大阪區裁判所監督判事同合)
同年十月一日民事第三七二六號、民事局長回答)

第一項 左記の場合に於ける嫡出子出生届出は受理すべきものなるや

一、婚姻成立後二百日以内に出生したる子を妻死亡後夫より嫡出子として出生届出を爲したるとき

二、婚姻成立後二百日以内に出生したる子を離婚後夫より嫡出子として出生届出を爲したるとき

三、婚姻成立後二百日以内に出生したる子を妻一人より嫡出子として出生届出を爲したるとき

四、前記第三の届出を受理すべきものとせば夫死亡し又は離婚を爲したる後妻より前夫の嫡出子として出生届出を爲したるときに於ても受理せざるべからざるや

五、婚姻成立前出生したる子を婚姻後夫一人より嫡出子として出生届出を爲したるとき

六、婚姻成立前出生したる子の出生届出を爲さざる前生母たる妻死亡し又は離婚を爲したる後夫より前妻との間に擧げたる嫡出子として出生届を爲したるとき

第二項 左記の場合に於て被認知者たる私生子は嫡出子の身分を取得するものとして取扱ふべきや

一、舊戸籍法施行中婚姻前妻の出生したる私生子を婚姻後の出生子なるが如く装ひ夫より嫡出子出生届出を爲したるもの後日該出生身分登記取消の裁判に基き其戸籍の記載を抹消し更に妻の私生子として出生届出を爲したる子に對し妻死亡後夫に於て其私生子を認知したるとき

二、婚姻成立後二百日以内に出生したる子を妻の私生子として出生届出を爲したる後妻死亡し又は離婚後夫に於て其私生子を認知したるとき

三、婚姻前に出生したる妻の私生子を妻の死亡又は離婚に因り婚姻解消したる後夫に於て其私生子を認知したるとき

回答

第一項 例示(一)(二)(五)(六)の場合に付ては貴見の通例示(三)(四)の場合に付ては妻より嫡出子として出生の届出を爲すことを得ず

第二項 貴見の通

(大正十五年九月廿八日松江區裁判所監督
判事同合、同年十月十六日民事局長回答)

私生子が母の家に入ること能はざる爲め一家創立したる後戸主たる父が認知したるときは其子は當然父の家に入るや否やに付區裁判所管内戸籍事務打合會に於て積極の決議を爲し其理由は女戸主の法定の家督相続人たる私生子が父に認知せられ父家に入る場合と同しく右一家創立は父の認知なきに近因せる一時の現象に過ぎざれば其の子が父に認知せられたるときは民法第八百三十二條に依り出生の時に遡り親子關係を生ずると同時に同第七百三十三條第一項に依り父の家に入るべきものにして即ち始めより一家を創立せざりしものと解するを至當なりと云ふに在り而して右に關しては明治四十五年五月三十一日長崎區裁判所監督判事問合に對し同年六月七日民事第四九二號を以て右決議と同趣旨の御回答ありたる趣法令研究會編纂人事法總覽親族編九〇頁及法學士松山茂夫氏著親族法註解二五九頁に相見え候得共右御回答は未だ一般に對し通牒として公示せられたる

もの見當らず加之認知は戸主権喪失の理由とならざるを以て廢家の手續を爲すに非ざれば父の家に入らずとの反對説も有之取扱區々に涉り居る様思考せられ候に付今一應貴局の御意見承知致度

追て本問に付ては既得の權利を害せらるゝ第三者無之爲念申添候也

同 答

客月二十八日附第二九七號問合の件私生子が一家を創立したるときは父の認知に因り其の家に入ることを得ざる儀と思考致候此段及回答候也

法曹會決議

婚姻解消の日より三百日以内に出生したる子を母に於て私生子として届出で次て其後母の他より迎へたる夫に於て認知届をなすも何等の効力なし(大正十三年七月九日)

第八十二條 胎内ニ在ル子ヲ認知スル場合ニ於テハ届書ニ其旨、母ノ氏名及ヒ本籍ヲ記載シ認知者ノ本籍地ニ於テ之ヲ届出ツルコトヲ要ス

第八十三條 父カ庶子出生ノ届出ヲ爲シタルトキハ其届出ハ認知届出ノ效力ヲ有ス民法第八百三十六條第二項ノ規定ニ依リ嫡出子タルヘキ者ニ付キ父母カ嫡出子出生ノ届出ヲ爲シタルトキ亦

同シ

【判決例】

父が妾腹の子を嫡出子として出生届出を爲したるときは私生子認知の效力を生ずるものとす(大正十五年)

【取扱例】

(大正十二年六月三日愛媛縣宮窪村長稟伺、同年七月十六日民事第二一〇五號民事局長回答)

母の法定推定家督相続人たる私生子は戸主たる父の認知に因りて其家に入るを得ずとは從來貴省の御回答にして全國に於て取扱一定せり然るに大正九年二月十日大審院に於て之に反する判決あり最近亦神戸地方裁判所は之と同一の判決を與へ庶子として直に父の家に入籍記載をなすべく其管轄精道村長に處分變更を命じたりと聞く果して然らば市町村長の處分に對し抗告裁判を仰ぎし者は父の家に入り抗告を爲さざる者は依然母の家に在るが如き二途の取扱に出づるが如きは妥當なりと云ふを得ず御省議は尙ほ之に關せず維持相成候哉

同 答

女戸主の法定の推定家督相続人たる私生子は認知に因りて父の家に入ることを得但し其

の私生子が戸主と爲りたる後に於て認知せらるゝも其の家を去らざるものとす（先例變更）

（和歌山縣湯淺町長稟伺、大正十四年九月二日民事第八〇三一號民事局長回答）

前橋區裁判所管内戸籍寄留事務協議會決議に對する本年六月二十三日附民事第六六三七號民事局長の通牒に依れば戸主が父母の婚姻に同意したる場合は該婚姻成立後二百日以内の出生子に付き戸籍法第八十三條に依る嫡出子出生の届出を爲すには戸主の同意を要せざる儀とあり右は戸主の同意を要すとの先例を變更したるものと解し可然哉果して然りとせば婚姻に戸主の同意を得たる夫が婚姻後妻の實家に在る私生子を認知する場合にも斯の趣旨に基き被認知者の入家に付ては戸主の同意を要せざるものなるや否

同 答

八月十二日日記戸第三八一號稟伺の件前段の本官通牒は子が父母の婚姻後二百日以内に出生し且父母の婚姻に對し戸主が同意を爲したる場合に付例外を認めたるものにして先例の全部を變更したるものに非ず從て後段例示の場合には子の入家に付戸主の同意を得ることを要する儀に有之候此段及回答候也

法曹會決議

戸籍法第八十三條後段の規定に依り嫡出子出生の届出ありたるときは父を届出人として戸籍に記載すべきものとす（大正十五年四月十二日）

法曹會決議

家族たる父母が、婚姻成立後二百日以内に生じたる子に付き戸籍法第八十三條に依る嫡出子出生の届出を爲すには戸主の同意を要せざるものとす（大正十三年十一月二十四日）

第八十四條 認知ノ裁判カ確定シタルトキハ訴ヲ提起シタル者ハ裁判確定ノ日ヨリ十日内ニ裁判ノ謄本ヲ添附シ第八十一條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲スコトヲ要ス其届書ニハ裁判確定ノ日ヲ記載スルコトヲ要ス

第八十五條 遺言ニ依ル認知ノ場合ニ於テハ遺言執行者ハ其就職ノ日ヨリ十日内ニ認知ニ關スル遺言ノ謄本ヲ添附シ第八十一條又ハ第八十二條ノ規定ニ從ヒテ其届出ヲ爲スコトヲ要ス

第八十六條 認知セラレタル胎兒カ死體ニテ生レタルトキハ出生届出義務者ハ其事實ヲ知リタル日ヨリ十四日内ニ認知ノ届出地ニ於テ其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス但遺言執行者カ前條ノ届出ヲ

爲シタル場合ニ於テハ遺言執行者其届出ヲ爲スコトヲ要ス
第八十七條 第五十七條第三項ノ規定ハ第八十一條及ヒ第八十二條ノ届出ニハ之ヲ適用セス

第四節 養子縁組

第八十八條 縁組ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 當事者ノ氏名、出生ノ年月日、本籍及ヒ職業
 - 二 養子ノ實父母ノ氏名及ヒ本籍
 - 三 當事者カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名本籍及ヒ戸主トノ續柄
- 婚家又ハ養家ヨリ更ニ縁組ニ因リテ他家ニ入ル者ニ付テハ前項ニ掲ケタル事項ノ外實家ノ戸主
前養親ノ氏名及ヒ本籍ヲ記載スルコトヲ要ス

【判決例】

無効なる養子縁組は戸籍簿に登録せらるゝも之に因り何等の效力をも生ぜざるものとす
(大正四年)

【取扱例】

(大正七年七月十九日福島縣郡喜多方
町長代理伺同年七月二十日法務局長回答)

實父と嫡母とある十五年未滿の庶子が養子縁組の場合實父のみに於て縁組の承諾を爲し
たるものは民法第八百五十一號第二號に依る縁組の無効に相當するものなりや。

同 答

貴見の通

(大正十二年六月三日第五二號鳥根縣通摩郡久利村長
裏伺、同年四月十七日民事第二三〇〇號民事局長回答)

十五年未滿の者の養子縁組に付嫡母が親族會の同意を得ずして代理承諾を爲し市町村長
に於て其届出を受理したる場合に於て其の縁組は無効と解すべきや或は大正四年十月十
九日下關區裁判所監督判事問合第五へに對する大正五年三月二十三日民第四一三號法務
局長御回答の趣旨に準し有效とすべきや

同 答

例示の場合市町村長が届書を受理したる上は其の縁組は有效とす

(大正十二年一月三十一日静岡縣濱松市長伺同
年四月十七日民事第二九八號民事局長回答)

内地人は朝鮮人を養子と爲すことを得る旨大正十年十月二十五日静岡區裁判所監督判事

の問合に對し同年十二月二十八日民事第四〇三〇號を以て民事局長御回答により明瞭に候處朝鮮人も内地人の如く特定の家督相続人は廢除の手續を爲すにあらざれば養子縁組若は婚姻に因りて直に他家に入ることを得ざる哉將た朝鮮には内地の如き規定存せず斯る場合に何等の拘束を受けずして其家籍に於ける身分の如何を問はず他家に入ることを得る義に有之候哉

回 答

本年一月三十一日附日記第五四一號稟伺の件朝鮮に於ては推定家督相続人なる名稱なきも奉祀者なる者あり奉祀者は祭祀相続と共に戸主相続及び財産相続を爲すべき者にして嫡出子たる長男を本則とし嫡出子なきときは庶子たる長男を以てす而して奉祀者は本家相続の爲め本家の養子と爲る場合の外養子縁組其の他の事由に依り他家に入ることを得ざるものにして又之を廢除するの慣習存在せず故に奉祀者は養子縁組其の他の事由に依り絶對に内地人の家に入ることを得ざるも、女子は其の家に奉祀者たる男子なく又他に子女なき場合に於ても何等特別の手續を要せず養子縁組又は婚姻に因り内地人の家に入ることを得る儀と思考致候此段及回答候也

(大正十二年六月十二日日記第八二五五號長崎市長稟
伺同年八月十四日民事第二八三一號民事局長回答)

朝鮮京畿道振威郡西南面戸主(一家創立セシモノ)

朴 柔

右長崎市浦上町十三番地戸主末松ミヤ子ノ家籍ニ其私生子女數名共ニ親族入籍セントスルモノニ有之候處本件ノ如キ實際問題アル場合ハ共事實ヲ具シ申出ツヘキ旨大正十年十二月二十八日民事第四〇三〇號ヲ以テ民事局長ヨリ靜岡區裁判所監督判事へ御回答ノ次第モ有之取扱上疑義ヲ生シ候ニ付何分ノ御指示相成度別紙戸籍謄本一通相添へ及稟伺候也

回 答

本年六月十二日附日記第八二五五號稟伺ノ件朝鮮ノ慣習ニ於テハ戸主カ他家ニ親族入籍ヲ爲スコトヲ認メサルヲ以テ朴柔ハ現在戸籍ノ儘ニテハ末松家ニ入籍ヲ爲スコトヲ得サルモノトス(廢家ノ慣習モナシ)然ルニ調査ノ結果ニ依レハ朴柔ハ分家ヲ爲シタルモノニシテ而モ朝鮮ニ於テハ女子ノ分家ヲ認メサルカ故ニ之カ訂正ヲ爲シ一旦本家ノ家族タル地位ヲ回復シタル上親族入籍ヲ爲スハ差支ナキ儀ニ有之候此段及回答候也

戸籍法 第四章 届出

追テ朴柔ノ私生子男女ハ朴柔ニ随ヒ當然入籍ヲ爲スコトヲ得ス各別ニ入籍ノ届出ヲ爲スヘキ儀ニ有之候此段爲念申添候也

(大正十三年四月四日日記第一三號福島縣大沼郡藤川村長問合同年四月廿四日民事第六二二五號民事局長回答)

左記戸籍内ノ丙ハ乙ト養子縁組ヲ爲シ得ル哉疑義相生シ候條至急何分ノ御回示相煩度候也

記

甲 戸主 高橋 佐太郎
乙 婿養子 小市

明治二十三年二月二日生

丙 長男 高橋 新三郎

明治三十二年十二月三日生

回答

本年四月四日附日記第一三號問合ノ件養子縁組ヲ爲シ得ル儀ト思考致候此段及回答候也

(大正十三年六月廿五日京都區裁判所管内戸籍寄留事務協議會決議報告同年八月二十八日民事第三一號民事局長通牒)

未成年者が十五年未滿の子の養子縁組の代諾を爲すには法定代理人の同意を要するや
決議 要せず
通牒
法定代理人の同意を要す

(大正十三年十月十五日日記第三六六四號上野區裁判所判事問合同年同月二十九日民事第一一四五〇號民事局長回答)

婿養子縁組に付ては縁組届と婚姻届とは各別の届書に依り届出を要することは大正四年三月二十三日附大阪區裁判所監督判事問合同年六月二十四日民第四二八號法務局長回答及其以前に於ても數回同趣旨の御回答に依り取扱ひ來り候處大阪控訴院長問合に對し右は一通の届書に認め届出の場合受理差支なき旨本年四月二十六日民事第六、七九六號を以て御回答ありたるやにて管内町村長より問合の向も有之疑義相生じ候に付果して省議變更せられたる儀に有之候哉至急何分の御回示相煩し度此段及御問合候也

回答

本年十月十五日附日記第九八五號問合の件大阪控訴院長に對する本年四月二十六日民事第六、七九六號回答は縁組届と婚姻届とは各別に爲すことを本則とするも一通の届書に縁組及婚姻の要件を完備するに於ては其の届書を受理し差支なしとの趣旨にして従前の省議を變更したる儀には無之候此段及回答候也

(大正十五年七月二十四日小倉市長稟伺同年九月十三日民事第七〇九二號民事局長回答)

第一項 父母が十五年未滿の子に代りて養子縁組の承諾を爲すは親權の行使にあらず、(明治四十二年八月二十四日民刑第七六一號民刑局長回答参照)と解し居候も熟考するに親權喪失の宣告を受くるが如き父母に於ては如何に子の不利益なる縁組に付ても承諾を爲す場合なきを保し難く思料せられ候に付右縁組の承諾を爲すことは廣義に於ける親權の行使と解し親權を有する父母在らざるときは後見人及親族會に於て承諾を爲すべきものとして取扱致度差支なきや

第二項 甲市より乙市へ分家する届書に身分事項を記載せず戸籍謄本一通を分家届書に添付しあるを乙市長に於て受理したる場合は戸籍記載を爲したる後謄本添付の届出を

甲市長に送付すべき義と思料するも甲市長に於ては謄本添付なきも戸籍記載に差支なしとの理由にて謄本添付の届書を送付せざる向ありて基本戸籍に記載ある身分事項が新戸籍に遺漏なく記載せられたるや否や不分明なり右は何れの取扱を相當するや

回答

本年七月二十四日附日記戸第三九二七號稟伺の件左の通思考す

第一項 父母が十五年未滿の子に代りて縁組の承諾を爲すは親權の行使と謂ふを得ざるを以て貴見の如き取扱を爲すを得ず

第二項 貴見の通

(大正十五年十一月十七日京都區裁判所管内戸籍寄留事務協議會稟
喜郡支會幹事稟請同年十二月六日民事第九六八一號民事局長回答)

十五年未滿の子の養子縁組に付き父母代りて承諾をなしたる場合に於て父が戸主なるときは其の同意の表示を省略差支なしとの省議變更を求めては如何

(理由)

本問は十五年未滿の子に對し其父母代諾するものにして既に父として代諾し同時に戸

主として同意を表示するの要なく尙婚姻届出の場合の如きは父母として婚姻に同意し戸主として反対の意志を表示することを得ざるは明治三十四年六月十九日名古屋區裁判所監督判事同同年八月一日民刑局長回答第六八七號により明なる處なれば既に戸主として同意せるものと見做すを妥當なりとすべく然らば其同意なる旨を明記せしむるの要なかるべしと思考するを以て變更を求めんと欲し提出したる所以なり

同 答

本年十一月七日日記戸第九四號稟請の件十五年未滿の子の養子縁組に付代諾を爲したる父又は母が戸主なるときは特に届書に戸主としての同意を記載せざるも差支無之儀と思考致候此段及回答候也

(昭和三年八月十日稚内區裁判所判事稟伺
同九月十七日民事第九四四六號民事局長回答)

戸主甲の弟乙は丙男(十歳)丁男(十一歳)を同時に養子と爲すことを得るや若し得とせば乙が後日分家を爲したる場合に於て乙の法定家督相續人は丙丁何れなりやに付左記甲乙兩説ありて疑義相生じ候處目下差掛りたる事件有之候條至急御意見承知致度候

甲説 家族の養子縁組に付ては民法第八百三十九條の如き制限規定なきを以て養子と

爲るべき者の員數に制限なく又同時縁組を禁じたる明文の徴すべきものなきを以て二人以上を同時に養子と爲すことを得べく乙分家後の乙の法定推定家督相續人は年長者丁とす

乙説 民法第九百七十條第二項の規定に依り養子縁組に因りて嫡出子たる身分を取得したる者は家督相續に付ては嫡出子たる身分を取得したる時即ち養子縁組の效力の生じたる時に生れたるものと看做さるものなるが故に甲説の如く同時に二人以上を養子と爲すことを得とせば乙が後日分家を爲し其の分家戸主となりたる場合に於ては丙丁共に法定の推定家督相續人たる身分を取得するが如き不都合なる結果を生ず法定の推定家督相續人は一人に限り二人以上あり得べからざるものなるが故に斯る不都合の結果發生を豫知し得らるゝ場合には其の縁組届は受理すべきものにあらず女子を養子と爲す場合に於ても亦然り

同 答

客月十日附庶第四六六號問合の件前段は貴見の通り(先例變更)後段は實際問題あるに於ては事實を具し更に問合相成度此段及回答候也

(昭和三年十月五日旭川地方裁判所長問答、同年十二月八日民事第一〇八〇九號民事局長回答)

一 繼親子間の養子縁組届を受理し戸籍の記載を爲したるときは戸籍訂正の手續に依り取消を爲すべきものなりや若し取消を爲さざるときは其儘效力を有するものなりや
二 戸主の同意なきに依り母の家に在籍の儘認知したる意思能力を有せざる庶子を父戸主となりたる後民法第七百三十八條の精神に準據して引取入籍を爲し得べきや

同 答

第一項 繼親子間の養子縁組届を受理するも其の縁組は無効なるを以て之に關する戸籍の記載は相當手續に依り訂正すべきものとす
第二項 引取入籍を爲さしむることを得ず

(昭和四年八月九日東京府由木村長稟伺、同八月三十日民事第七九二六號民事局長回答)

禁治産者が無能力にて意思表示なきを理由として後見人代りて養子縁組届提出せられたるも之を受理して可なるや否やを何分の御指示相成度此段及稟伺候也
追て戸主女にして禁治産者にして血族なく養子縁組を爲す場合別紙寫届書を出したる

次第に有之候

〔別紙略〕

同 答

本月九日付戸第一七四號稟伺の件後見人が禁治産者に代りて爲したる養子縁組届は受理すべからざる義と思考致候此段及回答候也

【問 答】

問 甲は二男丁を乙夫婦の養子となしたるに、乙は赤貧且つ病氣の爲め、丁を養育する能はず。甲は丁を預りて養育せるに、乙死亡し其の妻は他家に縁付けり。丁は乙の死亡に因り家督相續を爲して戸主となり、本年十二才なり、今丁を戊家の養子として入籍せしめんとす。如何にせば可なるや。

答 丁が隠居を爲せば戊家に入籍し得べきも、幼少なる間は其手續を爲すこと能はざれば、差當り入籍せしむるの途なし。(大正十四年十二月)

問 甲は戸主なるも財産を有せず、乙女と二十年間内縁を結び四人の子を擧げ現に二人生存せり。甲家を廢家して乙家に入籍し、法律上乙と婚姻せんとす。戸籍上夫婦となる

ことを得るや

答 甲は相當の理由あれば籍轄區裁判所に廢家許可の申請を爲し、其許可を得れば乙家に入夫婚姻(乙が戸主なるとき)又は養子縁組(乙が非戸主にして親あるとき)によりて乙家に入ることを得べし。

問 小生は某家へ養子として入籍する爲め其筋に廢家届を爲し許可を得たり。某家に入籍したし其手續如何。

答 廢家届と共に村役場に養子縁組の届出を爲さば可なり(民法第七百二十八條)(昭和四年十二月)

問 甲乙夫婦に長男丙長女丁あり。甲戸主死亡し、丙家督相續を爲し戸主となりたるも未成年の爲め乙親權者たり。丙の姉丁に婚養子を爲さんとし其届出を爲したるに、未成年戸主の母は其姉に婚養子を爲すことを得ざる訓令通牒あるに依り、受理し難しとて届出を受理せず、果して然るや

答 乙が丁女に娶はす爲め婚養子を爲し能はずと云ふことなし。只戸主の同意を要す然

るに本問の場合に於ては同意を求むるものと同意を爲す代理權者とが同一人なる故、親族會が戸主に代はり同意を與ふべきものとす。(大正十四年一月)

問 甲乙二人の兄弟あり。乙は七八年前分家を爲し現に戸主たり。甲は妻子なく乙は妻子あり。乙を甲の家督相續人となさんとす、其方法如何。

答 乙が廢家を爲し乙夫婦が甲と養子縁組を爲すか。又は甲家に親族入籍を爲して、甲が乙を相續人に指定せば可なり。(大正十二年十二月)

第八十九條 配偶者ノ一方カ雙方ノ名義ヲ以テ縁組ヲ爲ス場合ニ於テハ届書ニ其事由ヲ記載スルコトヲ要ス

第九十條 民法第八百四十三條ノ規定ニ依リテ縁組ノ承諾ヲ爲シタル場合ニ於テハ届出ハ其承諾ヲ爲シタル者之ヲ爲スコトヲ得

第九十一條 民法第八百四十八條ノ規定ニ依リ縁組ノ届出ヲ爲ストキハ縁組ニ關スル遺言ノ謄本ヲ届書ニ添付スルコトヲ要ス

第九十二條 縁組ノ届出ハ養親ノ本籍地又ハ所在地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第九十三條 縁組取消ノ裁判カ確定シタルトキハ訴ヲ提起シタル者ハ裁判確定ノ日ヨリ十日内ニ

裁判ノ謄本ヲ添附シ其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス
届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 當事者ノ氏名及ヒ本籍
- 二 養子ノ實父母ノ氏名及ヒ本籍
- 三 養子ノ入ルヘキ家ノ戸主ノ氏名及ヒ本籍
- 四 養子カ一家ヲ創立スルトキハ其旨及ヒ創立ノ原因竝ニ場所但實家ヲ再興スルトキハ其旨及ヒ再興ノ場所
- 五 裁判確定ノ日

第九十四條 第五十七條第三項ノ規定ハ縁組ノ届出ニハ之ヲ適用セス

第五節 養子離縁

第九十五條 離縁ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 當事者ノ氏名本籍及び職業
- 二 養子ノ實父母ノ氏名及ヒ本籍
- 三 當事者カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名及ヒ本籍

- 四 養子ノ復籍スヘキ家ノ戸主ノ氏名及ヒ本籍
- 五 養子カ一家ヲ創立スルトキハ其旨及ヒ創立ノ原因竝ニ場所但實家ヲ再興スルトキハ其旨及ヒ再興ノ場所

【取扱例】

(高知縣吾川郡大崎村長代理助役裏伺)
大正十年三月二日民事局長 回答

- 一、代承相續人たる孫女(長男の子)を有する戸主が男子を養子と爲し該孫女と戸内婚姻せしめたる後右の養子が離婚をなさずして離縁のみなすときは其届出は之を受理すべきや
- 二、前項受理すべしとせば妻は當然夫にに従ひ其實家に入籍すべきや又届出には妻の連署を要せざるや

回答

第一項 貴見の通

第二項 前段は貴見の通。後段は戸籍法第四十七條第二項に依り離縁届に妻の氏名等を記載すべきものとす

(静岡區裁判所監督判事問合、大正十年十二月二十八日民事局長回答)

戸籍事務取扱方に關し別紙記載の事項に付疑義相生じ候間至急何分の御回答相煩度此段及御問合候

第一 共通法第三條の施行に依り朝鮮に於ては總督府令第九十九號(本年七月二十三日公布)を以て朝鮮人と内地人との婚姻離婚に付其手續を制定せられたるも其の他の入除籍を要する養子縁組、親族入籍等に付ては何等の規定せられざるは朝鮮人と内地人との間是等の行爲を爲すことを得ざる趣旨なるや。

第三 共通法第三條第一項は身分變更の結果に依り其者の本籍の轉屬する場合を規定したるものにして分家、轉籍、就籍、一家創立、廢絶家再興等の如く一の地域のものが他の地域に其家籍を轉じ又は家籍を定むる場合を包含せざるものと解すべきや。

回答

第一項 内地人は朝鮮人を養子と爲すことを得るも朝鮮人の養子と爲ることを得ず其の

他の場合に就ては實際問題なるに於ては其の事實を具して更に問合あるべし

第三項 貴見の通

(大正十二年二月二十四日戸第二八一七號神田區長稟伺、同年三月十日民事第八六二號民事局長回答)

養子縁組に因り甲家より乙家に入籍したる私生子を丙戸主に於て認知したる後離縁を爲したるときは甲家に復籍するものなることは名古屋市東區戸籍吏の伺に對する大正二年八月九日民第三五六號法務局長の御回答に因り明瞭に有之候處今回當區内に於て同上の場合に父の家に復籍する旨を記載したる届出を爲すもの有之

元來子の家籍は父の血統を標準とし其父をして其子を監護し教育するの義務を負はしむるは世態人情の自然に合するものにして又子に於ても最も利益とする所なり故に縁組解消後は父に於て其子を自己の家籍に入らしめんとするは自然の要求と存せらるるのみならず現に親族入籍に因り他家に入りたる私生子を認知したる場合は父の家籍に入るべきものなることは秋田區裁判所監督判事の問合に對する明治三十三年一月八日を以て民刑局長の回答も有之届書の受理に關し疑義を生じたるに付き至急何分の御示教相仰度及稟伺候也

回答

本年二月二十四日附戸第二八一七號稟伺の件養子縁組後に認知せられたる庶子の父の家に復籍すべき離縁届は之を受理することを得ざる儀に有之候此段及回答候也

第九十六條 民法第八百六十二條第二項ノ規定ニ依リテ離縁ノ協議ヲ爲シタル場合ニ於テハ届出ハ其協議ヲ爲シタル者之ヲ爲スコトヲ要ス

第九十七條 民法第八百六十二條第三項ノ規定ニ依リテ離縁ヲ爲ス場合ニ於テハ養子其届出ヲ爲スコトヲ得

第九十八條 離縁ノ裁判カ確定シタルトキハ訴ヲ提起シタル者ハ裁判確定ノ日ヨリ十日内ニ裁判ノ謄本ヲ添附シ第九十五條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲スコトヲ要ス其届書ニハ裁判確定ノ日ヲ記載スルコトヲ要ス

第九十九條 第五十七條第三項ノ規定ハ第九十五條乃至第九十七條ノ届出ニハ之ヲ適用セス

第六節 婚姻

第一百條 婚姻ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 當事者ノ氏名、出生ノ年月日、本籍及ヒ職業
- 二 父母ノ氏名及ヒ本籍

三 當事者カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名、本籍及ヒ戸主トノ續柄

四 入夫婚姻又ハ婚養子縁組ナルトキハ其旨

五 入夫婚姻ノ場合ニ於テ入夫カ戸主ト爲ルトキハ其旨

當事者ノ一方カ婚家又ハ養家ヨリ更ニ婚姻ニ因リテ他家ニ入ル場合ニ於テハ前項ニ掲ケタル事項ノ外實家ノ戸主、養親ノ氏名及ヒ本籍ヲ記載スルコトヲ要ス

【取扱例】

(大正十三年一月三十日日記第二〇九號高松區裁判所監督
判事問合同年二月廿五日民事第二二七〇號民事局長回答)

繼母のみを有する未成年者が婚姻を爲さんとする場合其繼母も亦未成年なるときは民法第七百七十二條の同意に付左の四説あり

第一説 繼母は未成年なりと雖も自ら同意を爲すことを得べし

第二説 繼母及び未成年者の親族會の同意を要す

第三説 繼母の後見人及未成年者の親族會の同意を要す

第四説 繼母の後見人が同意を爲せば可なり

右孰れが妥當なりや貴官の御意見承知致度及御問合候也

回答

本年一月三十日附日記第二〇九號問合の件第一説の通但し繼母は其の同意を爲すに付民法第四條に依り法定代理人の同意を得べき儀と思考致候此段及回答候也

(大正十五年一月七日京都府深草町長稟伺
同三月一日民事第七八四號民事局長回答)

朝鮮人の男と内地人の女と婚姻に依り朝鮮人の家籍に入るも何れも満二十五歳未滿なる場合朝鮮人の戸主及父母の同意を要せざる義に候哉

右差掛りたる義有之至急何分の御指示相成度
回 答

一月七日戸第一九號稟伺の件朝鮮人男が婚姻を爲すには年齢に關せず其家に在る父母及戸主の同意を要する儀に有之候此段及回答候也

(大正十五年五月六日山梨縣谷村町長稟伺・同
年五月十八日民事第三八二三號民事局長回答)

未成年戸主に對し親權を行ふ母が自己の私生子の出生届出を爲し戸主の家に入籍せしむるに付戸主に代りて同意を爲す場合戸主と母との利益相反するや否は専ら事實問題に屬するも母の同意書に重なる親族又は縁故者が連署したる同意の書面を提出するに於ては

出生届を受理して差支なき旨大正十一年五月三十日第七一四三號前橋市長稟伺同年六月五日民事第二二二八號民事局長御回答の次第も有之候處未成年戸主の親權を行ふ母が他家へ婚姻又は養子縁組を爲す場合等にも右御回答の趣旨を準用し取扱を爲し差支無之候哉(此等の取扱を爲す向あることは他の管内戸籍事務協議會決議等に散見致候)

右は法の嚴格なる解釋上は格別として法定代理權の有無若くは未成年戸主と親權を行ふ母と利益相反する行爲なるや否やは實際に於て往々判斷に苦む場合少からず候に付以上の如き取扱を爲すことは至極便宜にして之が爲實害の伴ふものとも存ぜられず候へ共聊か疑義に涉り候條何分の御訓示相仰度及稟伺候也

回 答

本月六日附戸第二〇八號稟伺の件貴見の通取扱相成差支無之候此段及回答候也

(昭和二年四月二十日大阪控訴院長照會に對す
同年八月二日民事第三〇五號民事局長回答)

戸籍に記載を爲さざる父母の氏名及本籍は届書に省略することを得(戸籍法第十八條取扱例下に詳出)

(昭和二年五月三十一日新潟區裁判所監督判事問合)
同年六月廿二日民事第四六六三號民事局長回答

第一項 内地人男と南洋群島土民たる女と婚姻を爲す場合右女(妻)は外國人として戸籍法第四百十七條に依り取扱ふべきや將た同法第四十二條の二に依り取扱ふべきや
第二項 前項前段の通取扱ふべきものとせば婚姻届に記載すべき妻の原國籍如何、又後段の通り取扱ふべきものとせば戸籍法第三十一條第三十五條第一項の手續を爲すを要すべきや

回答

第一項 南洋群島に於ける所屬民の婚姻届には國籍記載の要なく届書の一通を便宜所轄支廳に送付すれば差支なし
第二項 前項に依り了知あるべし

(昭和四年二月十四日熊本縣玉名郡南關町長稟伺)
同年四月五日民事第二二〇號民事局長回答

一 朝鮮人男戸主と日本人女戸主と入夫婚姻の届出を爲したるときは受理差支なきや受

理し得とせば該戸主の戸籍に付ては如何なる取扱を爲すべきや

二 右は朝鮮人男戸主が新に家を建てたる者なると相續に因り戸主となりたる者なるとに依り取扱を異にすべきや

三 第一項若し受理差支なきものとせば其朝鮮人男戸主に庶子ある場合該庶子は父の婚姻と共に女戸主の家に入籍し得るや又は別個に入籍の手續を要するや

回答

第一項 新に家を立て祀るべき祖先なき朝鮮人男戸主と内地人女戸主との入夫婚姻届出は之を受理すべく其の届書の一通は夫の本籍地府尹又は面長に送付すべきものとす

第二項 前項に依り了知せらるべし
第三項 直系卑屬は朝鮮に各一家を創立するを以て内地の家に入りたる父より引取入籍の手續を爲すことを得

【問 答】

問 長女甲に乙男を婚養子としたるも、其人物を信用せざる爲め、未だ入籍の手續を爲さず。今入籍の手續を爲さんとするに、長女甲に家督相續を爲さしめ、婚養子乙に家督相續を爲さしめざる方法如何。長女甲を戸主とし置くときは財産の權利は婚養子に移ら

ざるや

答 長女甲に先づ家督相續を爲さしめ、乙男と入夫婚姻の届出を爲す際、戸主權を女戸主甲に留保するときは、乙男は戸主權を取得せず。従て財産も入夫に歸することなし。然れども甲に家督相續を爲さしめずして、戸主の婿養子として乙を入籍せしむるときは乙は甲に先づて家督相續權を有するものとす。(大正十四年十二月)

問 女戸主甲に母及妹(未成年)あり。今女戸主甲は乙男と婚姻し乙家に入らんとす。最も簡易の方法御示教を乞ふ。乙男は推定家督相續人なり。

答 母を甲の家督相續人に指定して、村役場に其の届出を爲し隠居したる上、乙と婚姻せば可なり。(大正十四年四月)

問 女戸主甲に養子男乙(十六歳)あり。甲は丙男と婚姻し丙家に入籍せんとす其方法なきや、御教示を乞ふ。

答 甲は管轄區裁判所に隠居許可の申請を爲し、其許可を得て村役場に隠居届を爲した

る後、丙男と婚姻せば可なり。(大正十四年八月)

問 女戸主甲と實母乙と二人の一家あり。甲は他家の長男丙と内縁關係を結び、丙家に同棲せり。今甲は乙の承諾を得て、乙を戸主とし、丙と婚姻入籍せんとす。其手續如何。

答 甲は乙の家督相續承認書を添へ、村役場に隠居の届出を爲し、然る後丙と婚姻の届出を爲さば可なり。(民法第七百五十五條、第七百五十七條)(昭和三年二月)

問 民法第七百五十四條第二項は戸主權よりも婚姻を重要視せしものなるや、戸主が隠居の手續を爲さず婚姻届を出したる場合、假令其家廢家となるも戸籍吏は婚姻届を受理せざるべからざるや。果して然りとせば、同條第一項の煩瑣なる手續に依り隠居を爲すよりも第二項に依るを便と考ふ如何。又戸籍吏は婚姻届受理と同時に隠居届を受理して可なるや。

答 民法第七百五十四條第二項は戸主權よりも婚姻を重要視したるものに非ず。戸籍吏が誤て婚姻届を受理したる場合、其婚姻を尊重したるに過ぎず、従つて戸籍吏は職務上の責任を免かるる能はざるものとす。故に戸籍吏は戸主が隠居を爲さずして婚姻届を爲

さんとするときは、之を受理すべきに非ず。(昭和三年十二月)

第一百一條 婚姻ノ届出ハ夫ノ本籍地又ハ所在地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス但入夫婚姻又ハ婚養子縁組ノ場合ニ於テハ妻ノ本籍地又ハ所在地ニ於テ届出ヲ爲スコトヲ要ス

第一百二條 第九十三條ノ規定ハ婚姻取消ノ裁判カ確定シタル場合ニ之ヲ準用ス

檢事カ訴ヲ提起シタル場合ニ於テハ裁判確定ノ後遲滞ナク戸籍記載ノ請求ヲ爲スコトヲ要ス

第一百三條 第五十七條第三項ノ規定ハ婚姻ノ届出ニハ之ヲ適用セス

第七節 離婚

第一百四條 離婚ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 當事者ノ氏名、本籍及ヒ職業
- 二 父母ノ氏名及ヒ本籍
- 三 當事者カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名及ヒ本籍
- 四 婚家ヲ去ル者ノ復籍スヘキ家ノ戸主ノ氏名及ヒ本籍
- 五 婚家ヲ去ル者カ一家ヲ創立スルトキハ其旨及ヒ創立ノ原因竝ニ場所但實家ヲ再興スルトキハ其旨及ヒ再興ノ場所

【取扱例】

(昭和二年四月廿六日外務省通商局長照會
同五月十日民事第三三三〇號民事局長回答)

本邦人が外國婦人と正式に婚姻し目下夫妻共本邦に居住し居る處事情に依り離婚の協議成立し離婚届を夫の本籍市町村長に差出さんとす而して妻は二十五年未滿なり然るに一般協議離婚の場合には當事者が年齢二十五年未滿の者なるときは民法第八百九條に依り父母の同意を必要とするも本件の場合は妻の父母は外國に居住する外國人なるを以て右民法の規定は妻の父母には適用なく總て其の同意を必要とせざる義なりや若し絶對に之を必要とせば其の外國人たる父母が之に同意をせざる場合は協議上の離婚は之を爲すの途無之や右に關する貴省の御意見差懸りたる事情も有之に付何分至急御回示相煩したし追て右の場合に妻の父母が本邦内に居住すると否とによりて其の同意の必要の有無に差異あるべきや併せて御回示を乞ふ

回答

客月二十六日付通三普通第七七號御照會の件妻の父母が本邦に居住すると否とを問はず其の同意を要せざる義と思考致候此段及回答候也

(大正十三年一月三十一日伊丹區裁判所判事稟伺
同年三月五日民事局長回答)

- 一 大正十年七月一日以前に於て内地の女が朝鮮人との婚姻届を女の本籍地に届出で女の戸籍にのみ婚姻事項の記載あるものは共通法第三條及同年朝鮮總督府令第九十九號第十一條(同令は後に廢止せられ朝鮮戸籍令第三百二十一條に同趣旨の規定設けらる)の趣旨に従ひ女の本籍地市町村長に於て戸籍法第四十二條の二第三十一條及第五十六條に依り婚姻届書の謄本を作り夫の本籍地府尹又は面長に送付し其入籍通知を俟て女を戸籍より除くべきことは大正十一年六月十六日付民事第二二四五號下關區裁判所監督判事問合に對する貴局御回答の趣旨に依り明かなるも未だ此の除籍の手續を爲さざるもの今般協議上の離婚を爲さんとするには之を府尹又は面長に届出を要するや又右朝鮮人が内地に寄留し居るときと雖其の地に同届出を爲すことを得ざるや
- 二 前項後段得るとせば除籍の手續を爲さず離婚届に基き直に婚姻事項の次行に離婚事項を記載し可然哉又は第一項御回答の趣旨に依り除籍の上にあらざれば離婚届は受理すべからざるや
- 三 前項前段の場合に於て夫の戸主、父母等の同意の要否に付ては朝鮮の慣習に依るべ

きものと思料するも之等不明なるときは大正八年六月二十六日付民事第八四一號大阪區裁判所監督判事問合貴局御回答第十六項の趣旨に依り當事者をして欠缺なきことを證明せしめ受理差支なきや

回答

- 第一項 前段貴見の通後段夫の所在地なる内地市町村長にも届出を爲すことを得
 - 第二項 離婚の届出は之を受理し置き大正十一年六月十六日民事第二二四五號下關區裁判所監督判事問合に對する民事局長回答の趣旨に基き婚姻に因る入籍の手續を了したる上離婚に基き入籍の手續を爲すべし
 - 第三項 離婚に關する朝鮮の慣習は當事者をして之を證明せしむるか又は市町村長職權を以て之が調査を爲したる上受理すべし
- 第百五條 離婚ノ裁判力確定シタルトキハ訴ヲ提起シタル者ハ裁判確定ノ日ヨリ十日内ニ裁判ノ謄本ヲ添附シ前條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲スコトヲ要ス其届書ニハ裁判確定ノ日ヲ記載スルコトヲ要ス
- 第百六條 第五十七條第三項ノ規定ハ第百四條ノ届出ニハ之ヲ適用セス

第八節 親權及ヒ後見

第七條 父カ親權又ハ管理權ノ喪失ノ宣告ヲ受ケタル場合ニ於テ母其權利ヲ行フトキハ裁判確定ノ日ヨリ十日内ニ裁判ノ謄本ヲ添附シ其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス其届書ニハ裁判確定ノ日ヲ記載スルコトヲ要ス

第八條 第九十三條第一項ノ規定ハ失權宣告取消ノ裁判カ確定シタル場合ニ之ヲ準用ス此場合ニ於テハ届書ニ裁判確定ノ日ヲ記載スルコトヲ要ス

【取扱例】

(昭和三年七月二十三日大阪控訴院長照會、同四年三月十八日民事第一七二二號民事局長回答)

本日付日記第二三三〇號を以て當院管内各市區聯合第十三回戸籍事務協議會の決議に關する件及御報告候處右決議中別紙第二十四項は省議の變更を求むるものにして一應の理由あるものと被認候間御詮議の上何分の義本職迄御指示相成候様致度

(別紙)

二四、左記の場合何れも養母に於て親權を行ふことに省議決定を求めたし
(イ) 養家に養母と實父とあるとき

(ロ) 戸内縁組のものに付同籍内に養母と實父とあるとき

(ハ) 同籍内に養母と養母の配偶者にあらざる繼父とあるとき

回答

客年四月二十三日付日記第二三三一號御照會の件左記の通思考致候
第二十四項(イ)乃至(ハ)の場合孰れも養母に於て親權を行ふものとす(先例變更)

(昭和三年五月十七日函館區裁判所監督判事問合、同年七月七日民事第八二九五號民事局長回答)

大正十一年十一月二十五日山口區裁判所監督判事伺に對し同年十二月二十日民第四八八二號を以て「未成年者の親權を行ふ繼母が民法第九十七條第一項第二項の規定に従ひ財産目録を調整せずとの理由によりて未成年者の親族會に於て繼母の財産管理權免黜の決議を爲し未成年の後見人を選任し後見人より後見開始届を提出したるときは之を受理すべきものとす」と貴官の御回答有之候へども尙左の事項に付聊か疑義相生じ候條何分の御垂示相煩度此段稟伺候也

一、右御回答は人事法學判例總覽に掲載されあるも法曹會雜誌に掲載無之一般に公表せられざるものゝ如きも右御回答は今日にて改廢なきものなるや

二、前示御回答は其後改廢なしとせば繼父嫡母が未成年者の親權を行ふ場合にも準用せらるべきは勿論なるのみならず民法第九百十一條の理由により亦免黜することを得るや

三、民法第九百十一條民法第九百十七條の各場合の免黜理由は自ら異なるも未成年者の親族會に於ては財産管理權免黜を爲すに止らず全部的に親權者を免黜することを得るや

四、若し然りとすれば(イ)財産管理權免黜に因る後見開始と(ロ)全部的に親權免黜に因る後見開始の場合に於ける戸籍記載方を左の振合にて可なるや

(イ)年 月 日親權を行ふ繼父(嫡母繼母)財産管理權を免黜せられたるに因り同日後見開始同 月 日 日後見人 郡 村 番地何某就職に付届出月 日受

附回

(ロ)年 月 日繼父(繼母嫡母)親權を免黜せられたるに因り同日後見開始同 月 日 日後見人 郡 村 番地何某就職に付届出 月 日受附回

五、親權を行ふ繼父母嫡母が財産管理權を免黜せられたるにより後見開始し後見人就職したるときは繼父母嫡母の監督人ある時と雖も後見人の爲めに後見監督人の選任を要

すること勿論なるや

回答

本年五月十七日付日記第二一五號問合の件左の通思考致候

第一項 親族會は繼父母又は嫡母を免黜することを得ず(先例變更)

第九百九條 後見開始ノ届出ハ後見人其就職ノ日ヨリ十日内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス
届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 後見人及ヒ被後見人ノ氏名、出生ノ年月日及ヒ本籍
- 二 被後見人カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名及ヒ本籍
- 三 後見開始ノ原因及ヒ年月日
- 四 後見人就職ノ年月日

【取扱例】

出生子が母の家に入ることを得ざる爲め一家を創立したる場合に於て後見開始の日に付

戸籍法 第四章 届出

(大正十三年二月十九日發第三三七號字部市長請訓
同年四月十五日民事第五八三〇號民事局長回答)

左の兩説あり孰れを正當とすべきや

甲説

元來出生子は父母の家に入るべきを原則とし従つて父又は母の親權に服し監護、教育を受くるの權利を有するを本則とす左れば出生子が父又は母の家に入ることを得ざるや否やの未確定の期間中と雖も親權を行ふものなしと斷定することを得ざるべし依つて本件の場合は出生子が母の家に入ることを得ざる爲め一家創立の旨を掲記したる出生届を受理し一家創立の戸籍を編成したるに依りて始めて親權を行ふものなきこと確定するものなれば即ち後見開始の日は一家創立の日ならざるべからず

乙説

出生子が父又は母の家に入り又は一家を創立するは出生の日ならざるべからず従て届出の日と云ふことを得ざるべし故に後見開始の日は出生子の出生の日に遡及するものなりとす

同 答

乙説を可とす

(昭和五年一月廿八日島根縣加茂町長稟伺
同三月十八日民事第一三一號民事局長回答)

棄兒の後見開始の日に付き左記兩説何れが可なりや

甲説 出生の日なり

大正十三年四月十五日民事第五八三〇號御回答の要旨に係る私生子一家創立する場合は出生の日を一家創立の日と看做し且つ其日を以て後見開始の日と爲すの趣意なるに付き之に準し市町村長が推定により作成したる棄兒調査出生年月日を以て後見開始日となす尙出生年月日は推定したる時と雖も反證の擧らざる内は推定の出生日を確定的のものとする外なしとの説(私生子は一家創立する迄は完全に親權者あるに係はらず後見開始の日尙出生の日とあり)

乙説 一家創立の日なり

棄兒は私生子の場合と趣を異にし出生年月日等は公認的のものに非ず隨て戸籍作成の日を一家創立の日として其日より後見開始するとの説

右は差掛りたる事件も有之候間至急何分の御回示相煩度此段及稟伺候也

同 答

棄兒に對する後見開始の日は一家創立の日なりとす

第一百十條

後見人更迭ノ場合ニ於テハ後任者ハ就職ノ日ヨリ十日内ニ其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス
此場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ準用ス

第一百十一條

遺言ニ依ル後見人指定ノ場定ニ於テハ指定ニ關スル遺言ノ謄本ヲ届書ニ添附スルコトヲ要ス

後見人選任ノ場合ニ於テハ選任ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第一百十二條

後見終了ノ届出ハ後見人十日内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス
届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 被後見人ノ氏名及ヒ本籍

二 後見終了ノ原因及ヒ年月日

第一百十三條

前四條ノ届出ハ被後見人ノ本籍地又ハ後見人ノ所在地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第一百十四條

後見人ニ關スル本節ノ規定ハ保佐人ニ之ヲ準用ス

第九節 隱居

第一百五條

隱居ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 隱居者ノ氏名、出生ノ年月日及ヒ本籍

二 家督相續人ノ氏名、出生ノ年月日並ニ本籍及ヒ家督相續人ト隱居者トノ續柄

三 隱居ノ原因

【問答】

問 女戸主甲は乙男と婚姻の約成りたるも、乙男家に入籍する能はざるにより隱居の上入籍せんとす。隱居申請の書式は、隱居許可申請、本籍身分職業、申請人甲、同所法定家督相續人甲母丁、申請の趣旨、隱居の許可あらんことを求む、申請の理由、申請人甲は某村番地平民農乙と婚姻を爲すこととなりたるに付家督相續人母丁の承認を得たり、證據書類一、戸籍謄本一、婚姻證明書一、家督相續承認書、右申請候也年月日甲、裁判所宛、にて可なるや。

答 本問の場合女戸主甲の家にある母丁は、甲の當然の法定家督相續人にあらず、民法第九百八十二條に依る家督相續人なきときに限り、同法第九百八十四條に依り家督相續人となるものに過ぎざるが故に、甲は能力者（母丁にても可なり）を家督相續人に指定し、其指定家督相續人の承認を得て隱居許可の申請を爲すべきものとす。而して申請書

式は大體に於て可なるも丁の届書は指定家督相續人とすべきものとす。(大正十三年八月)

問 單身無資産の戸主甲は、婚養子として乙女と婚姻したるも、入籍すること能はず。乙との間に二女四男あり何れも乙の私生子となり居れり。今甲は乙家に入籍する爲め、丁年に達したる私生子を認知したり。如何なる手續を爲せば、乙家に入籍することを得るや、甲は六十歳未滿なり。

答 民法第七百五十三條により成年に達したる相續人を定めて、管轄區裁判所に隱居許可の申請を爲し、其許可を得て隱居を爲すか、若くは同法第七百六十二條により廢家の許可を得て乙方に入籍すべく。其入籍の方法は、乙が戸主たるときは入夫婚姻、乙の父又は母が戸主なるときは婚養子縁組等乙の戸籍の都合により異なるべし。(大正十三年七月)

問 甲戸主は乙養子に對し、明治三十九年甲所有の不動産の一部を贈與したることあり。その際乙は甲の無筆を奇貨とし、代書人に依頼して甲の隱居届を作成し不正に甲の印鑑

を押捺して届出を爲し、不動産の一部の名義書換を爲し、表面上戸主となり居れり。甲は本年三月右の事實を發見したるを以て、乙に示談的に戸主權回復の要求を爲したるも之に應ぜざるものとす。甲は回復請求の權利を有するや。

答 乙が甲の承諾なくして、隱居届を爲すも其届は何等の效力なし。従て甲は法律上戸主たる地位を繼續的に保有したるものにして、戸主は乙に移轉したることなきものとす。故に甲は乙に對し、隱居届出無効確認の訴訟を提起して戸籍の記載を回復すると共に、所有權取得登記抹消手續請求の訴訟を起し、家督相續に因る所有權移轉登記の抹消を爲すべし。(大正十一年四月)

問 女戸主あり、隱居して其夫に相續せしめんとす、手續如何。

答 女戸主夫婦間に子なきときは、女戸主は戸籍を取扱ふ役場に、夫を家督相續人に指定する届出を爲したる上、隱居届を爲さば可なり。(大正十一年七月)

第十節 死亡及ヒ失踪

第一百十六條 死亡ノ届出ハ届出義務者カ死亡ノ事實ヲ知リタル日ヨリ七日内ニ診斷書若クハ檢案

書又ハ檢視調書ノ謄本ヲ添附シテ之ヲ爲スコトヲ要ス
届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 死亡者ノ氏名、本籍及ヒ職業
- 二 死亡ノ年月日及ヒ場所
- 三 死亡者カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名及ヒ戸主ト死亡者トノ續柄

【取扱例】

(大正十二年五月十八日日記第六〇三號廣島市長伺
大正十二年七月二日民事第一八三三號民事局長回答)

民法施行前戸主甲失踪し弟願濟により甲の相續を爲し戸主となりたる後數年を経て(民法施行後)甲復歸したる時は甲は當然戸主たる身分を回復すべきや回復すとせば戸籍訂正に依り乙の戸籍を抹消し甲の戸籍を復活す可きものなりや
回 答

甲は當然戸主たる身分を回復すべきものにあらず

(大正十二年九月二十日民事第三四一三號
地方裁判所長宛民事局長通牒)

東京及近縣に於ける這度の震災に因り死亡したる者の死亡届の受理に關し疑義を挿む向

有之今日迄當省に於て右の質義に對し回答したる事例別紙の通に有之候間爲御參考此段及通牒也

(別紙)

安濃津地方裁判所長問合 (九月二十)
(五日電報)

震災に原因する死亡者に付ては死亡届に證明書なきも受理差支なきや電信にて回答を乞ふ

民事局長回答 (大正十二年九月二十六)
(日、民事第三三五九號)

本月二十五日發電報問合の件死亡の事實明なるに於ては貴見の通

名古屋地方裁判所長問合 (九月二十二)
(日電報問合)

關東地方の震災による死亡者の死亡届をなさんとする者多し添附書類に付き便宜の方
法これなきやへん

民事局長回答

(大正十二年九月廿六日)
(民事第三三二八號)

本月二十三日電報問合死亡届受理方の件は死亡の事實を確認し得るに於ては添附書類を要せず

沼津區裁判所監督判事問合

(大正十二年九月廿一日)
(日記第一一八一號)

今回の震災に付死亡したるもの、死亡届出方に付左記事項の届出又は報告は之を受理することを得ざるや疑義に涉り候間何分の御指示相煩度此段及照會候也

- 一、醫師の検案又は検視官の検視を求むるの違なく届出義務者が死體を引取り火葬に付し遺骨を携帯し來りたる場合に於て届書に其事由を記載したるもの
- 二、届出義務者が死亡の事實を確認したるも死體を遺棄し避難し來りたる場合に於て死亡届書に其旨記載したるもの
- 三、前項の場合に於て死亡の事實を目撃したるものが届出義務者に非ざるとき其目撃者の作りたる事實證明書を添付したる届書
- 四、検視の違なく直ちに役場に於て假埋葬に付したるものに付市町村長の作りたる死亡

報告書

民事局長回答

(同年九月廿七日)
(民事第三三二七號)

本年九月二十一日附日記第一一八一號照會の件例示の場合の死亡届及報告書は之を受理するを相當と思考致候此段及回答候也

(大正十二年十一月五日戸甲第八九號東京市京橋區長稟伺)
(大正十二年十一月九日民事第四七七五號民事局長回答)

今回の震災に因る死亡者の死亡届出方に付き本年九月十四日前橋地方裁判所長伺に對する民事第三二二二號及同月十七日千葉區裁判所監督判事伺に對する民事第三二二六號民事局長御回答に依れば診斷書、検案書又は検視調書等を得ること能はざるも死亡の事實を確認し得べき場合は添附書類無きも死亡届を受理すべき取扱例に有之他管より右添附書類なき死亡届の送付を受くるも死亡の原因及年齢等不明なる爲め戸籍對照上正確を期し難きものと思料せられ候に就ては市町村長が死亡の事實を確認したる場合に於ては確認の根據たるべき事由例へば死亡自認者の證明あるときは其證明書等の證據書類を添附せしめ死亡の認定を明確になし置くの必要ありと思考せられ候も果して如何

右差掛りたる件に付き至急何分の御回答相煩度戸籍法施行細則第五十四條に依り此段稟
伺致候也

回答

本年十一月五日付戸甲第八九號稟伺の件は貴見の通取扱ふを相當と思考致候此段本官よ
り及回答候也

(大正十五年七月二十八日飯山區裁判所判事問合)
同年九月十八日民事第七〇六七號民事局長回答)

戸主甲失踪宣告の判決に依り法定の推定家督相續人乙が家督相續戸主となり次で戸主乙
は廢家許可の裁判を得て他家入籍したる後甲は生存すること判明し民法第三十二條に依
り失踪宣告取消の裁判確定したり此の場合に於て甲の回復すべき前戸主の家は既に善意
に且つ適法に廢家したるものなれば前戸主權を回復することを得ず民法第七百四十條に
準じ一家を創立するか又は其家を再興するの外無之と思考致候へ共先例不明目下差懸り
たる事件相生じ疑義に付至急御意見承知致度候

追て本件事實の内容は財産を目的とせず妻子の入籍上單に戸籍の編製を求むる次第に
して一家創立若は廢(絶)家再興し差支なきものと思せば其届書例及戸籍記載例別紙の通

にて可然哉併て御意見伺度候

(別紙)

廢(絶)家に因る一家創立(又は再興)届

郡 村 番地

廢(絶)家戸主 乙

右乙父

父 氏 名 續柄
母 名

一家創立者(又は再興者) 甲

生年月日

右甲大正年月日失踪宣告取消裁判確定の處實家郡村番地乙廢(絶)家に付回復すべき家な
きに因り郡村番地に於て何氏一家創立(又は再興)

戸籍に記載を要すべき追完事項

婿養子縁組婚姻に因る入籍事項

離婚の事項

失踪宣告の事項

右失踪宣告取消に依り一家創立(又は再興)別紙判決謄本相添へ届出候也

大正 年 月 日

届出人 甲

印

村長氏名殿

(別紙)

戸籍記載例(一家創立又は再興事項)

大正年月日失踪宣告取消の裁判確定郡村番地甲届出實家廢(絶)家に付郡村番地に一家創立(又は再興) 印

回答

客月二十八日附第一四〇一號問合の件甲は失踪宣告の取消に因り戸主權を回復すべき儀と思考致候此段及回答候也

法曹會決議

死亡届を爲すに際し診斷書を作るべき醫師及埋火葬を行ひたる神職僧侶死亡し又檢案書

若くは檢視調書又は之に代るべき書類滅失したるときは死者の親族縁故者等死者の死亡の事實を知れる者の證明書を添付して死亡届を爲すことを得(大正十二年十一月七日)

法曹會決議

溺没者の死體を發見せざるも死亡の事實を確認し得るに於ては確認の根據となりたる證據書類を死亡届に添付せしめ之を受理することを得(大正十二年十二月五日)

第一百七條 左ニ掲ケタル者ハ其順序ニ從ヒ死亡ノ届出ヲ爲スコトヲ要ス

第一 戸主

第二 同居者

第三 家主、地主又ハ家屋若クハ土地ノ管理人

第一百八條 死亡ノ届出ハ死亡地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得

【取扱例】

(大阪市北區長伺、大正十四年四月七日民事局長回答)

戸主と同居を爲さざる法定推定家督相續人が其戸主の死亡届出を爲す場合に於て届書及び戸籍に届出人の資格を戸主と記載し差支なきや大正五年十二月八日附福井市長伺第四

戸籍法 第四章 届出

項に對する大正六年二月二十三日附民第三七九號法務局長御回答の趣旨に依り前記卑見の通取扱ひ差支なかるべきやに思考致候得共大正九年三月三十日附大阪區裁判所監督判事問合第二項に對する同年五月三日附民事第一〇九七號民事局長御回答の次第も有之候に付き何分の御指示を得度

回 答

相續人と記載するを可とすべし

【問 答】

問 死亡届出人の資格に同居者とあるは同戸籍内の者を指すや、將又死亡當時に實際同居せる者を指すものなるや。單身戸主死亡のとき、家主地主等共々遠隔の地にある場合に於ける届出人は何人なるや。

答 戸籍法第十七條に規定せる死亡届出人中同居者とあるは、死亡者と同一戸籍内にあると否とを問はず、死亡者と實際同居せる者を指すものとす。單身戸主の死亡の場合、同居者其他同條規定の届出人なきときは、近隣の者等何人より届出るも可なり、茲に注意すべきは、同條は届出義務者を規定したるものにして、其他の者の届出を禁止したるにあらず。(大正十四年四月)

第一百九條

水難、火災其他ノ事變ニ因リ死亡シタル者アル場合ニ於テハ其取調ヲ爲シタル官廳又ハ公署ハ死亡者ノ本籍地ノ市町村長ニ死亡ノ報告ヲ爲スコトヲ要ス

第二十條

死刑ノ執行アリタルトキハ監獄ノ長ハ遲滞ナク監獄所在地ノ市町村長ニ死亡ノ報告ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ハ在監中死亡シタル者ノ引取人ナキ場合ニ之ヲ準用ス此場合ニ於テハ報告書ニ診斷書又ハ檢案書ヲ添附スルコトヲ要ス

第二十一條

前二條ノ報告書ニハ第十六條第二項ニ掲ケタル事項ヲ記載スルコトヲ要ス

第二十二條

死亡者ノ本籍分明ナラス又ハ死亡者ヲ認識スルコト能ハサル場合ニ於テハ警察官ハ檢視調書ヲ作り之ヲ添附シテ遲滞ナク死亡地ノ市町村長ニ死亡ノ報告ヲ爲スコトヲ要ス

死亡者ノ本籍分明ナルニ至リ又ハ死亡者ヲ認識スルコトヲ得ルニ至リタルトキハ警察官ハ遲滞ナク其旨ヲ報告スルコトヲ要ス

第一項ノ報告アリタル後第十七條第一號及ヒ第二號ニ掲ケタル者カ死亡者ヲ認識シタルトキ

八十日内ニ死亡ノ届出ヲ爲スコトヲ要ス

第二十三條

第七十一條、第七十五條及ヒ第七十六條ノ規定ハ死亡ノ届出ニ之ヲ準用ス

【取扱例】

(大正十三年一月十日中第一三號札幌地方裁判所長
同合同年一月三十日民事第一六九號民事局長回答)

今般北海道廳警察部長より別紙の通り問合有之候處是迄變死人ある場合に於ては明治三十年九月十五日北海道廳訓令第九十五號變死人檢視手續により警察署長又は分署長檢視を爲し檢視調書を作成すへき規定にして若し其變死者本籍分明ならざるときは戸籍法第二百二十二條に基き所轄市町村長に遅滞なく報告を要する儀に候然るに新刑事訴訟法第百八十二條によれば變死人の檢視は主として檢事に於て之を爲し司法警察官は檢事の命令ある場合に限り司法警察職務規程第四十七條により檢視を爲し其結果を檢事に報告するに止まり檢視調書作成に付ては何等規定も無之候處右の場合も從來通り他面警察署長若くは分署長として檢視調書を作成し戸籍法所定の報告を爲すへき儀と思考候得共爲念一應御意見承知致度此段及御問合候也

(別紙)

警刑秘第五三六四號

大正十三年一月八日

北海道廳警察部長

札幌地方裁判所長殿

變死人檢死取扱方の件

改正刑事訴訟法第八十二條に於て檢事若くは檢事の命により司法警察官の爲したる檢視に係る變死人にして戸籍法第二百二十二條に該當する場合所轄市町村長に對する報告方の件は如何に取扱可然哉何分の回答相煩度候

回答

本年一月十日附中第一三號問合の件既に檢事の檢死調書か作成せられある場合に於ては警察官は其の謄本を添付して市町村長に死亡の報告を爲すも妨げなき儀と思考致候此段及回答候也

第二百二十四條 失踪宣告ノ届出ハ其宣告ヲ請求シタル者裁判ノ日ヨリ十日内ニ裁判ノ謄本ヲ添付

シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 失踪者ノ氏名及ヒ本籍
- 二 民法第三十條ニ定メタル期間滿了ノ日
- 三 失踪者カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名及ヒ戸主ト失踪者トノ續柄

戸籍法 第四章 届出

【取扱例】

(昭和四年六月二十日大阪市港區長稟伺、同七) 月二十日民事第五、八二七號民事局長回答

第一項 左記第一除籍の戸主甲は大正十五年八月二十日失踪宣告を受け大正六年二月十五日死亡と看做されたるを以て其の法定の推定家督相續人たる長女乙は家督相續戸主と爲れり而して乙は大正五年十月二十七日乙地に轉籍を爲し昭和二年八月四日死亡したるに付其の法定家督相續人たる母丙に於て家督相續戸主と爲り同年九月六日丙は他家より養子丁を迎へたる後同月十四日隱居を爲し其の法定の推定家督相續人たる養子丁に於て家督相續戸主と爲り今日に及びり然るに失踪者甲は生存しありて本年四月二十四日失踪宣告取消の判決確定したり此場合に於て甲の失踪宣告後乙の爲したる轉籍は無効なるや將た又有效なりやに就き左の兩説あり何れを可とするや

甲説

甲は失踪宣告取消に因り戸主權を回復する結果乙及丙丁と順次に爲したる家督相續は全部無効に歸するを以て從て戸主にあらざる乙の爲したる轉籍は當然に無効なり

乙説

民法第三十二條第一項但書に依り失踪者が生存せることを知らずして善意を以て乙が

爲したる轉籍は其效力を變せらるることなきを以て該轉籍は有効なり

記

(第一除籍)

本籍甲地

明治二十一年七月三日養子縁組入籍

明治二十一年十月二十日相續

大正十五年八月二十日失踪宣告

大正六年二月十五日死亡と看做さる

大正十五年九月四日長女乙家督相續

届出に因り本戸籍抹消

養父戊養子
戸主

甲

養父戊長女
妻
長女

乙 丙

(第二除籍)

本籍甲地

戸籍法 第四章 届出

戸籍法 第四章 届出

大正十五年八月二十日前戸主甲失踪宣告
大正十六年二月十五日死亡と看做されたる
に因り家督相續届出
大正十五年九月四日受付
大正十五年十月二十七日乙地に轉籍
全戸除籍

戸主

一五六

乙

(第三除籍)

本籍乙地

大正十五年八月二十日前戸主甲失踪宣告
大正十六年二月十五日死亡と看做されたる
に因り家督相續届出大正十五年九月四日
受附大正十五年十月二十七日甲地より轉
籍入籍
昭和二年八月四日死亡
昭和二年八月二十五日母丙家督相續届出
に因り本戸籍抹消

戸主

母

乙

丙

(第四除籍)

本籍乙地

昭和二年八月四日前戸主乙死亡に因り
家督相續届出
昭和二年九月十四日隠居届出
昭和二年九月十四日養子丁の家督相續
届出に因り本戸籍抹消
昭和二年九月六日丙と養子縁組入籍

戸主

養子

丙

丁

(現在の戸籍)

本籍乙地

昭和二年九月六日丙と養子縁組入籍
昭和二年九月十四日前戸主丙隠居に因り
家督相續届出
昭和二年八月四日前戸主乙死亡に因り
家督相續昭和二年九月十四日隠居

戸主

養母

丁

丙

戸籍法 第四章 届出

一五七

母

丙

第二項 前項失踪宣告取消に因る戸籍訂正申請ありたるときは失踪者甲の戸籍は宣告當時の本籍即ち甲地に於て回復するものなるや將又現在戸籍の存する乙地に於て回復すべきものなるや

第三項 大正五年九月二日大阪區裁判所監督判事問合同年十一月二日民事第一三三一號法務局長回答第三項に法定の推定家督相續人なき戸主甲が失踪宣告を受けたるに因り妹乙は家督相續人を選定せられ戸主と爲り更に他家の丙男戸主廢家の上乙と入夫婚姻を爲し入夫戸主と爲りたる後甲の失踪宣告取消され其の失踪宣告の判決に因る戸籍訂正申請ありたるときは戸主甲の除籍に訂正事由を記載し失踪事項を抹消し又丙の戸籍も事由を記載して抹消し甲の戸籍を回復すと有之乙の除籍に就ては抹消せず其の儘に爲し置くものゝ如し果して然らば本問の如き場合に於ても甲の除籍(第一除籍)に訂正事由を記載し失踪事項を抹消し又丁の戸籍(現在の戸籍)も事由を記載して抹消し失踪者甲の戸籍を回復せば可なりや將又右の外第二、第三、第四の除籍をも全部事由を記載して抹消すべきものなるや

第四項 本問戸籍訂正の申請書には現在の戸主たる丁の連署を要するや要すとせば丁に於て連署を爲さざるときは其の儘受理差支なきや

右は目下差掛りたる事件に有之候條至急何分の御指令を仰ぎ度此段及稟伺候也

回答

客月二十日付日記戸第六七九八號稟伺の件左記の通思考致候

- 第一項 甲説を相當とす
- 第二項 前段貴見の通
- 第三項 後段貴見の通
- 第四項 丁の連署を要せず

第十一節 家督相續

第二百二十五條 家督相續ノ届出ハ戸主トナリタル者相續ノ事實ヲ知リタル日ヨリ一ヶ月内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス但入夫婚姻ニ因リテ戸主ト爲リタル者ハ此限ニ在ラス

- 一 家督相續ノ原因及ヒ戸主ト爲リタル年月日
 - 二 前戸主ノ氏名及前戸主ト戸主トノ續柄
- 戸主ト爲リタル者カ外國ニ在ル場合ニ於テハ三ヶ月内ニ届書ヲ發送スルヲ以テ足ル

【取扱例】

(大正八年五月二十三日福山區裁判所監督
判事問合同年六月十四日民事局長回答)

戸主は明治四十年生の長男と明治三十五年生の甥とあり戸主が甥の母と婚姻を爲したる爲め甥は繼子と爲りたり此場合の相續權に付ては民法第九七〇條第二項の如き明文なきを以て繼子に相續權ありや

回答

長男を以て家督相續人とす

(大正十一年六月十五日青森區裁判所管内戸籍事
務研究會決議、同年七月十四日民事局長通牒)

戸主の繼子男にして年長なるときは實子男より優越せる相續權を有するや
(決議) 相續權は繼子男にあり
通牒

繼子の相續權に付ては一概に決すべきに非ず家付なりや將た他家より入りたるものなりや等被相續人の家に於ける關係其の他の事情を參酌し個々の事案に付之を決すべきものとす

(大正十二年六月二十六日日記第五九〇號千葉區裁判所監督
判事照會、同年七月十日民事第二四〇八號民事局長回答)

法定の推定家督相續人たる地位を廢除せられたる甲戸主の長男乙が分家を爲したる後更に廢家の上甲戸主と養子縁組を爲し甲家に入籍後甲戸主の次男出生したり此の場合相續權は長次男何れにありや

右差掛りたる事件有之候條至急何分の御回示を得度及御照會候也

回答

本年六月二十六日附日記第五九〇號照會の件相續權は次男にありと思考致候此段及回答候也

(大正十一年十一月二十日愛媛縣越智郡宮窪村長稟
伺、同年五月十六日民事第三〇七號民事局長回答)

大正七年六月二十八日大阪區裁判所監督判事問合母の婚姻に因り入籍せし子は民法第九百七十二條の適用の有無に對し同年九月十六日民事第二〇一三號法務局長回答に依るときは之が適用を受けざる趣旨及大正八年四月四日二ノへ第二〇八號同監督判事問合第二十項の(一)戸主が廢家の上妻及長男を携へ他家相續を爲したる後其の家に於て二男を擧げ

たるとき其長男に對する第九百七十二條の適用如何に對し同年六月二十六日第八百一號民事局長回答に例示の場合に付ては長男を相續人と爲すを相當とすとあるに徴するも第九百七十二條には明かに民法第七百三十七條及第七百三十八條の入籍者の相續順位制限にして此以外の事由に依りて家族となりし直系卑屬の相續順位を包含しあらざるを以て如上の回答を與へられたるものと思料せしに今回左記問題に對し長男清は第九百七十二條の適用を受くる旨論ずる者あり之が論據として大正六年十二月二十四日二ノニ第四九〇一號堺區裁判所監督判事問合第二項廢家者が婚姻又は養子縁組等に因り他家に入りたる場合に於ても之に従ひ入籍したる直系卑屬に付ては尙ほ民法第九百七十二條の適用あるやに對し大正七年一月二十六日民第二五六三號法務局長回答此場合も第七百三十七條の特別の場合と見做し同第九百七十二條の趣旨に基き相續人を定むるを相當とすとあるを援用するも左の問題の如きは上述大阪區裁判所監督判事の問合と同一趣旨なるを以て長男は斷じて第九百七十二條の適用を受くるものに非ずして堺區裁判所監督判事に與へられたる民第二五六三號法務局長回答は變更せられたるものと思料致候處尙疑義に互り候に付詳細何分の御指示を得度此段稟伺候也

記

一 左記戸籍面の相續權は長二男何れにありや

大正十年五月三十一日廢家養子縁組
同年十月五日相續戸主となる

戸主 何部 秋造

大正十年五月三十一日父秋造と共に入籍

妻 梅代
長男 清

大正十年六月十三日出生届出

二男 守
大正十年六月七日生

回答

本年一月二十日附戸第一二號稟伺の件例示の場合に於ては長男清家督相續人たるべきものとす堺區裁判所監督判事問合第二項に對する大正七年一月二十六日附民第二五六三號法務局長回答は變更せられたること無之同回答は民法第九百七十二條の趣旨に基き家督相續權を定むべき場合を同法第七百三十七條及第七百三十八條の規定に依る入籍者に限るは妥當に非ず他の規定に依りて入籍したる者に付ても之に準じて相續權を定むべき場合あるべきことを示したる議に有之候條右にて御了知相成度

(大正十二年六月三日戸籍第二一五號愛媛縣越智郡宮窪村長)
稟伺、同年七月十六日民事第二一〇五號民事局長回答)

民法第九百七十四條の代承相續人は被相續人の親族ならざるべからずとは現時學界に於ける有力なる論說にして市町村當務者中亦親族關係なき者をして相續せしむる事の家庭の内部關係を惡化せしむる實情に鑑み學說に共鳴する者少からず然るに貴省は最近迄依然代承相續人は被相續人の親族たるを要せずとの回答を與へ居れりこは該條中「其者に直系卑屬」とあるを以て「相續人たるべき者」の直系卑屬なるに於ては被相續人の親族たるを要せずとの意なるや或は他に論據あるや

回 答

民法第九百七十四條は法定の推定家督相續人が其の相續權を喪失することなくして戸主と爲りたる場合に於て當然其の者の家督を相續すべき順位に在る直系卑屬をして直ちに相續を爲さしむるの法意なりと解するを相當とすべきに付同條の規定に依り代襲相續人たるべき者は相續權を失ひたる者の直系卑屬なるに於ては被相續人の親族たることを要せざるものとす

(大正十二年六月三日發第五二號鳥根縣通摩郡久利村長)
稟伺、同年七月十日民事第二三〇〇號民事局長回答)

一、長男二男を有する戸主長男に對し家督相續人廢除の訴訟提起中裁判確定前死亡したり此場合に於て長男より家督相續權を爲すことを得るや
二、前項若し長男に於て相續權を爲すことを得るものとせば廢除の裁判確定後長男未だ相續權を爲し居らざる場合二男を戸主と爲すには是非長男をして一應相續權を爲せしめざる可らざるや或は直に二男をして相續權を爲さしむるを正當とすべきや

回 答

第一項 貴見の通

第二項 後段貴見の通

(大正十三年三月十五日奈良區裁判所管内戸籍事務協議會決議、奈良)
地方裁判所長報告、同年六月十六日民事第五二六四號民事局長通牒)

一、戸主は長男を廢除し男養子を爲したる後廢除當時懐胎し居たる長男の妻は男子を分娩せり而して其後戸主死亡により相續開始したるときは胎兒に相續權ありや

決議

養子に相続権あり

通牒

第一項 長男の子に相続権あり

(参照)

(大正四年十一月二十四日福岡地方裁判所長同合)
(大正五年三月十七日民第三九〇號法務局長回答)

問合

戸主に長二男あり長男の妻懐胎中長男廢除されたる後胎兒出生前又は出生後
家督相続開始したるときは相続権は二男胎兒孰れに在りや而して又此場合長男
が廢除せられたる後妊婦を従へ分家したるものなるときは如何に解すべきや

答

第一段は胎兒、第二段は長男の子を相続人とす第三段の場合に於ては子は出
生當時の父の家即ち分家に入るべく本家の家族に非ざるを以て本家戸主の相続
人とならず

(大正十三年八月二日山口區裁判所管内戸籍事務協議會決議山口地
方裁判所長報告同年十月八日民事第一〇四一八號民事局長通牒)

法定の推定家督相続人たることを廢除せられたる甲戸主の長男乙が分家を爲したる後廢
家の上甲戸主と養子縁組を爲し甲家に入籍せり其後甲戸主の二男丙出生したる場合相続

權は乙丙何れに在りや

決議 相続権乙に在り

通牒

二男丙相続権を有す

(大正十三年七月十日二戸區裁判所管内戸籍事務協議會決
議報告同年十月八日民事第一〇三〇〇號民事局長通牒)

九 左の戸籍の場合戸主市郎が隠居するに當り太郎に相続権ありや

戸主 大西一郎

元治元年三月一日生

兄二郎相續人

弟 明治十七年五月十日生

弟二郎長男

甥 太郎

明治三十七年一月一日生

明治二十九年二月二十二日相續人に
取据届出大正十三年三月十三日死亡

決議 太郎は家督相続人にあらず
通牒

第九項決議は民法施行前被相続人の兄弟姉妹を相続人と定めたる場合に於ては之を家督相続に關しては養嗣子と同様に扱ふべきものなるを以て其の直系卑屬は代襲相続権を有す従て本問の場合に於ても甥太郎に相続権ありとの趣旨に變更可相成此段及通牒候

(大正十五年六月三十日仙臺地方裁判所長問合同
年九月二十七日民事第五八七八號民事局長回答)

左記戸籍に付管内古川區裁判所監督判事より(一)戸主甲の法定推定家督相続人は長女乙なりや二女丁なりや(二)長女乙と戊との離婚に付戊を直に除籍したるは相當なりや否に付指示を求められたる處(一)に付ては長女乙は親族入籍者に係れば民法第九百七十二條の規定を適用するの結果他に特別なる明文なき現行法の解釋としては二女丁を以て法定の推定家督相続人と解すべきを相當と思考さるゝも其の後長女乙は夫戊と離婚したる以上は當然甲實家に於て婚姻前有したる身分を回復するものなるに依り假令其の以前に親族入籍に依り甲實家に入りたる事實ありとて之が爲長女の相続順位に付ては影響なきものなりとの説あり又(二)に付ては長女乙の夫戊は離婚するも甲家に入りたるは親族入籍

に係るに依り更に戊の實家(婚姻當時より甲家に入籍する迄在籍せし兄の家籍)に入るには更に親族入籍の手續を要し離婚に依り當然實家の家籍に入るべきものに非ずと思考さるゝも本戸籍の如く當然實家の家籍に入るべきものなりとの説あり
以上二個の場合に付未だ御省先例の公示せられたるもの見當らざるに依り戸籍事務統一の爲御意見承知致度此段及御問合候也

記

大正十五年死亡

大正四年戊と婚姻除籍

大正七年死亡

戸主
長女

明治二十三年生

二男

明治三十三年生

二女

明治四十一年生

長女夫

一六九

大正四年乙と婚姻

大正八年二月親族入籍

戸籍法 第四章 届出

大正八年五月妻乙と離婚除籍

明治二十一年生

大正四年戊と婚姻

長女

明治二十三年生乙

大正八年二月親族入籍
大正八年五月夫戊と離婚

回答

本年六月三十日日記第二二六二號問合の件(一)相續權は長女乙に在り(二)貴見の通思考致候

(大正十五年五月廿八日尾道區裁判所監督判事問
合同年十月八日民事第四六五號民事局長回答)

左の戸籍の相續人は繼子伊三郎なりと大正十三年十一月二十八日右村長に對し回答あり
たるが左記甲、乙兩個の場合に於ても同一なりや

明治三十七年相續

明治二十七年願濟廢嫡

戸主 村田みつ
繼子 伊三郎
孫父伊三郎
母みね

(甲戸籍)

はな

大正二年入夫婚姻

明治四十年相續大正二年甲と入夫婚姻

明治四十三年廢除

戸主
妻
繼子父亡丁
母乙

(乙戸籍)

大正八年指定相續

大正元年相續大正八年甲を
相續人に指定して隱居す

大正二年廢除大正九年
甲に認知せらる

戸主
亡兄の妻
庶子母乙
私生子

回答

甲戸籍に於ける繼子丙、乙戸籍に於ける庶子丙は孰れも相續權を有せず(先例變更)

(昭和二年九月二十三日金澤區裁判所監督判事稟伺
同年十月六日民事第八〇一〇號民事局長回答)

戸主、長女、長男、婦、孫(女)ある戸籍に於て戸主が孫を養子と爲したる後長男死亡し
次に戸主も亦死亡に因り相續開始せしときは相續權は長女、孫、孰れにあるやに付左記

甲乙丙説あり疑義相生じ目下差掛りの事件有之至急御意見承知致度候

甲説 孫女は長男生存中に於て戸主の養子となるも長男の直系卑屬なるにより代承相續人たるの権利消滅すべきものに非ざるを以て相續權は孫にあり

乙説 孫女は長男生存中に於て戸主の養子となり一等親たる準血族關係を生じ戸主の嫡孫たる關係なきものなれば代承相續の觀念を容るゝ餘地なし故に其後に於て長男死亡せる以上は民法第九百七十條により相續權は當然年長者たる長女にあり

回答

本年九月二十三日日記第一二八六號稟伺の件相續權は孫に有りと思考致候此段及回答候也

(昭和四年四月三十日宮地區裁判所判事司合、同年五月十一日民事第四一六一號民事局長回答)

分家を爲したる養子が親族入籍に因り實家より嫡母を養家より養母を亦他家より實母を入籍せしめ嫡母養母實母の三人を有するときの民法第九百八十四條に依る相續順位に關しては大正十年六月十八日日記第三一五三號富山地方裁判所長問合大正十年六月卅日民事第二七〇七號貴官の御回答に依り承知致候處右の場合の相續順位も矢張り右御回答と

同様に解し可然哉又は年長者とすべきや將た先きに入籍したる者なりや又は父の家との關係上嫡母とすべきや

認知に因り父の家に入りたる庶子甲更に他家に養子縁組入籍したる後絶家したる父の親族の家を再興したり而して甲は他家より實母を實家より嫡母を養家より養母を順次入籍せしめたる後死亡したるが其法定推定家督相續人たる直系卑屬なし

回答

客月三十日附庶第六六二號問合の件相續權は養母に在りとするを相當と思考致候此段及回答候也

(昭和四年八月三十一日 山形縣山形市長稟伺 同九月廿六日民事第八二九一號民事局長回答)

戸主の二女の婿養子が二女死亡後長女と戸内婚姻を爲したる場合戸主の相續人は長女婿養子何れなるやに付長女説と婿養子説と兩説あり長女説としては戸主に男子たる單純養子又は長女の婿養子のあらざる限り長女は相續人にして例へ二女の婿養子が長女と戸内婚姻を爲すも當初二女の婿養子として入家せる者なるを以て長女に先立ち相續權なしと云ひ婿養子説としては二女死亡と同時に婚姻は解消し長女と戸内婚姻に因りて民法第九

大正五年四月一日他家へ養子縁組除籍 長男乙吉二女 孫 竹 大正元年生子
 大正五年四月一日他家へ養子縁組除籍 長男乙吉三女 孫 梅 大正三年生子
 昭和四年十月 父亡甲野乙吉 養父甲野丙吉養女 梅 大正三年生子
 一日甲野丙吉 母 夕マ子 三女 孫 大正三年生子
 と養子縁組入籍 孫

回答

客月二十九日附日記戸第九七二五號稟伺の件家督相続人は二男丙なりと思考致候此段及回答候也

（昭和五年三月廿四日米澤區裁判所監督判事同合）
 同年四月一日民事第二九六號民事局長回答
 當區裁判所管内戸籍事務協議會に於て左記問題決議ありたる處養子丁を以て相続人なりと思料せらるゝを以て決議變更の上施行せしめ度き意見を有せり右決議の可否に付御意見拜承致度問合候也

問題

左記戸籍の家督相続人は誰れなりや

明治二十五年一月家督相続 戸主 長男
 大正元年三月死亡 長男
 明治三十二年一月婚姻入籍 婦乙の妻
 大正四年二月養子縁組入籍 養子
 大正五年十月丁と婚姻入籍 婦丁の妻
 明治三十九年一月他家へ入籍に付 孫父亡乙長男 養父丁
 除籍大正六年一月養子縁組入籍 孫母 丙長男 養母戊
 明治四十年五月他家へ養子縁組除籍 孫父亡乙二男
 昭和二年一月養子縁組復籍 孫母 丙二男
 決議 相続人は孫庚なりとす 庚
 (附記)

決議理由は孫庚は離縁復籍に依り實家に於ける身分を回復したりとの見解より出たるものなり

而して之と同趣旨なりとする山口縣大嶺村長問合に對する大正十一年五月十六日民事第三四六二號民事局長回答等ありて一見疑なきが如しと雖右問題は場合を異にするのみならず同回答末段の解釋としては本問題乙の相續權喪失當時既に他家に在りて承祖權を有せしことなき庚が復籍し身分回復したりと曾て有せしことなき承祖權をも回復したりと云ふ趣旨とは解し得ざるものと思料す何分書面を以て御回示相成度候

回 答

本年三月二十四日附第一八八九號問合の件は該決議の通取扱ふを相當と思考致候此段及回答候也

(昭和四年十一月二十一日靜岡縣清水市長稟伺、同五年三月二十四日民事第一七號民事局長回答)

庶子男と養子男との相續順位に就ては民法第九百七十條第一項第三號の規定上常に嫡出子を先順位者と信じ更に疑を起したることなし然るに大正五年一月二十五日附民第一六一一號民事局長の御回答に依れば庶子男相續權者なりとの御趣旨なるも右は庶子男を有する戸主が男養子を爲すべき届出を市町村長誤て受理し戸籍に記載を爲したる場合に於ける庶子男と養子男との相續順位を定むる問題なるを以て所謂變則の縁組に因り家籍

を取得したる養子なるが故に相續順位に於ても養子は庶子男に其順位劣る次第なるや果して然らば當該養子縁組届を誤て市町村長受理せし時縁組は有効に成立すとの御省先例に背反する如く感ぜられ且つ普通の場合に於ける養子縁組と男子ある戸主が更に男子を單純養子と爲すべき届出を市町村長誤て受理せし場合養子縁組の成立及效力(縁組取消なき場合)に輕重厚薄の差異ある次第なりや若し然らずとせば右民事局長の御回答が庶子男に相續權ありとは其理由及準據すべき法令の條章を承りたし

前項庶子男相續權者なりとあるを以て左記の如き場合も亦庶子男を相續上の先順位者として取扱ひ可然哉若し相續上の順位は養子男に於て庶子男に優越するものとせば前問民事局長御回答の庶子男相續權者なりとの御趣旨と一致せざる點併せて承りたし

(左記)

庶子男を有する家族が單純養子を迎へたる後庶子男及養子男を携帶分家後家督相續開始したる場合

回 答

客年十一月二十一日附日記第一五〇五號稟伺の件左の通思考致候
引用の先例は其後の省議に依り變更せらる從つて例示の場合に於ては養子男を以て相

一 法曹會雜誌本年一月號百八十九頁掲載にかゝる昭和四年十月廿九日福岡市長稟伺に對し同年十一月廿二日民事第一〇〇三四號御回答に依れば相續人は二男丙なりと有之候然れども左記先例を綜合して考察するときは相續權梅子に在るが如し右は先例變更せられたるものなるや又は梅子の不正五年四月一日他家へ養子縁組の爲め其の家を去りたる當時に於ては代承相續權なきが故に後日養子縁組に因り其の家に入るも民法第九百七十四條の適用なしとの義なるや

先例

- (1) 大正五年五月卅一日大阪區裁判所監督判事問合に對する同年十一月九日民事第九〇六號法務局長回答
- (2) 大正元年十一月十二日愛知縣朝日村戸籍吏稟伺に對する同年十二月十七日民事第六六三號民事局長御回答

(3) 大正二年十二月十六日大洲區裁判所判事に對する同年十二月二十五日民事第一二九四號法務局長御回答

(4) 大正七年六月七日山口區裁判所監督判事稟伺に對する同年九月七日民事第一九五四號法務局長御回答

(5) 大正十四年九月卅日人吉區裁判所判事問合に對する同年十月十四日民事第九〇三九號民事局長御回答

二 前項の戸籍に於て孫梅子が昭和三年十月一日養子縁組後他家の養親と養子離縁を爲したるときは梅子に相續權ありや

三 同上梅子が養子縁組入籍にあらずして親族入籍に因り入籍したりとせば二男丙、孫梅子何れに相續權ありや

右は差掛りたる事件も有之候間至急何分の御回示相煩度此段及稟伺候也

同 答
第一項 養子縁組に因り他家に入りたる梅子は更に養子縁組に因り實家に入るも之が爲其實家に於て有せし身分を回復すべからざるを以て相續人は二男丙なりとす尙引用の本官回答は孰れも本件の場合と其の事例を異にするものとす

第二項 貴見の通

第三項 相続権は一男丙に在り

【問 答】

問 戸主甲に長女二女三女あり。明治二十七年乙男を養子として長女に娶はし、明治三十二年其間に丙男子出生せり。其後明治三十三年戸主甲に丁男子出生後乙死亡したるに、長女に戊を婚養子となし、其間女子已出生せり。此の場合甲の法定家督相続人は何人なるや。

答 乙が單に甲の女婚たるのみに非ずして、跡相続の爲に甲の養子となりたるものなりしときは、甲の相続人は養子の子丙なり。若し然らずして乙が、婚養子たるに止まりしならば、甲の相続人は丁なりとす。(大正十六年十月)

問 戸主死亡す。其戸籍に長男次男あり。長男は庶子なるも戸籍には嫡子の如く記載せり。孰れに相続権ありや。

答 我民法に於ては嫡子たる次男に相続権あり、庶子を嫡子の如く戸籍に記載しある

は、事實相違なるを以て、申請して變更すべきのみ。(大正十三年三月)

問 戸主甲妻乙との間に嫡出長女丙あり。乙懐胎中甲死亡し未成年丙女家督相続戸主となりたるに、一ヶ月後乙は男子丁を出生せり。此場合甲の家督相続人は丙丁何れにありや。丁男を戸主たらしめる方法如何。丙相続後一ヶ月過ぎたるのみ、民法第九百六十八條の規定は甲に全然子なき場合に適用せらるべきものにして、本問の場合には適用なきものと信ず如何。

答 本問の場合には家督相続権は丁男にあるものにして、民法第九百六十八條は此場合を規定したるものなり。故に戸籍法第六十四條により訂正せば可なり。

問 戸主甲に乙女あり。丙を婚養子となし、乙丙間に男子丁出生したる後、丙を離縁し再び丙を婚養子となしたる場合、丙丁何れに家督相続権あるや。若し丁に相続権ありとせば、丙に相続せしむる方法如何。

答 丁は丙の代承者たるに過ぎざれば、丙が舊位置に復したる以上、丙に相続権ありと